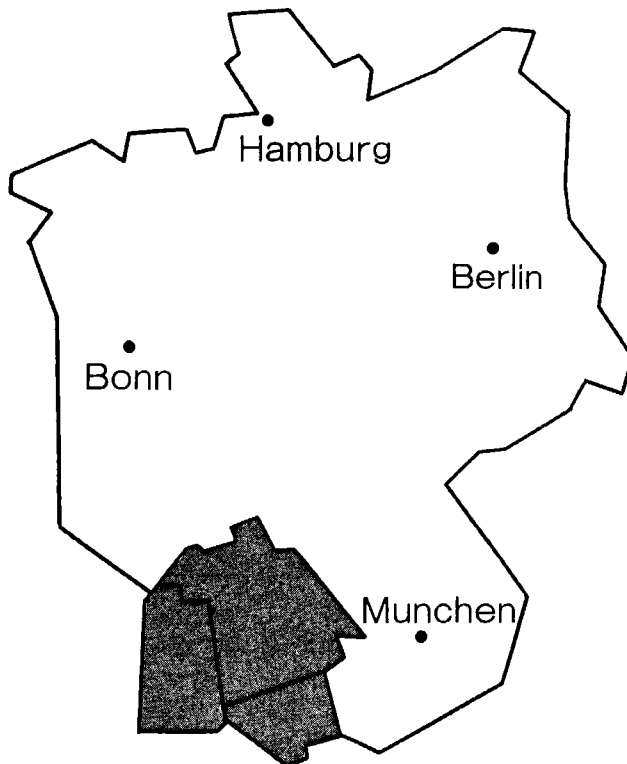


ドイツの森林法と助成措置

山 縣 光 晶 訳



財団法人 国際緑化推進センター

まえがき

本書は、一昨年、山形大学 北村昌美教授（現名誉教授）が、当センターが行った林野庁造林保全課の委託調査「多様化森林造成技術開発調査」で、ドイツを訪れた際に持ち帰ったドイツの森林法と森林の助成措置に関する資料を翻訳したものであります。

古くから、ドイツの林学や森林制度をお手本としてきた我が国にとっては、森林に対する国民の要望が多様化し、それに対応する制度、政策の整備が求められている中で、ドイツでのそれを知ることは大いに意義あるものと思われます。

センターでは、折角の資料を何とか多くの関心ある人々に見ていただければと、ここにこれを“熱帯林技術情報 No.2”として刊行することと致しました。

翻訳は長野営林局計画課長 山縣光晶氏にお願い致しました。氏はかつて、西ドイツの連邦林業・林産研究所客員研究員としてドイツに留学し、ドイツの林業政策には造詣の深い方で、現在、長野営林局計画課長として業務多忙にもかかわらず難しい翻訳をお引き受け頂きました。氏には、この難解な技術法律文を的確に、かつ、理解し易くするためにドイツの制度、用語などに注釈を付けて頂くなど、氏ならではの大変立派な翻訳をして頂きました。ここに、あらためて氏のご苦勞に対し深甚なる感謝を申し上げる次第であります。

最後に、本書が今後の我が国の林政に携わる者にとって、必ずや意義ある資料となることを祈念しつつ、刊行に当たってのご挨拶と致します。

平成5年3月

（財）国際緑化推進センター

理事長 秋 山 智 英

邦 訳 に 添 え て

ドイツとわが国とはさまざまな点で比較の対象になることが多い。共に敗戦国でありながら戦後めざましく復興した経済大国であり、また質的な違いがあるとはいえ、古来文化や芸術の水準が高い。いうまでもなく、両者の相違点もまた数多く見られる。それだけに、類似点との対照がいっそう比較への関心を深めるともいえよう。とりわけわが国の林学・林業はドイツの流れを汲むとされているだけに、今日もなおドイツ林学の理念や諸制度を意識せずにはおれない。もちろんアメリカの科学技術への関心は高いが、その関心の内容はドイツに対するのとはかなり違ったものとみてよいであろう。

さて、きわめて関心が高いとはいいいながら、はたしてわが国の林学者や林業人がどれほど詳しくドイツ林業の実態を知っているであろうか。たしかに最近のドイツに関する研究報告や訪問記の数はおびただしい。林業の分野もまた例外ではない。しかし、発表されたものの多くは断片的で、時には単なる感想や独断的な印象を述べるにすぎず、ドイツ林業の全容を知るには不十分なものが多いように思われる。かりに、その正確な内容はときかれれば、発表者自身がたじろいでしまうこともおそらくあるであろう。例えば酸性雨被害に関して、あるときは誇大に、またあるときは過小に報告されているという実態をみても、報告内容には常にあやふやさが伴っていると実感させられるのである。

ドイツ林業の実態に迫る方法の一つとは限らない。しかし、森林法をはじめとする法律や準則を参照してみることは、林業に関連する諸制度を把握するのに充分効果的といえるであろう。そこには現在の森林と国民の関連を示す具体的な手段が集約され、しかも厳密に表現されているのである。「ドイツ連邦森林法」をはじめとする法律や準則の邦訳の刊行を意図した第一の理由はここにあるといってよい。すなわち、ドイツ林業の客観的な理解にとって、これらの内容が的確な資料になるものと考えられるからである。

わが国にドイツ林学が導入されてから、すでに百年余を経過している。当然ながら、その間日本の林学・林業はわが国独自の発展をとげ、ドイツ林学や林業もまたドイツ独自の進展を見せたことであろう。今日両者の概念や方法の間に、当初は考えられもしなかった相違点が生じたとしてもおかしくはない。むしろそれが当然なのである。連邦森林法をはじめとする諸資料は、今日における両者の制

度上の相違点と、そこに至るまでの経過を明らかにしてくれるであろう。邦訳の刊行を意図した第二のねらいはこの点にほかならない。

最も奥行が深く、しかも興味が尽きないのは、ドイツとわが国の間に林業の理念や方法の違いをもたらしたその背景である。この背景はきわめて広範でしかも錯綜しており、ここにその全貌を示すことなど到底できそうもない。総括的な表現をすれば、両国の歴史や文化、政治や経済の全体が影響しているといえよう。ごく身近なところでも、国民の日常生活における自然とのふれあい、また比較的新しいところでは酸性雨による被害などがあげられるであろう。それら背景の影響は、条文の行間や「訳注」の至るところに見出せるにちがいない。ただ条文を追うのではなく、そういう背景にまで配慮しながら本書に接するなら、おそらく単なる制度の比較からは得ることのできぬ収穫がもたらされるにちがいなからう。邦訳の刊行を意図した理由の第三はこのことにほかならない。

法律の条文というのは、専門外の人間にとっては常に難解である。いくら読み返してみても理解できぬことなど珍しくない。ましてドイツ語の条文であればなおさらで、その難解さは何十倍にも相当するとみてよいであろう。しかも、林学の専門家からみれば法律用語はおそろしく難解であり、逆に法律の専門家からみれば、林学の用語がまたきわめて理解しがたいにちがいない。このような困難を克服して、日本語の条文への翻訳を見事に果たした訳者に、まず心から感謝をさげるものである。

一般人にとっての難解さは、条文の解釈にとどまらない。そもそも日本人にとって、連邦という国家形態が理解を超える存在である。まして、連邦森林法と州（ここではバーデン・ヴュルテムベルク州）森林法の関連や相違点などわかるはずもない。これらの点を見事に解き明かしているのが、随所に示された「訳注」である。「訳注」はそればかりでなく、連邦における現行の法律や準則相互の関係、さらにドイツの憲法である「基本法」との関連まで解明してくれている。もしこの「訳注」がなかったとすれば、おそらくせっかくの資料も的確には理解できなかったであろう。

術語の解釈が困難だとはあらゆる分野について言えることであるが、前述のように林業の理念や概念が相互に変化してきた今日、それに伴う解釈のずれまで問題にしなければならない。それなのに、今日なお不用意に用いられている術語の

なんと多いことか。「訳注」はまたそれらの点を指摘し、解釈の仕方に綿密な考察を加えた上、新しい術語の提案まで試みている。これまで用語の不適切さのために、林業が世人の誤解を招くことすら珍しくなかったことを考えれば、ここで新しい術語を採用することはきわめて適切な措置といえよう。若干の具体例をあげれば、従来の「保続性」に対して、もっと広い意味での「持続性」をあてたこと、誤解を招きやすい「開発」という言葉を避けて「基盤整備」という表現にしたことなどがある。厳密な語句の解釈と共に、今日的な問題意識も十分に兼ね備えた措置といえよう。さらに、これまた不用意に用いてきた「営林局」や「営林署」という訳語の言い換えも提示されている。それらの詳細については「訳注」そのものを参照されたい。

「訳注」の示す重大な指摘のひとつは、これまで安易に「森林組合」などと表現してきたものを「林業的連合」とし、そこに含まれる「森林経営共同体」や、「森林経営組合」に対する解説を加えたことである。もちろんそれらの内容については森林法自身に詳しいが、「訳注」によってわが国の「森林組合」との相違点を知ることができるであろう。

ここでそれぞれの内容に触れておきたい。「連邦森林法」にしても、「バーデン・ヴュルテムベルク州森林法」にしても、「森林の維持」に多くの条文が当てられていることがまず目につく。もちろんわが国の「森林法」にも「全国森林計画」などに関する規定はあるが、ドイツのように「国土整備計画」といった側面を持つものとは異なっている。ドイツの場合は、このあたりに国民の森林に対する期待といったものがうかがえるのである。

また、林内への立ち入りに関する条文は「連邦森林法」にも「州森林法」にも見られる。この立ち入りという行為に対する保証が、ドイツ国民にとってどれほど重要な意味を持つかは、林内の散策を楽しむというその日常生活から容易にうかがい知れるのである。あるいは、重要であるからこそこの条文が設けられているといってもよいであろう。しかも「自らの危険負担の下に」という表現が必ずつけられるところに、ドイツ的な思想を強く感じるのである。

ここに「バーデン・ヴュルテンベルク森林法」を取り上げたのは、多くの州の中でとりわけシュヴァルツヴァルトをはじめとする森林に恵まれ、代表とするのにふさわしいと考えたからにほかならない。「訳注」にも明らかなように、他の州

にはまたそれぞれの個性を持った「森林法」が定められている。ただそれらを網羅する余裕はないので、バーデン・ヴュルテムベルクのこの事例が「連邦森林法」と「州森林法」の相互関係や、「州森林法」の内容を知るための重要な資料となることであろう。

旧東西ドイツの再統一に伴って、「連邦森林法」にもある程度の手直しの行われる可能性はある。ただしそれがどの程度のもので、いつごろ行われるかについては目下何のてがかりも持たない。ただしその場合も「連邦森林法」の基本理念が大きく変わることはおそくないであろう。現行の「連邦森林法」の内容をここにあえて紹介するのはそのためである。

「連邦森林法」の第4章に、「林業は（中略）公的に助成されなければならない」とあり、「バーデン・ヴュルテムベルク州森林法」の第5部にも助成についての条文がある。このことは、ドイツにおける森林と林業の地位を示すものとして注目する必要がある。「森林法」の全体を通じて流れているのが、森林は単に木材を生産する存在ではなく、広く環境や水の循環系、あるいは自然景観などに貢献し、住民のレクリエーションにも活用される国民全体のものという思想である。国民はまたそれに何の疑いも抱かず、十分に森林からの恩恵を享受しているというのが実態である。「森林法」で林内への立ち入りを保証しているのが、その具体的な表れともいえるであろう。

「森林に関する助成措置の概要」と、「初代造林の補助金の交付」、「林業に不利な地域における森林施業の助長のための助成」についての記述が、以下に続く資料である。これらの資料から、助成の具体的内容をうかがい知ることができるであろう。このうち最初の「概要」は、フライブルク地方森林管理局（従来営林局と訳してきたもの）の定めた助成内容である。ここには種々の森林被害に対する助成、道路の建設に対する助成など、多数の項目にわたる助成金額や手続きが具体的に示されている。わが国における助成制度と比較してみれば、おそらく興味は尽きないであろう。また助成対象の中に、「新種の森林被害に起因する措置」とあるが、これは従来酸性雨被害と言われてきたものである。森林にとっての時代の背景というものを、しみじみと感じさせる項目である。

1993年3月

山形大学名誉教授 北村昌美

目 次

森林の維持及び林業の助成のための法律（連邦森林法）

第1章 総 則	1
第1条 法律の目的	1
第2条 森 林	1
第3条 森林所有の種類	2
第4条 森林所有者	2
第2章 森林の維持	2
第5条 州の立法処置のための規定	2
第1節 森林基本計画並びに公的利害関係者による計画及び措置の際の森林 の機能の確保	2
第6条 森林基本計画の役割及び原則	2
第7条 森林基本計画	4
第8条 公的利害関係者による計画策定及び諸措置の実施の際の森林の機 能の確保	4
第2節 森林の維持及び施業、初代造林	4
第9条 森林の維持	4
第10条 初代造林	5
第11条 森林の施業	5
第12条 保 全 林	6
第13条 レクリエーション林	6
第14条 森林の立ち入り	7
第3章 林業的連合	7
第1節 総 則	7
第15条 林業的連合の種類	7
第2節 森林経営共同体	7
第16条 定 義	7
第17条 森林経営共同体の任務	8
第18条 認 定	8
第19条 財団法人の資格の付与	9
第20条 認証の取り消し	10
第3節 森林経営組合	10
第21条 定義及び任務	10
第22条 森林経営組合の形成のための要件	10
第23条 森林経営組合の形成	10

第 24 条	組 合 員	11
第 25 条	定 款	11
第 26 条	森林経営組合の機関	12
第 27 条	組合総会の任務	12
第 28 条	組合総会の議長、招集及び議決関係	12
第 29 条	理 事	12
第 30 条	組合委員会	13
第 31 条	定款の変更	13
第 32 条	土地の離脱	13
第 33 条	割り当て金、分担金	13
第 34 条	監 督	14
第 35 条	組合の目録	14
第 36 条	森林経営組合の解散	14
第 4 節	林業連盟	14
第 37 条	定義及び任務	14
第 38 条	認 定	15
第 5 節	補完規定	15
第 39 条	林業におけるその他の連合	15
第 40 条	競争制限禁止法の規定の適用除外	16
第 4 章	林業の助成、情報提供義務	16
第 41 条	助 成	16
第 41 条 a	連邦森林資源調査	17
第 42 条	情報提供義務	18
第 43 条	情報提供義務の侵害	18
第 5 章	終 章	19
第 44 条	一般行政規則	19
第 45 条	特別な場合におけるこの法律の適用	19
第 46 条	他の法令の条文の変更規定	20
第 47 条	ベルリン条項	20
第 48 条	施行、諸法令の廃止	20

バーデン・ヴュルテムベルク州森林法

目 次	21
第 1 部 総 則	23
第 1 条 法律の目的	23
第 2 条 森 林	23
第 3 条 森林所有の種類	24

第4条 定義に関する規定	24
第2部 森林基本計画及び森林の維持	25
第1節 森林基本計画並びに官庁及び公的計画の責任者による事業実施の際 の森林の機能の確保	25
第5条 森林基本計画の目的及び任務	25
第6条 森林基本計画の原則	25
第7条 森林基本計画	26
第8条 官庁及び公的計画の責任者による、計画策定、諸措置の実施及び その他事業実施の際の森林の機能の確保	27
第2節 森林の維持	27
第9条 森林の維持	27
第10条 森林の転用の特別な場合	28
第11条 期限をつけた森林の転用	29
第3部 森林の育成管理及び施業	29
第1節 森林の施業	29
第12条 基本的義務	29
第13条 森林の持続的な施業	29
第14条 森林の育成管理的施業	30
第15条 皆伐の制限	30
第16条 伐採するまでには十分成熟していない林分の保護	31
第17条 再造林	32
第18条 森林火災及び自然現象に対する保護措置	32
第19条 林道の建設及び維持	33
第20条 森林の計画的な施業	33
第21条 専門知識に基づいた森林の施業	33
第22条 森林の施業の分野における自然環境への事前の配慮	34
第23条 施業がなされていない土地の造林	34
第24条 森林の土地の分割	35
第25条 先買権	36
第26条 森林使用収益権	36
第27条 近隣の者の義務、近隣の者の保護	37
第28条 他人の土地の使用、道路についての受忍	37
第2節 保護された森林地域	38
第29条 保全林	38
第30条 土地保全林	38
第31条 有害な環境作用に対する保全林	39
第32条 森林保護地域	39
第33条 レクリエーション林	40

第 34 条	森林内の猟区	41
第 35 条	損失補償	41
第 36 条	法規命令	42
第 4 部	森林の立ち入り	43
第 37 条	森林の立ち入り	43
第 38 条	森林の閉鎖	44
第 39 条	認定された林道における乗馬	44
第 40 条	森林果実及び森林植物の取得	45
第 41 条	火災による森林の危険	45
第 5 部	林業の助成	46
第 42 条	林業の助成	46
第 43 条	支出の代替	47
第 44 条	森林維持課徴金の使途	47
第 6 部	国有林、団体有林及び私有林についての特別規定	47
第 1 節	国 有 林	47
第 45 条	国有林の目標の設定	47
第 2 節	団体有林	48
第 46 条	団体有林における目標の設定	48
第 47 条	森林技術上の経営の管理	48
第 48 条	森林管轄区業務	49
第 49 条	私有林における任務の担当	49
第 50 条	定期経営計画	49
第 51 条	年次経営計画	50
第 52 条	臨時の収穫	50
第 53 条	法規命令	51
第 3 節	教 会 林	51
第 54 条	教 会 林	51
第 4 節	私有林：連 合	51
第 55 条	私有林の専門技術的な助成	51
第 56 条	共同体有林	52
第 57 条	共同体有林における法律関係の形成	53
第 58 条	公法上の法人格を持つ森林協同組合からの転換	53
第 59 条	団体有林に適用される規定の準用	54
第 60 条	共同体有林との同格化	54
第 61 条	林業的連合の形成及び林業的連合に対する専門技術的助成	54
第 7 部	州森林行政	54

第1節 森林官庁	54
第62条 森林官庁	54
第63条 地方団体有林管理局	55
第64条 森林官庁の管轄権限	56
第2節 森林官庁の任務	56
第65条 森林官庁の任務	56
第66条 自然景観に係る措置の場合の第3者への助言及び支援	56
第67条 森林の監督	57
第68条 森林の監督上の命令	58
第69条 担保の履行	58
第70条 警察命令	58
第71条 職務上の義務の主権作用的実行	59
第72条 私有林の森林職務における職業標識	59
第73条 団体有林の森林職務職員及び私有林の森林職務職員の職業制服	59
第74条 調 査	60
第75条 森林統計・情報提供義務	60
第3節 森林試験研究施設	61
第76条 森林試験研究施設	61
第4節 州森林評議会	61
第77条 州森林評議会	61
第8部 森林警備	62
第78条 森林警備	62
第79条 森林警備の行使：森林警備の受託者	62
第80条 私有林の森林業務に従事する職員に対する責務の付与	62
第81条 森林警備の受託者のその他の任務	63
第82条 森林警備の受託者の土地管轄権限	63
第9部 秩序違反	64
第83条 一般的秩序違反	64
第84条 森林所有者の秩序違反	66
第85条 秩序違反行為の訴追及び罰の所管権限	67
第86条 戒 告	67
第87条 没 収	67
第10部 経過規定及び終章規定	67
第88条 移行規定及び行政規定	67
第89条 既存の法令の変更	68
第90条 法規命令の廃止	68
第91条 施 行	68

連邦森林法及びバーデン・ヴュルテムベルク州森林法の訳注

— 総 説 —	69
(1) 連邦森林法及びバーデン・ヴュルテムベルク州森林法の関係	69
ア. 連邦及び州の関係	69
イ. 連邦と州の立法権限	69
ウ. 連邦法及び州法の立法の現状	71
エ. 連邦法の執行	71
オ. 連邦森林法の法的根拠・性格	71
カ. バーデン・ヴュルテムベルク州森林法の法的根拠・性格	71
(2) 連邦森林法制定の背景	72
(3) B W州森林法の制定の背景	73
— 個別事項の解説 —	74
◎連邦森林法	74
(4) ～～～ (36)	74
◎B W州森林法	81
(37) ～～～ (79)	81
参考文献	86

森林に関する助成措置の概要

I. 新種の森林被害に起因する措置（註．いわゆる酸性雨による被害）	87
II. 従来の森林造成措置	89
III. 丸太の長期的貯木のための施設及び設備	92
IV. 林業的連合	93
V. 林業経営用道路の建設	93
VI. レクリエーションのための措置	94
VII. 森林火災被害	94
VIII. 請負事業及び林業機械協業体による林業機械及び馬の使用	95
IX. 職業に関係する再教育（成人教育）の助成	95
X. 複数の経営体にわたる森林病害の防除	96
XI. 定期経営計画及び経営鑑定書の作成	96
XII. 自然現象並びに動物及び植物の害による異常な被害の際の援助	97
（訳 注）	98

初代造林の補助金の交付に関する農山村地域省準則

1. 助成目的及び法的根拠	99
2. 助成の受領者	99

3. プロジェクト推進のための補助の要件	99
4. 助成の形態及び額	100
5. その他助成に関する規定	101
6. 手続き及び支払い	101
7. 施 行	101
(付属資料)	102

林業的に不利な地域における森林施業の助長の為の助成に関する 農山村地域・食糧・農業及び森林省準則

1. 助成目的、法的根拠	103
2. 助成の受領者	103
3. プロジェクト促進のための助成の要件	103
4. 助成の形態及び限度	105
5. その他の助成についての規定	106
6. 手続き及び申請	106
7. 施 行	107

平衡給付金—森林—申請書1991

平衡給付金—森林—申請書1991	108
------------------------	-----

1991 年平衡給付金—森林—のための申請書類についての説明

一般的事項	114
申 請 者	115
申請書の各項目の説明	116
第1項 住所及び銀行関係について	116
第3項 不利な地域のための平衡給付金の同時申請について	116
第4項 事業（経営）についての報告について	116
第5項 所得について	116
第6項 森林の明細について	117
第7項 申請者の説明について	118
申請書の署名について	118

森林の維持および林業の助成のための法律

(連邦森林法) (訳注 1 及び 2)

1975 年 5 月 2 日 (連邦法律公報 1037 ページ)。連邦森林法第一次改正のための法律 1984 年 7 月 27 日 (連邦法律公報 1034 ページ) により改正。

第 1 章 総 則

第 1 条 法律の目的

この法律は、特に次の各号を目的とする。

1. 森林が経済的な効用 (利用機能) (訳注 4) を有し、また、環境、特に自然の循環系の持続的な給付能力、気象、水の循環系 (訳注 5)、大気の浄化、土壌の肥沃性、自然景観、農業構造及びインフラストラクチャーの構造に対して、さらに住民のレクリエーションに対して重要な意義 (保全機能及びレクリエーション機能) (訳注 6) を有していることから、森林を維持し、必要に応じて増加させるとともに、秩序に則した森林の施業を持続的に (訳注 7) 確保すること。
2. 林業を助成すること。
3. 公共の利益と森林所有者の利益の間の調整を図ること。

第 2 条 森 林

- (1) この法律における森林とは、森林植生で覆われている個々の土地をいう。皆伐または漸伐された跡地 (訳注 8)、林道、森林区画帯及び防火帯、林内の裸地及び樹木の無い場所、林間放牧地、野生動物の餌場、土場並びにその他森林と一体となり、これに資している土地も森林に該当する。
- (2) 農地もしくは市街地にある、樹群、並木、もしくは植え込みで覆われた小規模の土地、または苗畑として使われている小規模の土地は、この法律における森林ではない。
- (3) 各州は、その他の土地を森林に含めることができる。また、クリスマスツリー及び装飾用枝条採取木の栽培地並びに居住地に属する駐車場敷を森林の定義から除くことができる。

第3条 森林所有の種類

- (1) この法律における国有林とは、連邦が単独で所有する財産または州が単独で所有する財産の森林をいう。また、州の法令に基づいて国有林として見なされる場合に限り、州の共有財産の森林も国有林とする。
- (2) この法律における団体有林とは、市町村、市町村組合（訳注9）、目的組合（訳注10）並びにその他の公法上の団体、営造物及び財団が単独で所有する財産の森林をいう。宗教団体及びその施設並びにレアールフエアバント、ハウスベルクケノッセンシャフト、マルクゲノッセンシャフト、ゲヘーファーシャフト及びそれらに類する共同体（訳注11）の森林（共同体有林）は、州の法令に基づいて団体有林と見なされない限り、団体有林から除かれる。
- (3) この法律における私有林とは、国有林または団体有林ではない森林をいう。

第4条 森林所有者

この法律における森林所有者とは、森林を所有する者及び使用収益権限を有する者をいう。但し、使用収益権限を有する者は、森林を直接占有している場合に限る。

第2章 森林の維持

第5条 州の立法措置のための規定

この章の規定は、州が立法するための原則的規定（訳注12）である。各州は、この法律の施行後2年以内に、この章の規定に適合する法令を公布し、または、現にある法令をこれに適合させるものとする。

第1節 森林基本計画並びに公的利害関係者（訳注13）による計画及び措置の際の森林の機能の確保

第6条 森林基本計画（訳注14）の役割及び原則

- (1) この法律における森林基本計画は、森林構造（訳注15）の秩序及び改善に資するものであり、また、国民生活及び経済の発展に必要な、第1条の規定

にあげる森林の機能を確保することを目的としなければならない。

(2) 国土整備及び州計画の目標（訳注 16）は、森林基本計画の策定に当たって遵守されなければならない。

(3) 森林基本計画については、特に、次の原則が適用される。

1. 森林は、その面積及び空間的賦存状況に応じて、自然の循環系の給付能力にできるだけ良い影響を与え、自然的または人為的危険に対する保全に寄与し、及びできるだけ広く住民がレクリエーションの用に利用することができるよう、維持または造成されなければならない。また、これと同時に連邦領土に国境を接する地域の自然的、経済的及び社会的要請についても、可能な限り配慮されなければならない。
2. 森林の構成（訳注17）は、現にある要件に応じて、その機能が持続的に確保されるような状態にななければならない。
3. 立地条件からみて適した場所においては、他の要件が優先しない限り、土壌の肥沃性の維持または改善を図りつつ、できるだけ多くの、かつ、高価値な木材生産を行うよう、努められなければならない。
4. 森林の保全機能及びレクリエーション機能が特に重要な地域においては、保全またはレクリエーションを目的とする森林は、経済的利益の配慮の下に、適切な広がり及び構成を有していなければならない。この場合、特にレクリエーションに適した余暇時間の創造のためにふさわしい施設及び設備並びにその他の措置が計画されなければならない。
5. 農業限界収獲地、利用されていない農地または荒れ地は、造林することが経済的及び農業構造的観点からみて目的に適合したものであり、また、自然の循環系の給付能力が改善される場合には、造林されなければならない。森林の割合が高い地域においては、十分な土地が造林から除外されなければならない。
6. 複数の森林所有者の土地が小規模または錯綜していて、林業的土地利用からみて合理的でない場合には、林業的連合が組織され、また、必要な場合には、土地の区画整理が行われるよう、努められなければならない。

第7条 森林基本計画

- (1) 国民生活及び経済の発展に必要な森林の要件を確保するために、州の法令に基づく所管官庁は、個々の森林地域または州の所轄地域もしくは州の所轄地域の各地区（訳注 18）について森林基本計画を策定しなければならない。この場合、他の法令によって他の関与の形態が規定されていない限り、森林基本計画に利害が抵触する公的利害関係者に対して、適切な時期に説明がなされ、かつ、その意見が聴取されなければならない。森林基本計画に関係する森林の土地の所有者及びその他の土地所有者並びにそれらの結合体（訳注 19）について、これを準用する。
- (2) 森林基本計画は、第1条第1項の規定に即した森林構造並びに森林の機能に係る事情及び要件を考慮したものでなくてはならない。
- (3) 森林基本計画の国土整備上重要な要件及び措置は、各州の国土整備計画法令の規定に基づく他の国土整備上重要な計画及び措置との比較考量の下に、連邦国土整備計画法第5条第1項第1及び第2パラグラフ並びに第3項の規定に基づくプログラムまたは計画の中に盛りこまれるものとする。

第8条 公的利害関係者による計画策定及び諸措置の実施の際の森林の機能の確保

公的利害関係者は、森林の土地を必要とすることが見込まれ、または森林に影響を与える可能性のある計画の策定及び諸措置の実施に当たって、次の各号を行わなければならない。

1. 第1条の規定に基づく森林の機能を適切に考慮すること。
2. 林業を所管する官庁に対して、あらかじめ計画策定及び諸措置について説明し、及びその意見を聞くこと。但し、この法律及び他の法令によって他の関与の形態が規定されている場合には、この限りではない。

第2節 森林の維持及び施業、初代造林

第9条 森林の維持

- (1) 森林については、州法に基づく所管官庁の許可を受けた場合に限り、その土地を開発し、及び他の土地利用形態に転用することができる（転用）。転用

の申請に関して決定を行う場合には、森林所有者の権利、義務及び経済的利益並びに公共の利益が比較考量されなければならない。森林を維持することが公共の利益からみて優先される場合、特に、その森林が自然の循環系の給付能力、林業生産または住民のレクリエーションに対して重要な意義を有している場合には、これを許可してはならない。

(2) 森林の転用は、特定の期間についても、これを許可することができる。この場合、その土地につき適正な期限内に秩序に則して再造林されることが、覆行義務条件によって担保されなければならない。

(3) 各州は、次の各号について規定することができる。

1. その森林の土地について、他の公法上の規定に基づく、法的拘束力のある他の土地利用が定められている場合には、森林の転用について許可を必要としないこと。
2. 森林の転用について詳細な制限を設けること、または、特に、保全林及びレクリエーション林においてこれを禁止すること。

第 10 条 初代造林

(1) 土地の初代造林については、州法に基づく所管官庁の許可を必要とする。国土整備及び州計画の要件が造林になじまない場合及び覆行義務条件によってもこれに相当させることができない場合に限り、許可を拒むことができる。第 9 条第 2 項の規定を準用する。

(2) 各州は、次の各号について規定することができる。

1. その森林の土地について他の公法上の規定に基づく、法的拘束力のある造林行為が定められている場合、または、国土整備及び州計画の要件に抵触していない場合には、初代造林について許可を必要としないこと。
2. 初代造林について詳細な制限を設け、または、これを禁止すること。

第 11 条 森林の施業

森林は、その定められた目的の範囲の中で、秩序に則し、かつ、持続的に施業されなければならない。州法により、少なくとも森林所有者に対し、他の土地利用への転用が許可されている場合を除き、皆伐された森林の土地または漸伐によ

り伐りすかされた林分につき、定められた期限内に次の各号の一をなすよう義務付けることが規定されなければならない。

1. 再造林がなされること。
2. 自然により再生した立木が十分ない場合に限り、これを補うこと。

第12条 保 全 林（訳注20）

- (1) 森林は、公衆に危険、著しい損害、もしくは著しい負荷をもたらすものを予防し、または、それらから公衆を保護するため、森林に関する特定の措置をなし、または、これを禁ずることが必要な場合には、これを保全林に指定し、公表（訳注21）することができる。保全林の指定及び公表については、特に、1974年5月1日の連邦公害防止法（訳注22）（連邦法律公報Ⅰ、S 721）における有害な環境作用、水及び風によるエロージョン、干害、降雨の有害な流出並びに雪崩に対する保全が考慮されなければならない。連邦遠距離道路法第10条及び水の循環に関する法律（訳注23）第19条第1項第3号の規定は、これにより影響を受けるものではない。
- (2) 州法の規定に基づき保全林と同様の地位を有するものがある場合には、第1項の規定に基づく保全林の指定及び公表を必要としない。
- (3) 皆伐またはこれと同様の効果をもたらす漸伐は、保全林においては州法に基づく所管官庁の許可を要する。許可は、森林の機能を維持するために必要な限度において、覆行義務条件を付することができる。
- (4) 詳細については、各州がこれを規定する。各州は、現にある法令により森林所有者に対して、森林に関する特定の措置を禁じ、または、これをなすことを義務づけることができる。

第13条 レクリエーション林

- (1) 森林は、森林の土地をレクリエーション目的のために保全し、育成管理（訳注24）し、または形成することが、公共の福祉のために必要な場合には、これをレクリエーション林に指定し、公表することができる。
- (2) 詳細については、各州がこれを規定する。各州は、特に、次の各号に関する法令を発布することができる。

1. 森林施業の方法及び範囲
2. 森林訪問者の保護のための狩猟行為の制限
3. 道、ベンチ、避難小屋及びそれらに類似する施設または設備の建設、設置及び維持並びにレクリエーション利用を妨げる施設または設備の除去についての森林所有者の受忍の義務
4. 森林訪問者の態度（訳注 25）

第 14 条 森林の立ち入り

- (1) 何人もレクリエーションの目的のために森林に立ち入ることが許される。サイクリング、療養用車椅子による走行及び森林内の乗馬は、車道及びその他の道路上に限り許される。森林の立ち入りは、自らの危険負担の下に行われる。
- (2) 詳細については、各州がこれを規定する。各州は、重要な事由、特に、森林保護、森林の施業及び狩猟の管理の事由から、森林訪問者を保護し、著しい被害を回避し、または森林所有者のその他の保護に値する利益を保障するため、森林の立入りを制限し、及び森林の立入りと全部または部分的に同等の他の利用の方法を定めることができる。

第 3 章 林業的連合（訳注 26）

第 1 節 総 則

第 15 条 林業的連合の種類

この法律における林業的連合は、認定された森林経営共同体（第 2 節）、森林経営組合（訳注 27）（第 3 節）及び認定された林業連盟（訳注 28）（第 4 節）をいう。

第 2 節 森林経営共同体

第 16 条 定 義

森林経営共同体は、土地所有者の私法上の連合であって、これに属する森林及び造林の定めのある土地（土地）の施業を改善し、特に、小規模な面積、経済的に不利な土地形状、所有の分散、所有の錯綜、不十分な森林の基盤整備（訳注 29）

またはその他の構造的欠陥を克服することを目的とする。

第 17 条 森林経営共同体の任務

森林経営共同体は、少なくとも次の各号の一の措置をその任務としなければならない。

1. 経営計画または経営鑑定書及び予算計画並びに森林に係る個別の企画を調整すること。
2. 林産物生産のための重要な企画及び木材またはその他の林産物の販売を調整すること。
3. 造林、土壌改良及び森林保護を含む保育作業の実施
4. 道路の建設及び維持
5. 伐倒、玉切り及び集材作業の実施
6. 第 2 号から第 5 号までの措置のうち、複数のものに利用される機械及び器具の調達及び使用。

第 18 条 認 定

(1) 森林経営共同体は、次の各号の要件をみたす場合には、申請に基づき、州法に基づく所管官庁により認定される。

1. 森林経営共同体は、私法上の法人でなければならない。
2. 森林経営共同体は、これに属するすべての土地の規模、位置及び相互関係に応じて、施業の本質的な改善を可能にするものでなければならない。
3. 定款または会の約款は、次の各号に関する規定を含むものでなければならない。
 - a) 任 務
 - b) 任務達成のための財務手段
 - c) 任務遂行の監査に関する森林経営共同体の権利及び義務
 - d) 重要な会員義務に抵触するもので、責めの有る場合の、秩序維持手段または違約罰
 - e) 森林経営共同体が木材の販売を任務とする場合には、一定の木材について、その全部または一部を森林経営共同体を通じた売却に供すること

を会員に義務付けること。

4. 協同組合または経済的業務経営を行う社団法人の法的形態を選択するものにあつては、定款は、さらに次の各号について規定されていなければならない。

a) 構成員の資格の取得及び喪失についての要件。この場合、その資格については、遅くとも業務年度の第1三半期の期末には喪失を告知することができ、また、喪失告知期間は、少なくとも1年なければならない。

b) 組織、その任務及び議決の方法。この場合、実施しようとする森林に関する措置の種類及び範囲並びに共同販売に関する規則についての決定は、理事会が定款上その議決の権限を有していない場合に限り、総会または構成員集会によって議決されなければならないこと、及び3分の2以上の票が必要とされることについて、規定されなければならない。

5. 資本公司（訳注 30）の法的形態を選択する場合には、共同出資者が少なくとも3業務年度の間、共同して任務を遂行する旨が保障されていなければならない。

6. 森林経営共同体は、少なくとも7名の構成員を有さなければならない。

7. 森林経営共同体は、木材市場において自由競争の下に置かれなければならない。

(2) 第1項第3号のeに基づく業務は、構成員が加入前に締結した売買契約のための木材の数量については、適用されない。構成員は、その契約の範囲及び期間に関して、加入前に森林経営共同体に説明しなければならない。

(3) 共同体有林が森林経営共同体の構成員となる場合には、その森林経営共同体の構成員が7名未満であったとしても、これを認定することができる。

第19条 社団法人の資格の付与

林業的連合が経済的業務経営を行う社団法人の法的形態を選択した場合には、認定を行う所管官庁により、その認定と同時に、民法第22条の規定に基づく権利能力をその林業的連合に付与することができる。

第 20 条 認証の取り消し

州法に基づく所管官庁は、認定の要件が存在しなくなった場合または森林経営共同体がその任務を長期にわたって遂行せず、もしくは、十分遂行しなかった場合には、認定を取り消すことができる。

第 3 節 森林経営組合

第 21 条 定義及び任務

- (1) 森林経営組合は、公法上の法人の形態の、土地所有者の結合体であって、第 16 条にあげる目的を遂行するものである。
- (2) 第 17 条の規定を森林経営組合の任務に準用する。

第 22 条 森林経営組合の形成のための要件

- (1) 森林経営組合は、林業的に特に不利な構造を有する地域のためのものに限る、これを形成することができる。
- (2) その他、次の各号を要件とする。
 1. 形成について考慮されている土地の規模、位置及び相互関係に応じて、当該連合が、施業の本質的な改善を可能とすること。
 2. 当該連合が、木材市場において自由競争の下に置かれていること。
 3. 少なくとも 3 分の 2 の土地所有者であって、同時に面積の 3 分の 2 を代表する者が、形成に同意すること。
 4. 州法に基づく所管官庁が、すべての関係土地所有者に対して、森林経営共同体の設立を勧告しても、その成果があらわれないこと。
- (3) 第 2 項第 4 号の規定に基づく勧告にあっては、官庁は、期間を設けなければならない。期間は、原則として、1 年とし、2 年を越えてはならない。
- (4) 特に公共の目的に資している、または資することが定められている土地は、使用収益権者の同意の下に、これを森林経営組合に編入することができる。

第 23 条 森林経営組合の形成

- (1) 森林経営組合の形成のために、州法に基づく所管官庁は、準備総会を開催し、定款案並びに加入する土地及びその所有者の暫定目録を作成し、及び設

立総会を招集するものとする。

- (2) 定款は、州法に基づく所管官庁の許可を必要とする。
- (3) 森林経営組合は、定款の告示をもって成立する。
- (4) 州政府は、設立手続き、許可及び定款の告示の詳細を、法規命令（訳注 45）によって規定する権限を有する。州政府は、この権限を州の最上級官庁に付与することができる。

第 24 条 組 合 員

- (1) 森林経営組合の組合員は、加入された土地の所有者とする。土地所有者以外の他の者が土地の使用収益権者である場合には、その者は、使用収益権の存続期間につき、土地所有者の同意を得て、その権利及び義務を承継することができる。権利及び義務の承継は、所有者の同意と同様に、森林経営組合に対しても、書面をもって表示されなければならない。
- (2) 定款は、別の組合員の加入を認めることができる。

第 25 条 定 款

- (1) 定款は、組合員により、第 22 条第 2 項第 3 号にあげる多数をもって決定される。
- (2) 森林経営組合の定款は、次の各号に関する規定を含むものでなくてはならない。
 - 1. 森林経営組合の名称及びその住所
 - 2. 森林経営組合の任務
 - 3. 組合員の権利及び義務
 - 4. 組合員の議決権
 - 5. 森林経営組合の統治組織、管理及び代表
 - 6. 割り当て金の基準及び分担金についての評定根拠
 - 7. 予算制度、経営及び会計の執行並びに決算の処理
 - 8. 森林経営組合の解散に当たっての資産の使途
- (3) 第 18 条第 1 項第 3 号 e 及び第 2 項の規定を準用する。

第 26 条 森林経営組合の機関

森林経営組合の機関は、組合総会、理事及び組合委員会とする。但し、理事会は、定款がこれを予定する場合に限る。

第 27 条 組合総会の任務

組合総会は、理事及び理事長を選任する。組合総会は、次の各号に関して議決する。

1. 割り当て金及び分担金の限度
2. 予算案、年度決算及び利益金の使途
3. 理事の罷免
4. 定款の変更
5. 森林経営組合による土地の取得、売却及び抵当権の設定
6. 森林経営組合の解散
7. その他定款が組合総会に付与した件

第 28 条 組合総会の議長、招集及び議決関係

- (1) 組合総会の議長職は、理事長がこれを行う。
- (2) 議長は、組合総会を毎年、少なくとも 1 回招集しなければならない。議長は、少なくとも組合員の 10 分の 1 によって組合総会の招集の要求があるとき、または、監督官庁によって、議事日程の申し立ての下に、書類によって招集の要求があるときは、これを招集しなければならない。
- (3) 組合員の議決権は、その土地の規模に応じて、定款においてこれを定める。組合員は、それぞれ最低 1 票の議決権を有する。組合員は、総議決票数の 10 分の 2 を越える票を持ってはならない。組合総会は、この法律または定款において別段の定めのない限り、投票された票の過半をもって議決する。

第 29 条 理 事

- (1) 森林経営組合の理事は、理事長及び少なくとも他の 2 名の組合員から構成される。
- (2) 理事は、組合の業務を執行する。理事は、裁判及び裁判以外において森林

経営組合を代表する。

第 30 条 組合委員会

定款において、組合委員会が設けられる旨を定めることができる。第 27 条の規定にかかわらず、定款において、組合委員会に対し、軽微な事案についての議決権を付与することができる。さらに、組合委員会は、理事が特定の管理に係る任務を遂行する場合には、これに協力する旨を、定めることができる。

第 31 条 定款の変更

- (1) 定款の変更については、組合総会が、少なくとも全組合員の票の 3 分の 2 をもって、これを議決する。
- (2) 定款の変更は、州法に基づく所管官庁の許可を必要とする。変更は、告示をもって発効する。

第 32 条 土地の離脱

- (1) 土地の林業的利用または用途が、法令または官庁の命令もしくは許可に基づき、決定的に変わる場合には、当該土地は、転用の終了をもって、組合林から離脱する。
- (2) その他土地の組合林からの離脱は、州法に基づく所管官庁の許可を必要とする。許可は、重要な事由がある場合に限り、与えられる。許可は、土地の離脱が森林経営組合の任務の実施をそこなうおそれのある場合には、拒まれなければならない。第 22 条第 4 項においてあげられた土地については、使用収益権者がこれを要請する場合には、許可は、与えられなければならない。

第 33 条 割り当て金、分担金

- (1) 森林経営組合は、その他の収入がその財務上の必要額を支弁するのに十分でない場合に限り、組合員から割り当て金を徴収する。割り当て金は、森林経営組合に属する土地の規模に応じて、定期的に評価されなければならない。その他の基準は、適正なものであれば、これを用いることができる。
- (2) 森林経営組合は、特定の目的または給付のために、組合員から分担金を徴

収することができる。

第 34 条 監 督

(1) 森林経営組合は、州法に基づく所管官庁の監督の下におかれる。森林経営組合は、次の各号を行うためには、監督官庁の許可を必要とする。

1. 土地及び土地と同様の権利の売却並びに抵当権の設定
2. 借入金の借り入れ及び保証金の承継

(2) その他森林経営組合の監督は、州法に基づき規定される。州政府は、監督官庁の権限につき詳細を法規命令によって規定する権限を有する。州政府は、この権限を州の最上級官庁に付与することができる。

第 35 条 組合の目録

森林経営組合は、加入土地、その所有者及び議決権の目録を管理する。州政府は、目録の設置及び管理に関する詳細を法規命令によって規定する権限を有する。州政府は、この権限を州の最上級官庁に付与することができる。

第 36 条 森林経営組合の解散

- (1) 組合総会は、少なくとも全組合員の票の 4 分の 3 の多数をもって、森林経営組合の解散を議決する。
- (2) 議決は、州法に基づく所管官庁の許可を必要とする。

第 4 節 林業連盟

第 37 条 定義及び任務

- (1) 林業連盟は、認定された森林経営共同体、森林経営組合または州法に基づいて設立された森林経営協同組合もしくは共同体有林を含む類似の連合からなる私法上の連合であって、林業生産及び林産物の販売を市場の要求に適合させるよう努めることを目的とする。
- (2) 林業連盟は、その任務のため、次の各号の措置に限り行うことができる。
 1. 構成員の指導及び助言並びに森林基本計画への関与
 2. 販売の調整

3. 市場に適合した、産物の選別及び在庫管理

4. 機械及び器具の調達並びに使用

第 38 条 認 定

(1) 林業連盟は、次の各号の要件をみたす場合には、申請に基づき、州法に基づく所管官庁により認定される。

1. 林業連盟は、私法上の法人でなければならない。

2. 林業連盟は、林業生産及び林産物の販売を市場の要求に適合させることにつき、持続的な影響を与える能力を有するものでなくてはならない。

3. 定款または会の約款は、次の各号に関する規定を含むものでなければならない。

a) 任 務

b) 任務達成のための財務手段

4. 林業連盟は、木材市場において自由競争の下に置かれなければならない。

(2) 州法に基づく所管官庁は、森林経営共同体または森林経営組合の構成員となることができない個々の土地所有者の林業連盟への加入を認めることができる。

(3) 第 19 条及び第 20 条の規定を準用する。

第 5 節 補完規定

第 39 条 林業におけるその他の連合

(1) 1943 年 5 月 7 日の林業における経営的連合の設立に関する命令（帝国法律公報 I. S. 298）に基づき設立された森林連合は、その目的の全部または大宗が人の雇用に限定されたものでない限りは、森林経営組合と同等のものと見なす。

(2) 第 1 項にあげられた森林経営組合がその定款を、1969 年 9 月 1 日の林業的連合に関する法律（連邦法律公報 I. S. 1543）の、1974 年 3 月 2 日の刑法施行法により最終改正された規定に、期限内に適合させなかった場合には、州法に基づく所管官庁は、第 25 条に一致する定款を発することができる。

(3) 州法に基づいてすでに認定されている私法上の林業的連合は、第 18 条の規

定に基づいて認定されるまでの間は、認定された森林経営共同体とみなされる。但し、この法律の施行後、遅くとも4年以内の間に限る。正式的な認定を得ていない私法上の連合及び森林所管官庁と共同管理に関する契約を結んだ土地所有者についても、州法に基づく所管官庁が、それらについて第17条及び第18条第1項第2号、第6号及び第7号の要件を従前からみたしていたこと並びに助成の適格性を有していることを認めた場合には、同様の措置が適用される。

- (4) 林業における連合に関する州の法令は、なお、従前通りの効力を有する。

第40条 競争制限禁止法（訳注31）の規定の適用除外

- (1) 競争制限禁止法第1条は、認定された森林経営共同体及び森林経営組合の決定が林業生産及び林産物の販売に関するものである場合に限り、これを適用しない。州法に基づいて設立された公法上の森林経営協同組合及び林業における類似の連合についても、それらが木材市場において自由競争の下におかれている場合に限り、同じ措置を適用する。
- (2) この法律における認定された林業連盟は、価格形成にあたって、その構成員に助言し、及びこの目的のために、その他の構成員に対して価格の勧告を行うことができる。
- (3) その他競争制限禁止法の規定は、なお、従前通り効力を有する。第1項及び第2項の場合においては、競争制限禁止法第104条の規定を準用する。

第4章 林業の助成、情報提供義務

第41条 助 成

- (1) 林業は、第1条の規定に基づく森林の利用機能、保全機能及びレクリエーション機能により、公的に助成されなければならない。
- (2) 助成は、特に、森林の維持及び持続的な施業のための投資の経済性に必要な一般的条件を確保することを目的としなければならない。この目的のために、林業は、その自然的制約の特殊性及び経済的特殊性の考慮の下に、特に、経済政策、運輸政策、農業政策、社会政策及び税制の手段をもって、森林を

経済的に適切な条件の下に利用し、かつ維持するような状態に置かなければならない。

(3) 連邦政府は、1955年9月5日の農業法（連邦法律公報 I. S. 565）第4条の規定に基づく報告の中で、各州の州有林管理所管官庁の経営成績及び森林経営体統計を基礎として、連邦領土の林業及び林産業の構造の状況並びに発展及び林業の助成のために必要な措置に関して、連邦議会に対し報告を行うものとする。この報告は、保全機能及びレクリエーション機能から生ずる負担にまで及ぶものとする。

(4) 連邦は、1969年9月3日の共同任務「農業構造及び沿岸地域保全の改善」に関する法律（連邦法律公報 I. S. 1573）の、1971年12月23日の共同任務に関する法律を変更する法律（連邦法律公報 I. S. 2410）により改正された規定に基づき、林業の財政的助成に参加するものとする。（訳注 32）

(5) 次の各号の者は、第4項にあげられた法律に基づく州の財政的助成を受けることができる。

1. この法律における林業的連合及び第39条の規定に基づきこれと同様の地位を有する、林業におけるその他の連合並びに州法に基づき設立された公法上の森林経営協同組合及び林業における類似の連合。但し、それらの任務が、林業生産の改善または林産物の販売の促進におよんでおり、かつ、それらが木材市場において自由競争の下におかれている場合に限る。

2. 農業経営体及び林業経営体の所有者または土地所有者。但し、森林に係る事業が、林業的連合を経由して助成されない場合に限る。

第41条 a 連邦森林資源調査（*脚注）

(1) この法律の任務を達成するために、サンプリング法を基礎とする、全連邦領土を網羅する広域森林資源調査（連邦森林資源調査）が実施されなければならない。連邦森林資源調査は、広域的な森林の状況及び林業的生産可能性に関する全体的展望を提供するものでなくてはならない。このために必要とされる森林現況の計測及び記述（基本データ）については、統一的な手法に従って実施されなければならない。

*脚注 1984年7月27日の改正法により付け加えられた。

- (2) 各州は、第1項にあげられた基本データを調査するものとする。連邦食料・農業及び森林大臣は、これを収集し、分析評価するものとする。
- (3) 連邦森林資源調査の準備及び実施の受託者は、その任務を達成するために、他人の土地に立ち入り、及びその土地において必要な調査作業を行う権限を有する。
- (4) 連邦食料・農業及び森林大臣は、連邦参議院の同意を得た法規命令（*脚注）によって、連邦森林資源調査の時点を定め、第1項の規定に基づき適用するサンプリング法及び調査を行う基本データに関する規定を発布する期限を有するものとする。

第42条 情報提供義務

- (1) 自然人及び法人並びに権利能力なき結社は、求めに応じて、所管官庁に対して、この法律によって、または、この法律に基づいて官庁に付与された任務の遂行のために必要な情報を提供しなければならない。
- (2) 情報の提供の義務を負う者は、その回答が本人自ら、または、民事訴訟法第383条第1項第1号から第3号までの規定における親族を、刑法上の訴追、または、秩序違反法（訳注33）に基づく処置の危険にさらすことがありえる場合には、質問を拒否することができる。

第43条 情報提供義務の侵害

- (1) 故意または過失により第42条第1項に反して、情報を提供しなかった者、正しく提供しなかった者、十分に提供しなかった者または適切な時期に提供しなかった者は、秩序違反行為を行うものである。
- (2) 秩序違反は、2万マルクを限度とする過料をもって、これを懲戒することができる。

* 脚注 1986年5月10日連邦森林資源調査令（連邦法律公報I. S 340）

第5章 終 章

第44条 一般的行政規則（訳注34）

連邦食料・農業及び森林大臣は、連邦参議院の同意を得て、第15条から第40条までの規定及び第41条aの規定の実施に必要な一般的行政規則を發布するものとする。

第45条 特別な場合におけるこの法律の適用

- (1) この法律の第6条、第7条及び第9条から第13条までの規定に基づき発布される州の法令は、次の各号の目的に使われている土地においては、その定められた利用を妨げない限度において、適用される。
 1. 市民の保護を含む国防
 2. 連邦国境警備
 3. 民間航空
- (2) 第1項第1号及び第2号の目的に資する事業において、森林が他の土地利用形態に転用され（第9条）、土地が初代造林され（第10条）、保全林（第12条）またはレクリエーション林（第13条）が第1項第1号及び第2号の目的に使用されなければならなくなった場合には、中級森林官庁（訳注35）の意見が聞かれなければならない。中級森林官庁の見解と解離することが必要な場合には、その所管連邦大臣は、関係する連邦大臣の同意の下に、かつ、州法の規定に基づく最上級森林官庁（訳注35）と協議して、これに関する決定を行うものとする。土地収用法第1条、防衛地域法第1条または航空法第30条第3項の規定に基づく意見聴取の手続きがある場合には、森林に係る要件は、その手続きのなかで明らかにされなければならない。
- (3) 連邦官庁並びに連邦直属の公法上の法人、営造物及び財団は、森林の土地を利用とすることが見込まれ、または森林に影響を与える可能性のある計画の策定及び諸措置の実施に当たって、第8条を遵守しなければならない。
- (4) 第1項及び第2項は、ベルリン特別州においては適用しない。

第 46 条 他の法令の条文の変更規定 及び 第 47 条 ベルリン条項 — (記載省略) (訳注 36)

第 48 条 施行、諸法令の廃止

(1) この法律は交付の日に施行する。

(2) この法律の施行と同時に、次の法令を廃止する。

1. 林業的連合に関する法律 (1969 年 9 月 1 日、連邦法律公報 I. S. 1543) :
刑法施行法 (1974 年 3 月 2 日、連邦法律公報 I. S. 469) により最終改正)
2. 林業及び放牧業の助成のための帝国令 (1924 年 2 月 7 日、帝国法律公報 I. S. 50)
3. 森林荒廃防止のための法律 (1934 年 1 月 18 日、帝国法律公報 I. S. 37 :
秩序違反法施行法 (1968 年 3 月 24 日、連邦法律公報 I. S. 503) により最終改正)
4. 帝国または各州の財産以外にある森林における森林火災の防止及び消防のための帝国令 (1937 年 6 月 18 日、帝国法律公報 I. S. 721)
5. 用材生産の促進のための帝国令 (1937 年 7 月 30 日、帝国法律公報 I. S. 876)

バーデン・ヴュルテムベルク州森林法

(州森林法—LWaldG) (訳注 1 及び 3)

1985 年 4 月 4 日版 (法律公報 S. 106) (* 脚注)。1989 年 2 月 13 日の適合令第 15 条により最終改正 (法律公報 S. 101)

目 次

第 1 部	総 則	第 1 条 ～ 第 4 条
第 2 部	森林基本計画及び森林の維持	
第 1 節	森林基本計画並びに官庁及び公的計画の責任者による事業実施の際の 森林の機能の確保	第 5 条 ～ 第 8 条
第 2 節	森林の維持	第 9 条 ～ 第 11 条
第 3 部	森林の育成管理及び施業	
第 1 節	森林の施業	第 12 条 ～ 第 28 条
第 2 節	保護された森林地域	第 29 条 ～ 第 36 条
第 4 部	森林の立ち入り	第 37 条 ～ 第 41 条
第 5 部	林業の助成	第 42 条 ～ 第 44 条

* 脚注 1976 年 2 月 10 日の州森林法 (州法律公報 S. 99) は、その後、1982 年 4 月 6 日の「州土地収用法」(州法律公報 S. 97)、1983 年 4 月 11 日の「法規命令発布に関する法律」(州法律公報 S. 131)、1983 年 6 月 6 日の「バーデン・ヴュルテムベルク州秩序違反法の清算のための法律」(州法律公報 S. 199) 及び 1983 年 7 月 4 日の「州法を州行政手続き法に適合させ、不要な法規命令を廃止するための法律」(州法律公報 S. 265) により、変更された。

第 6 部	国有林、団体有林及び私有林についての特別規定	
第 1 節	国有林	第 45 条
第 2 節	団体有林	第 46 条～第 53 条
第 3 節	教会林	第 54 条
第 4 節	私有林 連 合	第 55 条～第 61 条
第 7 部	州森林行政	
第 1 節	森林官庁	第 62 条～第 64 条
第 2 節	森林官庁の任務	第 65 条～第 75 条
第 3 節	森林試験研究施設	第 76 条
第 4 節	州森林評議会	第 77 条
第 8 部	森林警備	第 78 条～第 82 条
第 9 部	秩序違反	第 83 条～第 87 条
第 10 部	経過規定及び終章規定	第 88 条～第 91 条

第1部 総 則

第1条 法律の目的

この法律は、次の各号を目的とする。

1. 森林が経済的な効用（利用機能）を有し、また、環境、特に自然の循環系の持続的な給付能力、気象、水の循環系、大気の浄化、土壌の肥沃性、自然景観、農業構造及びインフラストラクチャーの構造に対して、並びに住民のレクリエーションに対して重要な意義（保全機能及びレクリエーション機能）を有していることから、森林を維持し、必要に応じて増加させるとともに、秩序に則した森林の施業を持続的に確保すること。
2. 林業を助成すること及び森林所有者がこの法律に従がって、その任務を達成することを援助すること。
3. 公共の利益と森林所有者の利益の間の調整を図ること。

第2条 森 林

- (1) この法律における森林とは、森林植生（林木及び灌木）で覆われている個々の土地をいう。
- (2) 皆伐または漸伐された跡地、林道、森林区画帯及び防火帯、林内の裸地及び樹木の無い場所、林間放牧地、野生動物の餌場並びに土場も森林に該当するものとする。
- (3) その他森林内にある、または、これと一体となっている次の土地及びその他森林に資する土地も森林に該当するものとする。
 1. 植物園及び水路
 2. 森林駐車場及びレクリエーション施設の土地
 3. 池、養魚池、堀並びにその他の水、漁業及び自然保護に関する法令を損わないような軽微な池沼
 4. 湿地、野生の草地及び荒地。ただし、隣接する森林の機能を確保するために必要な場所に限る。
- (4) 農地または市街地にある、樹群、並木または植え込みで覆われた小規模の土地、または、苗畑として使われている小規模の土地、クリスマスツリー及

び装飾用枝条採取木の栽培地並びに居住地に属する駐車場敷は、この法律における森林ではない。

- (5) 第1項から第3項までの森林については、森林簿に記載されなければならない。保護された森林地域については、その旨が表示されなければならない。森林簿は、森林官庁によって管理されるものとする。

第3条 森林所有の種類

- (1) この法律における国有林とは、バーデン・ヴュルテムベルク州が単独で所有する財産の森林をいう。この法律の適用される地域にある連邦及び他の州の国有林については、第1条から第41条及び第62条から第91条までの規定を準用する。(訳注 37)
- (2) この法律における団体有林とは、市町村、市町村組合及び目的組合並びにその他の、州の監督下にある公法上の団体、営造物及び財団（団体）が単独で所有する財産の森林をいう。
- (3) この法律における私有林とは、国有林または団体有林ではない森林をいう。

第4条 定義に関する規定

この法律における次の用語を、それぞれ次の通り定義する。

1. 森林所有者

森林を所有する者及び使用収益権限を有する者であって、森林を直接占有している者をいう。

2. 林産物

次に掲げるような森林の植物的生産物

- a) 林木及び森林灌木またはそれらの一部分
- b) 種子、堅果、きいちご、松かさ、きのこ及びその他の野生に生育している森林果実（森林果実）
- c) 苔、しだ、草、よし、草花及び薬草（森林植物）
- d) 樹脂及びかや

3. 林道（訳注 38）

国有林、団体有林及び私有林にある、公共の交通に供されていない道路

4. レクリエーション施設

森林の中及びこれに接した場所にある、景観に関連した施設であって、住民のレクリエーションに資するもの

第2部 森林基本計画及び森林の維持

第1節 森林基本計画並びに官庁及び公的計画の責任者による事業実施の際の森林の機能の確保

第5条 森林基本計画の目的及び任務

- (1) この法律における森林基本計画は、国民生活及び経済の発展に必要な森林の機能（第1条第1項）を確保することを目的として、森林構造の秩序及び改善に資するものである。
- (2) 国土整備及び州計画の目標は、森林基本計画において遵守されなければならない。

第6条 森林基本計画の原則

森林基本計画については、特に次の原則が適用される。

1. 森林は、その面積及び空間的賦存状況に応じて、自然の循環系の給付能力にできるだけ良い影響を与え、自然的または人為的危険に対する保全に寄与し、及びできるだけ広く住民がレクリエーションの用に利用することができるように、維持または造成されなければならない。また、これと同時に、州の管轄区域に境を接する地域の自然的、経済的及び社会的要請についても、可能な限り配慮されなければならない。
2. 森林の構成は、現にある要件に応じて、その機能が持続的に確保されるような状態にななければならない。
3. 立地条件からみて適した場所においては、他の要件が優先しない限り、土壌の肥沃性の維持または改善を図りつつ、できるだけ多くの、かつ、高価値な木材生産を行うよう努められなければならない。
4. 森林の保全機能及びレクリエーション機能が特に重要な地域においては、保

全またはレクリエーションを目的とする森林は、経済的利益の配慮の下に、適切な広がり及び構成を有していなければならない。この場合、適切な施設及び設備並びにその他の措置が計画されなければならない。

5. 農業限界収獲地、利用されていない農地または荒地は、造林することが経済的及び農業構造的観点からみて目的に適合したものであり、かつ、自然の循環系の給付能力が改善され、及び景観を損うことのない場合には、造林されなければならない。森林の割合が高い地域においては、十分な土地が造林から除外されなければならない。立木の無い土地が最小限確保されなければならない。
(訳注 39)

6. 複数の森林所有者の土地が小規模または錯綜しており、合理的な林業的土地利用を妨げている場合には、林業的連合が組織され、また、必要な場合には、土地の区画整理が行われるよう努められなければならない。

第7条 森林基本計画

- (1) 森林基本計画は、州の全域もしくは州の各区域（訳注 40）について策定されなければならない。森林基本計画は、連邦建設法第1条第4項及び第5項の範囲内で定められる建設管理計画（訳注 41）の策定に当たって、考慮されなければならない。
- (2) 他の法令によって他の関与の形態が規定されていない限り、森林基本計画に利害が抵触する公的利害関係者に対して、適切な時期に説明がなされ、かつ、その意見が聴取されなければならない。森林基本計画に関係する森林の土地の所有者及びその他の土地所有者並びにそれらの結合体について、これを準用する。
- (3) 森林基本計画については、その全部または一部について、州計画法第2条第1項第2号による特定部門の開発計画として策定することができる。森林基本計画であって、特定部門の開発計画として策定されないものの国土整備上重要な内容については、他の国土整備上重要な計画及び措置との比較考量の下に、州開発計画及び地域計画（訳注 42）の中に盛りこまれるものとする。
- (4) 景観計画策定のために行う、森林に係る制度上の協力については、なお従前の例による。

第8条 官庁及び公的計画の責任者による、計画策定、諸措置の実施及びその他 事業実施の際の森林の機能の確保

官庁並びに公法上の団体、営造物及び財団は、森林に影響を与える可能性のある計画の策定、諸措置及びその他の事業の実施に当たって、次の各号を行わなければならない。

1. 森林の機能を適切に考慮すること。
2. 森林官庁に対してあらかじめ計画策定並びに諸措置及びその他の事業の実施について説明し、及びその意見を聞くこと。但し、この法律及び他の法令によって他の関与の形態が規定されている場合には、この限りではない。

第2節 森林の維持

第9条 森林の維持

- (1) 森林については中級森林官庁の許可がある場合に限り、その土地を開発し、及び他の土地利用形態に転用することができる（転用）。決定は、関係官庁と協議の上、行うものとする。現に適用中の法令については、なお、従前通りの効力を有する。
- (2) 転用の申請に関して決定を行う場合には、森林所有者の権利、義務及び経済的利益並びに公共の利益が比較考量されなければならない。転用が国土整備及び州計画の目標に一致していない場合、または森林を維持することが公共の利益からみて優先される場合、特に、その森林が自然の循環系の給付能力、林業的生産もしくは住民のレクリエーションに対して重要な意義を有している場合には、これを許可してはならない。
- (3) 森林の保全機能またはレクリエーション機能を損うような転用の影響を完全に、または部分的に除くため、特に、次の各号を定めることができる。
 1. 定められた期限内に、近傍において、代替としてふさわしい土地に新規の造林をすること。
 2. 保全がなされている林分を維持すること。
 3. その他保全のための措置及び造成のための措置を講ずること。
- (4) 森林の保全機能またはレクリエーション機能を損うような転用の影響を完全に、または部分的に除くことができない場合には、森林維持課徴金（訳注

43) が納付されなければならない。農山村地域省（省）（訳注 44）は、内務省、大蔵省並びに経済・中小企業及び技術省の同意を得て、法規命令（訳注 45）をもって、森林維持課徴金の額及び徴収の手続きを規定するものとする。その額は、阻害の程度、原因者の得る価額もしくは利益または経済的期待性に応じて、評定されなければならない。軽微な場合には、徴収を行わないことができる。土地の将来的利用がもっぱら公的な目的、または、長期的な農業上の目的に資するものである場合には、森林維持課徴金は徴収されない。自然保護法第 11 条第 5 項の規定は、この影響を受けるものではない。

- (5) 転用を許可する場合には、その実施のための適切な期限が設けられなければならない。その期限後において当該転用が開始されていないときは、許可は取り消される。
- (6) 許可なしに転用が開始されたときには、その土地は、追って許可が与えられない場合に限り、森林官庁が定める期限内に再造林されなければならない。森林の保全機能またはレクリエーション機能を損うような影響を除くために、再造林の種類に関し履行すべき義務条件を付することができる。
- (7) レクリエーション施設（第 4 条第 4 号）を含む森林経営上の施設の設置及び水路の設置のために行う立木の除去は、転用ではない。ただし、その除去については、林道の設置の例外を除き、1 ヘクタールを越える面積にあっては、森林官庁の許可を要する。

第 10 条 森林の転用の特別な場合（訳注 46）

- (1) 建設管理計画において森林の土地について、他の用途が明らかにされ、または、これを定められることとされている場合には、中級森林官庁は、第 8 条の規定にかかわらず、第 9 条の規定に基づく転用の許可要件があるかどうか、審査するものとする。
- (2) 転用の許可が見込める場合に限り、中級森林官庁は、これにつき転用ができる旨の告示を出すものとする。転用ができる旨の告示が出されたときには、転用の許可の申請の時点において大きな事情の変化がある場合及び公共の利益による止むおえない理由により転用の許可を拒むことが正当と認められる場合に限り、これを拒むことができる。転用ができる旨の告示を出すことが

できない場合には、建設管理計画を許可しないことができる。

- (3) 第9条に基づく転用は、許可に係る利用形態への森林の土地の利用が認可されているとき、はじめてこれを許可することができる。(訳注 47)

第11条 期限をつけた森林の転用

- (1) 中級森林官庁は、次の場合には、立木の除去または森林の土地の他への利用を期限を付けて許可することができる。
1. 他の用途に一時的に転用することについて、公共の利益または森林所有者の特別な経済的利益が認められること。
 2. 他の用途に一時的に転用することが第9条第2項に規定する他の公共的利益を妨げないこと。
 3. 森林の土地について、中級森林官庁によって定められた期限内に、第2項に規定する計画に従い、秩序に則って再造林されることが確実であること。
- (2) 申請者は、事業の計画及び説明並びに再造林の計画及び説明を提出しなければならない。第9条第3項第2号及び第3号並びに第5項を準用する。

第3部 森林の育成管理及び施業

第1節 森林の施業

第12条 基本的義務

森林所有者は、森林を、その定められた目的の範囲の中で、一般に認められた森林に関する原則にしたがって、持続的に（第13条）、育成管理的に（第14条から第19条）、計画的に（第20条）及び専門的知識に則して（第21条）施業し、並びに環境への事前の配慮（第22条）の利益を考慮する義務を負う。

第13条 森林の持続的な施業（訳注 48）

森林は、その利用機能、保全機能及びレクリエーション機能を産み出すのに長期的な期間を要すること考慮して、それらが恒常的に及び長期にわたってもたらされるように、施業されなければならない。

第 14 条 森林の育成管理的施業

- (1) 育成管理的施業には、特に次の各号が含まれる。
 1. 土壌及び土壌の肥沃性を維持すること。
 2. 林分の生物的健全性を維持し、または、創造すること。
 3. 森林の維持に必要な林分の保育措置（訳注 49）を実施すること。
 4. 自然現象、森林火災並びに動物及び植物による森林被害による森林の著しい損害の危険を予防すること。
 5. 動物及び植物による森林被害を適時かつ十分に防止すること。
 6. 森林所有者の実施能力に応じて、森林を林道により十分に基盤整備すること。
 7. 収穫を、諸般に十分配慮し、丁寧に行うこと。
- (2) 森林所有者は、森林の機能を損わないようにしてのみ、副産物の利用を行い、または行わせることができる。

第 15 条 皆伐の制限

- (1) 皆伐は、次の各号が該当する。
 1. 面状の収穫
 2. 林分の蓄積を、その立地条件からみて最大限可能な蓄積の 40 パーセント以下に減少させる、個々の立木の収去
- (2) 皆伐によって次の各号のいずれかをしてはならない。
 1. 土壌及び土壌の肥沃性を損うこと。
 2. 水循環系を著しく、または、長期的に損うこと。
 3. その他の森林の保全機能及びレクリエーション機能を著しく損うこと。
- (3) 4 ヘクタール以上の面積の皆伐は、森林官庁の許可を必要とする。隣接した皆伐地及びまだ確実に完了していない更新は、評価の因子とされなければならない。許可は、3 年後に消滅する。第 27 条第 2 項は、これにかかわらず効力を有する。
- (4) 許可は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、これを拒むことができる。
 1. 森林所有者が、再造林の義務をくり返して履行しなかった場合、または、

その義務の履行が不十分であった場合

2. 第2項各号について、制約条件もしくは履行義務条件により防止し、または、除くことができない場合

(5) 制約条件及び履行義務条件をもって、特に、次の各号のいずれかを命ずることができる。

1. 予定される収穫を時間的に順序付けること。

2. 定められた技術的措置が守られること。

(6) 森林官庁が申請の受理後2月以内に何らの決定を与えない場合には、許可が与えられたものとみなす。

(7) 第3項の皆伐は、次の各号の場合には、許可を要しない。

1. 森林官庁によって審査された経営計画において計画されているものである場合

2. 他の用途への転用が許可され、または許容されている森林の土地におけるものである場合

3. 林道その他の森林施業上の施設もしくは水路のために必要な土地、または森林において林分の配置等に係る施業上の秩序（訳注50）を作るのに必要な土地におけるものである場合

4. 確実に天然更新が終了した林分におけるものである場合

5. 他の樹種の林木が前もって植栽され、または、事後に植栽されることが確実な林分におけるものである場合（訳注51）

6. 経営的に収穫の用に供されている被害林分または森林保護の理由から皆伐を必要とする林分におけるものである場合

(8) 収穫についての制限に関するその他の法令は、この影響を受けるものではない。

第16条 伐採するまでには十分成熟していない林分の保護

(1) 次の各号の林分（伐採するまでには十分成熟していない林分）の皆伐は、これを禁ずる。

1. 50年生未満の針葉樹林分

2. 70年生未満の広葉樹林分。但し、ぼう芽更新の伐採及び広葉樹軟材樹種

の林分を除く。

- (2) 第1項の規定は、第15条第7項の要件がある場合には、適用しない。
- (3) 森林官庁は、森林所有者の施業上の理由または経済状態が、伐採するまでには十分成熟していない林分の収穫を必要とする場合には、第1項の規定にかかわらず、これを許可することができる。許可は、3年後に消滅する。

第17条 再造林

- (1) 立木のない森林の土地または十分に立木のない森林の土地は、一般に認められた森林に関する原則に従って、3年以内に再造林されなければならない。
- (2) 再造林の義務は、人工造林地及び天然更新地を、適時適切に、補植し、保護し、及び保育する義務も含む。
- (3) 森林官庁は、森林所有者が期限内に再造林することが困難と認められる場合には、森林所有者の申請に基づき、第1項の期限を延長することができる。

第18条 森林火災及び自然現象に対する保護措置

- (1) 森林火災及び自然現象による危険を予防するため、森林官庁は、必要な保護措置を命ずることができる。
- (2) 森林官庁は、その形態からみて数人の森林所有者に限り共通的に有効な保護措置を、関係する森林所有者の意見を聞いた後に、自ら実施することができる。保護措置が、直接的に脅威を与えている急迫的な危険を防除するために必要とされているときには、森林所有者が意見の聴取に適時に来ることができない場合に限り、意見の聴取を行わないことができる。森林官庁は、森林所有者またはその他の受益者から、保護措置によって当該する者に生じる利益の態様に応じ、かつ、その額の範囲まで、保護措置に要した経費を要求することができる。
- (3) 森林火災の予防のために命令された措置または森林官庁によって実施された措置が、もっぱら住民のレクリエーションのための求めによるものである場合には、州がその経費を負担するものとする。

第 19 条 林道の建設及び維持

- (1) 林道は、森林の施業及び森林訪問者のレクリエーションを目的とする森林の基盤整備に資するものである。森林の立ち入りに関するこの法律の規定並びに林道の利用に関するその他の法令の効力は、この影響を受けるものではない。
- (2) 林道は、技術的及び経済的観点の考慮の下に、自然景観、森林土壌及び植生が可能な限り保護されるように設置され、かつ、維持されなければならない。
- (3) 第 2 項は、スキーコース、森林駐車場及びその他のレクリエーション施設の建設並びに維持に対して準用する。

第 20 条 森林の計画的な施業

- (1) 国有林並びに第 50 条及び第 51 条の規定による団体有林は、定期経営計画及び年次経営計画に従って施業されなければならない。
- (2) 農山村地域省は、私有林について、法規命令により、30 ヘクタールから 100 ヘクタールまでの森林経営体にあつては定期経営鑑定書が、100 ヘクタール以上の森林経営体にあつては定期経営計画がたてられなければならない旨を定めることができる。(訳注 52)

第 21 条 専門知識に基づいた森林の施業

- (1) 森林所有者は、一般に認められた森林に関する原則に従って、その森林の施業を行わなければならない。
- (2) 専門知識に基づいた森林の施業を確保するために、国有林及び団体有林においては、経営の管理及び実行は、原則として森林官吏がこれを負うものとする。森林署(訳注 53)の署長並びに森林基本計画及び定期経営計画の樹立を担当する者には、原則として、高級森林業務のために規定された教育及び試験の証明を有する者だけを任命することができる。森林管轄区(訳注 54)の長には、原則として、上級森林業務のために規定された教育及び試験の証明を有する者だけを任命することができる。小規模な森林管轄区または森林の状況が単純な森林管轄区の長には、中級森林業務のために規定された教育

及び試験の証明を有する者だけを任命することができる。

- (3) 森林に関する専門家を擁していない私有林の森林所有者は、この法律の規定に基づいて、その森林の施業に当たって、州の助言及び指導を受けるものとする。

第 22 条 森林の施業の分野における自然環境への事前の配慮（訳注 55）

- (1) 自然環境、自然の循環系及び自然財産は、森林の施業に当たって、維持され、及び育成管理されなければならない。
- (2) 自然景観の多様性及び自然的特性は、考慮されなければならない。自然に即して形成される、森林の林縁（訳注 56）の設置及び育成管理は、特に配慮されなければならない。州内に自生する動物界及び植物界は、十分な生存空間が確保されなければならない。健全かつ適正な狩猟鳥獣の総数の維持のために必要な条件は、考慮されなければならない。
- (3) 自然的なレクリエーションについての可能性は、維持され、かつ、発展されなければならない。
- (4) 森林官庁は、森林の施業に当たって、第 1 項から第 3 項までの規定においてあげられた原則、特に、自然景観の維持、育成管理について考慮が払われるよう、努めなければならない。

第 23 条 施業がなされていない土地の造林

- (1) 森林官庁は、第 6 条第 5 項の原則に留意しつつ、農業限界生産地及び耕作されていない農地に造林が行われるよう努めなければならない。農業及び農林基盤整備法（訳注 57）第 25 条の効力は、この影響を受けるものではない。
- (2) 市町村及び州は、第 1 項の要件が備わっている場合には、農業限界生産地及び耕作されていない農地について、これを譲渡する用意のある土地所有者から買い受け、及び造林しなければならない。このことは、市町村の自由意志に基づく任務とする。州は、予算の範囲内で、市町村による購入を助成することができる。
- (3) 造林が、もっぱら公共の利益上必要であり、かつ、土地所有者が造林または所有地の州への譲渡に同意しない場合には、州は、法令に定められた手続

きで、その土地を収用することができる。土地収用手続きについては、連邦建設法第 104 条及び第 107 条から第 122 条までの規定を準用する。補償の評定については、連邦建設法第 93 条第 2 項から第 4 項、第 94 条第 1 項及び第 95 条から第 103 条までの規定を準用する。

第 24 条 森林の土地の分割

- (1) 森林の土地の分割は、森林官庁の許可を必要とする。
- (2) 森林官庁は、森林の土地が、秩序に則った森林の施業が確保されるとみられる、3 分の 1 ヘクタールの面積以下となる場合に限り、許可を拒むことができる。
- (3) 次の各号のいずれかの場合には、許可を必要としない。
 1. 森林の土地またはその一部分について、転用の許可（第 9 条第 1 項）がある場合
 2. 分割が農地整備法の手続きの中で行われる場合
- (4) 土地登記所は、許可の証明が提出されたときに、はじめて、第 1 項から第 3 項までの規定による許可を要する法的経緯に基づき、登記簿に登記を行うことができる。第 3 項の規定に基づき、許可が法的経緯について必要ない場合には、許可官庁は、関係者の申請に基づいて、その旨を記した証明書を出さなければならない。この証明書は、許可と同じものと見なされる。
- (5) 許可されていない法的経緯に基づいて登記簿への登記がなされた場合には、許可官庁は、もし許可を必要とするものであれば、土地登記所に対して異議の登記を要求することができる。土地登記令第 53 条第 1 項の規定の効力は、この影響を受けるものではない。異議は、許可官庁がその取り消しを要求した場合及び許可が出された場合には、消滅させなければならない。
- (6) 許可されていない法的経緯に基づいてなされた土地の分割の登記が 1 年以上存続した場合には、その法的経緯は許可を受けたものとして見なされる。これは、この期限の経過前に、異議が土地登記所に登記され、土地登記簿の訂正が申請され、または異議の登記の申請もしくは要求がなされるべきものであるからである。

第 25 条 先買権

- (1) 市町村及び州は、森林の土地の先買権を有する。土地の一部がこの法律における森林である場合には、先買権は、その部分に限り適用される。土地所有者は、残余の土地を持ち続けることが経済的に耐えられない場合には、その譲渡を求めることができる。
- (2) 先買権は、買取りが森林構造の改善または森林の保全機能もしくはレクリエーション機能の確保に資する場合に限り、これを行行使することができる。先買権は、次の各号のいずれかの場合には、これを行行使してはならない。
 1. 森林の土地が、農業経営者老齢扶助法第 1 条の農業経営体または林業経営体の所有者に売り渡される場合
 2. 農林地取り引き法（訳注 58）第 2 条第 8 項の家族の所属員に売り渡される場合
 3. 経営的な一体性を構成する農業経営体とともに売り渡される場合
 4. 農業構造改善の目的で、森林の土地に隣接する土地所有者に売り渡される場合
- (3) 自然保護法第 46 条の規定に基づく先買権は、本条の先買権に優先する。また、市町村の先買権は、州の先買権に優先する。第 1 項の規定に基づく先買権は、連邦法上の先買権にかかわらず、他の先買権に優先する。先買権については、土地登記簿に登録することを要しない。
- (4) 先買権は承継されない。先買権は、売買契約の通知後 2 月以内に限り、これを行行使することができる。民法第 504 条から第 509 条、第 510 条第 1 項、第 512 条、第 1098 条第 2 項及び第 1099 条から第 1102 条の規定を準用する。民法第 510 条第 1 項に基づく通知は、森林官庁に対してなされなければならない。森林官庁は、市町村に報告を行うものとする。

第 26 条 森林使用収益権

- (1) この法律における森林使用収益権は、林産物の繰返し行われる搬出または運搬に係る物権であって、私法に基づき土地に付属し、他の土地の所有者または特定の法人の利益をはかるためのものである。森林の土地に付属する用益権、林産物の繰返し行われる搬出もしくは運搬に係る、引退農民の被

扶養権（訳注 59）またはこれに相当する権利であって、農業経営体または林業経営体の譲渡を契機として譲渡人の家族の所属員の利益をはかるために設けられ、かつ、承継不可能な、または相続することができないものは、森林使用収益権に含まれない。家族の所属員とは、農林地取り引き法第 2 条第 8 項の者をいう。

- (2) 森林使用収益権は、新たに設けられるものでも、更新されるものでもない。
- (3) 30 年間行使されなかった森林使用収益権は、消滅する。消滅については、早くとも、この法律が施行されてから 2 年後から適用される。
- (4) 第 14 条第 2 項を準用する。
- (5) 森林収益使用権は、これを消滅することが公共の利益、特に、森林の機能の確保のために必要な場合には、義務付けられた者の申請によって、金銭による適切な補償と引き換えに消滅させることができる。農山村地域省は、補償の額及び手続きに関する細目を、大蔵省の同意の下に、法規命令をもって定めるものとする。

第 27 条 近隣の者の義務：近隣の者の保護

- (1) 森林所有者は、森林の施業を行う場合には、秩序に則した林業の範囲のなかで、近隣の者の土地の施業への配慮を支障無く行うことができる限度において、これに配慮をしなければならない。境界の近辺では、森林所有者は、相互に互いの施業の措置を調和させ、かつ、林分の配置等に係る施業上の秩序を確保しなければならない。
- (2) 森林所有者が、他人の林分に接する森林において皆伐を実施しようとするときは、これをあらかじめ、遅くとも 2 月前までに森林官庁に届け出なければならない。森林官庁は、当該皆伐を隣接する森林における施業と調和させるよう努めなければならない。著しい被害のおそれがある場合には、森林官庁は、計画されている収穫の全部または一部を禁止することができる。

第 28 条 他人の土地の使用：道路についての受忍

- (1) 森林経営に係る措置が、他人の土地を使用することなしには、まったく実施できないとき、または相対的に多額の支出をもってのみ実施可能であると

きには、森林官庁は、森林所有者が、その使用により発生する損害を除き、または補償することをあらかじめ明らかにし、かつ、権利を有する者の求めに基づき、予測される損害の額の保証金を差し出す場合には、森林所有者の申請に基づいて、その土地の所有者または使用収益権を有する者に対して、使用の承諾を義務づけることができる。

(2) 第1項の要件の下に、金銭で適正な補償を行うことと引き換えに、森林所有者に対して、林道の共同使用を受忍することを義務づけることができる。

(3) 森林の基盤整備のために必要な場合には、森林官庁は、関係官庁及び市町村の同意の下に、土地所有者に対して、金銭で適正な補償を行うことと引き換えに、その所有地における道路の設置を受忍することを義務づけることができる。道路の設置により利益を得る森林所有者及び第3者に対して、適正な範囲で経費を分担させることができる。

第2節 保護された森林地域

第29条 保全林

(1) この法律における保全林は、次の各号とする。

1. 土地保全林（第30条）

2. 有害な環境作用に対する保全林（第31条）

(2) 保全林においては、第15条第3項の規定にかかわらず、皆伐は、第15条第7項にあげるものを除き、すべて森林官庁の許可を必要とする。

第30条 土地保全林

(1) 土地保全林は、浸食の危険性のある場所、特に次の各号に掲げる場合にある森林とする。

1. 崩壊の危険のある急傾斜地

2. 懸崖地または泥岩質の急傾斜地

3. カルスト地形へと進行しつつある場所

4. 流砂状の土壌

(2) 森林所有者は、立地条件に適合した十分な立木が維持され、かつ、適期の更新が確保されるように、土地保全林を取り扱わなければならない。森林官

庁は、森林所有者の意見を聞いた後、個々の事例について施業の措置を命ずることができる。

- (3) 森林官庁は、土地保全林としての森林の特性を、その土地で通常行われている方法により告示しなければならない。(訳注 60)
- (4) 農山村地域省は、法規命令をもって土地保全林の施業に関する原則を定めることができる。

第 31 条 有害な環境作用に対する保全林

- (1) 森林は、有害な環境作用、特に、公衆または第 3 者に危険もしくは著しい負荷をもたらすものを予防し、それらから公衆もしくは第 3 者を保護するために、森林に関する特定の措置を実施し、または、これを禁ずることが必要な場合には、これを法規命令によって保全林に指定する旨公表することができる。
- (2) 第 1 項の意味における保全目的は、特に、次の各号とする。
 - 1. 地下水及び地表水の保護並びに水の貯留の確保及び水循環系の調節
 - 2. 住宅地に対する新鮮な大気の循環の確保
 - 3. 有害な環境作用の予防等のために造成された特別な人工林についての保全効果の維持または改善
 - 4. 大気汚染による危険、著しい損害、もしくは著しい負荷の予防、またはそれらからの保護
 - 5. 水及び風によるエロージョン、干害、降雨の有害な流出並びに雪崩からの、住宅地、建造物、農業及び林業の土地、交通施設並びにその他施設の保全
- (3) 法規命令においては、次のことを定めることができる。
 - 1. 特定の行為または措置を禁ずること。
 - 2. 森林の施業の方法及び範囲を規定すること。
 - 3. 森林所有者に対して、保全施設の設置及び維持の受忍を義務づけること。

第 32 条 森林保護地域

- (1) 森林保護地域は、保存林及び保護林とする。

- (2) 保存林（訳注 61）は、それ自体の推移に委ねた森林とする。施業の措置は禁止される。臨時的な木の除去も行ってはならない。森林官庁は、その森林に起きた諸被害または自然現象が隣接する森林に著しい危険を与える場合には、その防除措置を認め、または、命ずることができる。歩道の設置は許可される。
- (3) 保護林（訳注 62）は、特定の植物社会または特定の林分構造を維持し、または、更新すべき森林とする。森林官庁は、森林所有者の同意を得て、施業の措置を定めるものとする。
- (4) 隣接する森林については、森林保護地域に影響を与えないように施業が行われなければならない。
- (5) 森林保護地域は、森林所有者の同意を得て、隣接する土地占有者の意見を聞いた後、中級森林官庁の告示によって指定される。

第 33 条 レクリエーション林

- (1) 人工密集地域、都市及び大規模な住宅地の近辺、温泉、療養地及びレクリエーション地並びにレクリエーション地域にある森林は、レクリエーションの目的で森林を保全し、育成管理し、及び形成することが公共の利益のために必要な場合には、これを法規命令によりレクリエーション林に指定し、公表することができる。
- (2) レクリエーション林がもっぱら地域的な意義を持ったものであり、かつ、一市町村の地域だけにある場合に限り、第 1 項の指定及び公表は、市町村の条例によって行うことができる。条例は、中級森林官庁の同意を必要とする。
- (3) 法規命令または条例においては、次の各号を定めることができる。
 - 1. 森林施業の方法及び範囲
 - 2. 森林訪問者の保護のための狩猟行為の制限
 - 3. 林道及びレクリエーション施設の建設、設置及び維持並びにレクリエーション利用を妨げる施設の除去についての森林所有者の受忍の義務
 - 4. 森林訪問者の態度に関する規定
- (4) 私有林は、国有林及び団体有林がレクリエーションの需要を満たすのに十分でない場合、または、それらの位置からみてレクリエーション需要にまっ

たく、またはほとんど応えられない場合に限り、レクリエーション林に指定されるものとする。

- (5) レクリエーション林においては、レクリエーション施設を設け、かつ、これを維持することができる。団体有林及び私有林においては、市町村は、自由意志による任務としてこのことを行わなければならない。

第 34 条 森林内の猟区

- (1) 猟区またはこれに類似する施設の設定及び拡張は、森林官庁の許可を必要とする。森林官庁は、関係官庁の同意を得て決定する。この許可は、自然保護法第 32 条の許可を包括するものとする。自然保護法第 32 条は、これにかかわらず、その効力を有する。連邦法に基づく許可は、所管官庁が森林官庁の同意を得て決定した場合に限り、この法律に基づく許可を包括するものとする。
- (2) 許可は、次の各号のいずれかの場合には、拒まれなければならない。
1. 森林が著しい被害を被る場合
 2. 動物を入れ、及び管理することが、動物衛生及び動物保護の要請に適合しない場合
 3. 公共のために差し迫って必要な森林の土地に対して、一般の者の立ち入りを閉鎖しなければならない場合
 4. 自然景観の育成管理、自然保護及び自然環境へ事前の配慮が著しく阻害される場合。特に、自然保護法第 32 条第 2 項にあげる理由がある場合
- (3) 森林官庁は、売り上げ税法第 4 条第 20 号 a における州の所管官庁とする。
(訳注 63)
- (4) この法律の施行前にすでに存在する猟区であって、第 2 項の規定に基づく許可拒否理由がある場合には、中級森林官庁は、必要な措置を命ずることができる。その他の方法では適法な状態にすることができない場合に限り、猟区の除去を命ずることができる。

第 35 条 損失補償

- (1) この法律に基づく措置が財産を収用する効果を有する場合に限り、金銭に

よる適正な損失補償が給付されなければならない。

- (2) 有害な環境作用に対する保全林にあっては、損失補償は、州によって給付される。州は、農業に利用されていない土地、建物、内水面またはその他の施設であって、危険にさらされているものの所有者、使用収益権者またはその維持義務のある者から、その状況に応じ、かつ、その受益の額まで、給付された損失補償または支出の代償を求めることができる。さらに、第 31 条第 2 項第 4 号にあげる危険の原因者に対して、州の支出を代償させることができる。
- (3) レクリエーション林がもっぱら地域的な意義を持ったものである場合には市町村が、そのほかの場合には州が、損失補償を給付しなければならない。
- (4) 損失補償及び代償の根拠及び額については、中級森林官庁がこれを定める。損失補償については、州土地収用法第 7 条から第 15 条までの規定を準用する。

第 36 条 法規命令

- (1) 第 31 条及び第 33 条の規定に基づく法規命令は、中級森林官庁が発布する。
- (2) 法規命令の発布に先立って、森林所有者、市町村、関係官庁及び公的計画の関係者の意見が聞かれなければならない。有害な環境作用に対する保全林の場合には、第 35 条第 2 項にあげる者の意見もあわせて聞かれなければならない。
- (3) 法規命令の案は、参考となる図面を付して、関係市町村及び森林官庁において 1 月の間、公衆の縦覧に供されなければならない。公衆への縦覧の場所及び期間については、公衆への縦覧期間内に森林官庁に異議を申し出ることができる旨の示唆も含めて、あらかじめ少なくとも 1 週間前に、官庁の公報についてのその地における一般的な方法をもって、周知されなければならない。
- (4) 適正な期間内に異議を申し出た者であって、それが取り上げられなかった者については、その理由が説明されなければならない。
- (5) 法規命令は、次の各号のいずれかを含まなければならない。
 - 1. 地域の詳細な説明
 - 2. 地域の概要及び地域の境界を含み、かつ、法規命令の添付図書を構成す

る地図

地図は、どの土地が保護の下に置かれた森林に属するかを認めさせるものでなくてはならない。疑義がある場合には、その土地は、該当しないものとして見なされる。

(6) 第 33 条第 2 項の場合においては、第 2 項から第 5 項までの規定を準用する。

第 4 部 森林の立ち入り

第 37 条 森林の立ち入り

- (1) 何人もレクリエーションの目的のために森林に立ち入ることが許される。サイクリング、療養用車椅子による走行、森林内の乗馬は、車道及びその他の道路上に限り許される。乗馬は、表示のある散策道及び歩道並びにスポーツ用及び教育用の路以外においては、してはならない。人口密集地域、自然保護地域及びレクリエーション林においては、森林内の乗馬は、乗馬用と明示された林道上に限り、これを行うことができる。
- (2) 森林所有者は、立ち入り権の行使に必要な林道の表示を受忍しなければならない。森林内の新しい散策道の表示は、森林官庁の許可を必要とする。
- (3) 森林の立ち入りは、自らの危険負担の下に行われる。森林に立ち入る者は、生命共同体である森林及び森林の施業を妨げ、森林を危険にさらし、森林に被害を与え、もしくは森林を汚さないように、または他人のレクリエーションを妨げないように行動しなければならない。
- (4) 次の各号に掲げる立ち入りは、特別な権限なしには許されない。
 1. 閉鎖された森林および林道への立ち入り
 2. 伐採または土場作業中の森林及び林道への立ち入り
 3. 天然更新中の森林、幼齢造林地及び苗畑への立ち入り
 4. 森林経営及び狩猟経営用の施設への立ち入り
- (5) 森林内の自動車の走行、野営、キャンピングカーの駐車及び養蜂箱の設置は、特別な権限を有している場合に限り、認められる。
- (6) 道路及び道路交通に関する法令並びに森林の立ち入り（第 1 項第 1 パラグラフ及び第 2 パラグラフ）を制限し、またはそのような制限を許可する公法

上の規定は、なお、従前通りの効力を有する。

- (7) 柵は、秩序に則した林業の実施のために必要な規模に限定されなければならない。柵は、第4項の規定にかかわらず、許容された森林の立ち入りを妨げ、または困難にするものであってはならない。柵は、森林の維持または施業のために必要なものでない限り、除去されなければならない。他の公法上の規定によって命じられた柵を除去することは、その権限を有する官庁の同意の下に限り、これを行うことができる。

第38条 森林の閉鎖

- (1) 森林所有者は、重要な事由、特に、森林保護、森林施業及び野生鳥獣の管理の事由から、森林を訪れる者の安全を図り、著しい被害を回避し、またはその他保護されるべき森林所有者の利益を保障するために、森林の立ち入りを制限することができる（閉鎖）。閉鎖は、森林官庁の許可を必要とする。閉鎖は、官の職務上、これを行うことができる。中級森林官庁は、法規命令をもって、第1パラグラフの事由から森林地域を閉鎖する権限を有する。
- (2) 2月までの期間の閉鎖は、許可を必要としない。閉鎖は、遅滞なく森林官庁に届けられなければならない。森林官庁は、閉鎖の中止を命ずることができる。
- (3) 農山村地域省は、法規命令によって閉鎖の方法及び表示を定めることができる。

第39条 認定された林道における乗馬

- (1) 森林内において乗馬が制限されている場合に限り、市町村の区域から隣接市町村に連絡する、乗馬のために十分適した林道が認定されなければならない。森林官庁は、関係森林所有者及びその他関係者の意見を聞いた上で、これを認定するものとする。
- (2) 乗馬によって認定された林道に発生した、著しい損害の除去のために必要な支出は、州によって補償される。
- (3) 第2項の規定に基づく支出の支弁のため、州は、認定された林道における乗馬に対して、使用料を徴収することができる。使用料は、これによって得

られるであろう収入の総額が、長期的にみて、第2項に基づき給付される支出を越えない額となるように、算定されなければならない。

- (4) 農山村地域省は、大蔵省の同意の下に、法規命令をもって、森林所有者の損失補償、使用料の徴収及び額並びに馬の標識を規定する権限を持つものとする。

第40条 森林果実及び森林植物の取得

- (1) 何人も、森林果実、落葉、落枝及びかやをその土地で慣行となっている範囲で取得し、並びに森林植物、特に、草花及び薬草を、手に一束を越えない範囲で採取することが許される。林木及び森林灌木の枝の採取は、手に一束の量までは、罰にならない。本項は、人工林における枝条及び頂端部の採取並びに林木及び森林灌木の掘り出しについては、適用しない。
- (2) 第1項第1パラグラフにあげる林産物を採取するために組織された催しは、森林官庁の許可を必要とする。
- (3) この規定を制限する公法上の規定は、なお、従前の効力を有する。

第41条 火災による森林の危険

- (1) 森林内または森林から100メートル以内の場所で、次の各号を行う者は、あらかじめ森林官庁の許可を得ることを必要とする。
1. 設備が整い、かつ、標識で表示された焼却場以外で火を燃やし、または、剥き出しの灯火を使用すること。
 2. 土壌の被覆物または植物ないしは植物の残骸を、ごみ及び自然保護に関する法令の規定にかかわらず、面的な広がりをもって焼却すること。
 3. 焼却場の施設または経営と結びついた設備を設置すること。

許可は、火災により森林が危険にさらされるおそれがない場合に限り、これを与えることができる。

- (2) 次の各号の者については、第1項の許可は必要としない。
1. 第1項第1号の場合において、
 - a) 自らの森林内で従事する森林所有者及び個人

- b) 狩猟行為の権限を有する者及び養蜂行為の期間内の養蜂業者
- c) 官庁から命じられた、または、許可された作業を実施する者
- d) 火から森林までの距離が少なくとも 30 メートルある場所の土地の所有者

2. 第 1 項第 3 号の場合には、建築に関する法令または営業に関する法令上の許可を受けた設備の設置を行う者

- (3) 3 月 1 日から 10 月 31 日までの期間内は、森林内において喫煙をしてはならない。このことは、第 2 項第 1 号の a 及び b の者については、適用しない。
- (4) 炎をあげて燃えている、もしくはくすぶっている物を、森林、もしくは森林から 100 メートル以内に投棄すること、またはそれらを不注意に取り扱うことをしてはならない。

第 5 部 林業の助成

第 42 条 林業の助成

- (1) 州は、共同任務「農業構造及び沿岸地域保全の改善」に関する法律並びに農業及び農林基盤整備法に基づき、かつ、欧州共同体の法規に基づく義務の範囲において、林業を助成するものとする。州は、森林の機能の維持のため必要な場合に限り、その他の措置を助成することができる。
- (2) 州は、第 1 項の範囲内において、支弁可能な予算の金額に基づいて、次の各号を助成するものとする。
 - 1. 森林の保全機能の確保
 - 2. 森林及び自然公園におけるレクリエーションに資する措置及び施設並びにその維持
 - 3. 自然現象及び森林病虫害により異常な被害を受けた林業
- (3) 州は、その森林がレクリエーションの目的に特に適している場合、またはその森林についてその要請が特に強い場合には、支弁可能な予算の金額に基づいて、市町村による森林の購入を助成することができる。このことは、森林内及び森林に接する場所におけるレクリエーション施設の設置のために緊急に必要とされるその他の土地についても、適用される。

第 43 条 支出の代替

- (1) 州は、森林火災による被害であって、原因者が確定できない場合、原因者に法的責任がない場合、または原因者に支払い能力がない場合には、私有林の森林所有者に贈与金を給付するものとする。
- (2) 私有林の森林所有者が、ごみの除去の義務を負った者の委託で、その除去を引き受けた場合に限り、これによって生じた支出は、ごみの除去の義務を負った者が私有林の森林所有者に代償するものとする。

第 44 条 森林維持課徴金の使途

- (1) 森林維持課徴金からの歳入は、森林の保全機能及びレクリエーション機能の助成のため、特に、保護された森林地域の施設及び維持、並びに森林の土地及び造林が予定されている土地の購入のために使われるものとする。
- (2) 農山村地域省は、内務省及び大蔵省の同意を得て、森林維持課徴金の使途に関する準則（訳注 64）を発するものとする。

第 6 部 国有林、団体有林及び私有林についての特別規定

第 1 節 国有林

第 45 条 国有林の目標の設定

- (1) 国有林は、特に、公共の福祉に資さなければならない。国有林の施業は、立地的な可能性に応じて、価値の高い木材を持続的に、かつ、できるかぎり多量に供給するとともに、これと同時に、森林に課せられた保全機能及びレクリエーション機能を充足し、かつ、持続的に確保することを目標とする。
- (2) この原則及び目標の範囲内において、国有林経営体は、生産分野及びサービス分野において、経済諸原則に従って、経営及び管理されなければならない。
- (3) 森林に関する任務であって、超長期性またはその他の理由から、その他の森林所有の形態の者の給付能力を越えるものは、国有林において遂行されなければならない。（訳注 65）
- (4) 国有林は、特に、森林に関する試験研究制度の任務に資さなければならない

い。

- (5) 州財政法第 113 条第 2 項にあげる収入以外に、持続的な収穫を越える木材収穫より得られる収入から収穫に要した支出を差し引いた額が森林の土地に充てられなければならない。(訳注 66)
- (6) 第 9 条第 1 項及び第 7 項、第 10 条第 2 項、第 11 条第 1 項、第 15 条第 3 項、第 16 条第 3 項、第 24 条第 1 項、第 29 条第 2 項、第 34 条第 1 項、第 38 条第 1 項及び第 41 条第 1 項の場合にあっては、国有林においては許可を必要としない。第 15 条第 3 項及び第 29 条第 2 項の場合にあっては、隣接する森林所有者の意見があらかじめ聴取されなければならない。異議が提起され、かつ、その異議が考慮されないままおかれる場合には、中級森林官庁がこれを決定する。

第 2 節 団体有林

第 46 条 団体有林における目標の設定

団体有林の施業については、団体財産の特別な目的規定並びにその団体の性格及び要件から生ずる特別な目標の設定にかかわらず、第 45 条第 1 項の規定を準用する。

第 47 条 森林技術上の経営の管理

- (1) 団体有林における森林技術上の経営の管理は、州により行われる。森林技術上の経営の管理については、森林署がその責務を負う。森林技術上の経営の管理は、森林経営業務全般についての計画、準備、組織、指揮及び監督を包括する。なお、団体が法律の規定に従ってその森林において講ずる措置を決定する権限は、これによって影響を受けるものではない。団体が行わなければならない業務は、特に、林産物の売却、雇用関係の設定及び終了、森林経営に係る作業の配分並びに森林経営に必要な器具及び材料の調達とする。
- (2) 森林署は、申請に基づき、第 1 項第 4 パラグラフの任務を、団体のために処理することができる。団体自らその任務を実行することができる場合に限って、森林署は、その任務の実行に際して、団体に助言を与える義務を負うものとする。

- (3) 団体は、第1項の規定にかかわらず、自ら森林技術上の経営の管理を行うことができる。この場合には、団体有林森林署を設置するものとする。

第48条 森林管轄区業務

- (1) 森林管轄区業務は経営の実行を包括する。森林管轄区業務は、森林管轄区の区域において実施されなければならない。
- (2) 団体有林の森林技術上の経営の管理について州の森林署がその義務を負っている場合には、当該団体は、州のおこなう森林管轄区業務を利用することができる。
- (3) 州が森林管轄区業務を引き受ける場合には、当該団体は、現にある業務用建物を賃貸して、その用に供するとともに、これを秩序に則して維持しなければならない。

第49条 私有林における任務の担当

中級森林官庁は、団体の雇用した者が、私有林に対して助言及び技術的支援を行ない、共同して私有林の森林の監督を行ない、及び森林警備を行使することを担当することについて、団体と協定を結ぶことができる。

第50条 定期経営計画

- (1) 定期経営計画は、原則として10年の期間についてたてられなければならない。定期経営計画は、長期的な目標設定の観点に立って、経営の進行全般を空間的、時間的に秩序付けるとともに、森林の利用機能、保全機能及びレクリエーション機能を互いに調和させ、それらを持続的に確保するものでなくてはならない。定期経営計画は、持続的な木材の収穫を規定するものでなくてはならない。
- (2) 定期経営計画は、州の森林署が森林技術上の経営の管理の義務を負っている場合には、地方森林管理局によってたてられなければならない。自らの森林署を持つ団体にとっては、定期経営計画は、その経営管理者または森林に関する専門家（第21条第2項第2パラグラフ）によってたてられなければならない。当該団体は、また、定期経営計画を地方森林管理局にたてさせるこ

ともできる。この場合、当該団体は、測定、蓄積調査及び土壌調査に要する作業の従事者を、その経費で雇用しなければならない。

- (3) 団体は、定期経営計画に関して決定を行わなければならない。(訳注 67) また、第 2 項第 2 パラグラフの場合には、樹立後 4 月以内に、決定した計画を、必要な資料とともに中級森林官庁に提出しなければならない。定期経営計画については、当該計画がこの法律の規定またはこの法律に基づいて発せられた法規命令に抵触する場合には、決定した計画の提出後 3 月以内に、これに異議を唱えることができる。
- (4) 定期経営計画は、経営状態または収益状態が本質的に変化した場合には、有効な計画期間が経過する前に、新たにたてられなければならない。

第 51 条 年次経営計画

- (1) 年次経営計画は、定期経営計画を遵守して、森林署によってたてられなければならない。年次経営計画は、収入及び支出の見積りを含まなければならない。
- (2) 年次経営計画は、団体によって決定される。当該決定は、一月以内に州森林署に、または、団体有林森林署がたてた場合にあつては、中級森林官庁に提出されなければならない。年次経営計画については、当該計画がこの法律の規定またはこの法律に基づいて発せられた法規命令に抵触する場合には、決定した計画の提出後 3 月以内に、これに異議を唱えることができる。
- (3) 経営計画の実行に関し、森林署によって、年次経営指示書が作成されなければならない。

第 52 条 臨時の収穫

- (1) 臨時の収穫は、定期経営計画において規定されている持続的な収穫を越えて行われ、かつ、その計画期間内には再び節減されることのない木材収穫をいう。
- (2) 臨時の収穫は、中級森林官庁の許可を必要とする。許可は、森林の持続的な施業が著しく妨げられる場合に限り、これを拒むことができる。

第 53 条 法規命令

- (1) 農山村地域省は、次の各号について法規命令をもって詳細な規定を發布する権限を有する。
 1. 州による森林技術上の経営の管理及び森林管轄区業務の任務
 2. 団体有林森林管轄区の地域的境界区分のための原則
 3. 第 49 条の規定に基づき担当する任務についての作業経費及び経費の代償
 4. 経営計画策定及びその実行のための原則。この場合、特定の場合においては、簡略化された計画の策定または計画期間の延長を予定することができるものとする。
- (2) 第 1 項の法規命令は、内務省の同意の下に、同項第 3 号の場合の法規命令は、大蔵省の同意のもとにそれぞれ發布されるものとする。

第 3 節 教会林

第 54 条 教会林

- (1) この法律において教会林とは、教会及び公法上の団体の法的地位を持つその他の宗教団体の森林並びにそれらの監督下にある公法上の団体、施設及び財団の森林をいう。
- (2) 団体有林に関する規定は、教会林において準用する。
- (3) 教会林は、上級教会庁またはこれに相当する資格を持つその他の宗教団体の申請に基づき、私有林に適用する規定の下に置かれる。中級森林官庁が、これを所管するものとする。

第 4 節 私有林：連 合

第 55 条 私有林の専門技術的な助成

- (1) 私有林は、助言（農業及び農林基盤整備法第 9 条）並びに森林所有者に対する専門技術的職業教育及び再教育を通じて助成される。この場合、農家所有林の利益については、特に考慮されなければならない。
- (2) 森林官庁は、森林所有者の申請に基づいて、森林に関する専門家を擁していない私有林を、指導及び技術的援助を通じて支援するものとする。
- (3) 指導の対象となるものは、森林所有者の、おもに経営上の関心が置かれて

いる森林経営の措置とする。指導は、事例に応じて、または、常設的に行われる。常設的な指導は、経営計画の策定を含む森林技術上の経営の管理のほか、原則として森林管轄区業務を包括する。指導については、手数料が支払われなければならない。

- (4) 技術的援助の対象となるものは、複数の経営体にまたがる機械及び器具の使用とする。森林経営業務の従事者に関することも含む。森林官庁は、経営的に可能な範囲内において、経費の代償と引き換えに技術的援助を行うものとする。経費の代償は、経済的な困窮を避けるため、部分的にこれを免除することができ、また、もっぱら公共の利益がある場合には、その全部を免除することができるものとする。
- (5) 森林管轄区業務のための森林に関する専門家を擁している森林所有者にあっては、森林官庁は、事例に応じた指導または常設的な指導の範囲内において、森林技術上の経営の管理を引き受けることができる。
- (6) 農山村地域省は、大蔵省の同意の下に、次の各号について法規命令をもって詳細な規定を発布する権限を有する。

1. 助言、指導及び技術的援助の内容並びに範囲を規定すること。
2. 事例に応じた指導及び常設的な指導の料金を定めること。

料金の設定に当たっては、私有林の収益状況並びに保全機能及びレクリエーション機能が適正に考慮されなければならない。料金は、所有規模の階層に応じて、段階的に設定できるものとする。

- (7) 私有林森林経営体であって、国有林および団体有林のための定期経営計画の規定に基づいて定期経営計画をたて、これを審査のために中級森林官庁に提出し、その実行状況を中級森林官庁に証明するものにあつては、州は、樹立のために妥当と認められる経費の100分の50までの額を負担することができる。中級森林官庁は、申請に基づいて、妥当と認められる経費の少なくとも100分の50の額の納入と引き換えに、契約をもって、定期経営計画の樹立を引き受けることができる。

第56条 共同体有林

- (1) レアールゲマインデ、レアールゲノッセンシャフトまたはその他のドイツ

法上の共同体の森林であって、複数の者の共有の財産に属するもの（共同体有林）は、共同体の法的形態及び起源に関係なく、この法律における私有林とする。

- (2) 共同体有林の物権の現物の分割は、許されない。その解散の場合には、持ち分の権利を有する者が他の持ち分と統合することを行わない場合に限り、市町村は、農林地取り引き法の規定にかかわらず、先買権を有するものとする。第 25 条第 3 項及び第 4 項を準用する。
- (3) 共同体有林の持ち分の分割は、中級森林官庁の許可を必要とする。分割によって、公共のための森林のそれまでの機能、またはこの法律の目的、目標及び原則が損われる場合には、許可は、拒まれなければならない。

第 57 条 共同体有林における法律関係の形成

- (1) 共同体有林における法律関係は、定款によって規定されなければならない。
- (2) 第 56 条第 1 項の意味における権利能力なき共同体は、連邦森林法第 18 条第 1 項の規定に相当する定款を設けることができる。この場合においては、申請に基づき、中級森林官庁は、民法第 22 条の規定に基づく権利能力を当該共同体に付与することができる。民法第 22 条の規定に基づく権利能力は、その他の法形態、特に、非経済的社团、協同組合または資本会社を要求することができず、かつ、経済的社团が、その範囲および組織に応じて、その任務を目的に則して適正に遂行できる旨が担保される場合に限り、これを付与することができる。
- (3) 中級森林官庁は、第 2 項の場合において、定款の変更の許可及び権利能力の取り消しについても権限を有するものとする。

第 58 条 公法上の法人格を持つ森林協同組合からの転換

農山村地域省は、1807 年 7 月 14 日のバーデン国第 2 次勅令憲法（勅令集 125 ページ）に基づいて公法上の法人の法的地位を獲得していた森林協同組合に対して、連邦森林法第 18 条第 1 項の規定に該当する定款を設けることを勧告することができる。第 57 条第 2 項第 2 パラグラフ及び第 3 パラグラフ並びに第 57 条第 3 項を準用する。

第 59 条 団体有林に適用される規定の準用

中級森林官庁は、申請に基づき、共同体有林を、団体有林の施業に関するこの法律の規定の下に置くことができる。当該共同体有林については、市町村及びその他の公法上の団体の森林管理経費負担金に関する法律を準用する。

第 60 条 共同体有林との同格化

中級森林官庁は、申請に基づき、林業的連合であって、第 56 条第 1 項に該当せず、かつ、その森林を協同して施業しているものを、この法律の共同体有林と同じ格に位置付けることができる。

第 61 条 林業的連合の形成及び林業的連合に対する専門技術的助成

- (1) 森林官庁は、森林の土地の規模、位置及び相互関係に応じて必要と思われる限度において、連邦森林法の林業的連合の形成及び林業的連合がその任務を実施することを支援しなければならない。
- (2) 公的な助成措置及び計画措置にあつては、林業的連合及び共同体有林は、優先的に考慮されなければならない。所有関係が経済的ではない場合及び小面積で錯綜している場合には、森林所有者が構造的欠陥を克服するために林業的連合を形成することを、特定の森林経営上の措置についての財政的助成の条件とすることができる。
- (3) 林業的連合の場合の常設的な指導に対する料金の算定根拠は、構成員である個々の森林所有者の森林面積とする。
- (4) 州森林署は、申請に基づき林業的連合の業務執行を引き受けることができる。

第 7 部 州森林行政

第 1 節 森林官庁

第 62 条 森林官庁

森林官庁は、次の各号とする。

1. 最上級森林官庁としての農山村地域省

2. 中級森林官庁としての地方森林管理局（訳注 68）及び地方団体有林管理局
3. 下級森林官庁としての州森林署及び団体有林森林署

第 63 条 地方団体有林管理局

- (1) 地方森林管理局の所管区域ごとに、地方団体有林管理局が設けられるものとする。
- (2) 地方団体有林管理局の構成員は、次の各号の者とする。
 1. 地方団体有林管理局の局長としての地方森林管理局の局長
 2. 地方森林管理局の代表者 2 名
 3. 支庁府の代表者 1 名
 4. 森林を所有する市町村の代表 3 名それぞれの構成員について、代理の者が任命されなければならない。地方団体有林管理局は、局長のほか少なくとも 4 名の構成員が出席したときに、議決能力を持つ。決定は、単純多数決をもって行われる。
- (3) 地方団体有林管理局の局長は、地方森林管理局の別の代表者及びその他の専門的知識を有する者を、会議に助言者として呼ぶことができる。
- (4) 支庁府の代表者及び森林を所有する市町村の代表者は、農山村地域省の同意の下に、内務省によって 5 年の任期をもって任命されなければならない。森林を所有する市町村の代表者は、バーデン・ヴュルテムベルク町村会議及びバーデン・ヴュルテムベルク市会議の勧告に基づいて任命されるものとする。
- (5) 農山村地域省は、地方団体有林管理局の職務規定を発布するものとする。職務規定においては、特に、議決の対象となる任務の内容及び地方団体有林管理局の長によって処理される任務、または、地方団体有林管理局の長によって処理される任務で、その処理のために地方森林管理局の職員を使用することのできるものの内容が、規定されなければならない。
- (6) 地方団体有林管理局の構成員であって、州の官吏ではない者は、名誉職として従事するものとする。

第 64 条 森林官庁の管轄権限

- (1) この法律及びこの法律に基づいて発布される法規命令において別段の定めがない限り、下級森林官庁が個別事例について管轄権限を持つものとする。
- (2) 団体有林については、地方団体有林管理局が、この法律に基づく中級森林官庁の任務を行うものとする。
- (3) 土地管轄権限（訳注 69）は、その所管区域において任務を行う森林官庁がこれを有する。任務が複数の森林官庁の所管区域にわたる場合には、共通する上級の森林官庁が、土地管轄権限を有する。

第 2 節 森林官庁の任務

第 65 条 森林官庁の任務

- (1) 森林官庁は、この法律及びその他の法令に基づいて付与された任務を行わなければならない。森林官庁は、特に、次の各号の任務を行わなければならない。
 1. 国有林の管理及び施業
 2. 団体有林における森林技術上の経営の管理及び森林管轄区業務。森林管理にあたっての助言及び支援を含む
 3. 私有林における助言、指導及び技術的援助
 4. 森林に関する助成措置の実施
 5. 森林基本計画の策定及び森林についてのその他の特定部門計画の策定
 6. 森林の監督及び森林警備の行使
- (2) 森林官庁は、計画を策定し及び諸措置を実施する場合には、それらに関係するとみられるすべての官庁及び公的利害関係者が、その利益を実効性をもって代表できるように、それらの者を適切な時期に関与させなければならない。林業の重要な利益に係わるものである場合に限り、森林所有者の代表の意見が聞かれなければならない。

第 66 条 自然景観に係る措置の場合の第 3 者への助言及び支援

- (1) 森林官庁は、自然保護、自然景観の育成管理及びレクリエーション施設の整備に当たって、単独でその管轄権限を有していない場合に限り、その所管

官庁、郡、市町村及びその他の公的機関に対して、業務上の支援を行うものとする。森林以外におけるそれらの措置の実施に当たって、森林官庁は、経営的に可能な範囲内において、経費の代償と引き換えに、技術的支援を行うものとする。自然保護法第 53 条の規定は、その効力に影響を受けるものではない。

(2) 技術的支援は、特に、次の各号を包括する。

1. 原野状の開放的な自然景観における育成管理措置の実施
2. 野生の植物及動物の保護
3. レクリエーション地域を設け、及び管理すること並びにレクリエーション施設の整備
4. 自然景観への侵害もしくは自然景観の被害の緩和または除去のための措置

(3) 第 2 項第 1 号に基づく育成管理措置の実施について、森林官庁の業務は、可能性に応じて、農業経営体及び林業経営体、農業的連合及び林業的連合並びに造園関連業者に委託される。

(4) 中級森林官庁は、自らが自然公園の責任を負う者ではない場合には（訳注 70）、その責任を負う者の申請に基づいて業務の実施を引き受けるものとする。

第 67 条 森林の監督

(1) 森林の監督は、団体有林及び私有林を維持し、被害から守り、並びにその秩序に則した施業を確保するために州が行使する主権作用的行為（訳注 71）である。森林官庁は、特に、次の各号を行わなければならない。

1. 森林所有者が、この法律、または、森林の維持及び育成管理並びに森林被害の防除を目的とするその他の法令に基づく義務を果たすことについて監視すること。
2. 法律に別段の定めがない限り、森林所有者が第 1 号に掲げる規定に反した行為をすることを防止し、訴追し、及び罰すること。

(2) 州の森林管轄区業務に従事する職員及び私有林において第 49 条の規定に基づく任務を行う団体有林職員であって、森林管轄区業務に従事する者は、森林の監督行為の行使に際して協力するものとする。それらの者は、森林監督

行為の行使に当たって、警察法の警察官の資格を有するものとする。それらの者は、森林監督行為の行使に当たって、制服を着用し、及び身分証明書を携帯する義務を負うものとする。身分証明書は、職務行為を行う際に、求めに応じ、これを提示しなければならない。農山村地域省は、法規命令をもって制服及び身分証明書に関する規定を定める権限を有するものとする。

第 68 条 森林の監督上の命令

- (1) 森林所有者が第 67 条第 1 項第 1 号に掲げる規定に違反した場合には、森林官庁は、当該森林所有者にその瑕疵を示唆するものとする。定められた期限内においてその示唆が放置された場合には、森林官庁は、秩序に則した状態を維持し、または、これを復するために、必要な命令を行うことができる。
- (2) 団体が、第 46 条から第 48 条までの規定及び第 50 条から第 52 条までの規定並びに第 53 条の規定に基づく法規命令によって課せられた義務を果たしていない場合には、森林官庁は、当該団体にその瑕疵を示唆するものとする。その示唆が放置された場合には、中級森林官庁は、法律監督官庁の同意の下に、必要な命令を行うことができる。

第 69 条 担保の履行

- (1) 森林官庁は、条件、履行義務条件及びその他の義務を確保するために必要な場合には、担保の履行を求めることができる。
- (2) この法律に基づく担保の履行については、民法第 232 条及び第 234 条から第 240 条までの規定を準用する。

第 70 条 警察命令（訳注 72）

森林官庁は、次の各号のいずれかのために必要な限度において、警察命令を発布することができる。

1. 森林の維持及び育成管理を確保するため。
2. 第 3 者の違法行為から森林、森林所有者または森林経営のための施設を保護するため。
3. 森林訪問者の保護及びレクリエーションを規整するため。

第 71 条 職務上の義務の主権作用的実行

この法律及びその他の森林に関する法令に基づく任務の遂行に附帯する義務は、主権作用的行為の行使において、関係森林官庁及び団体の組織並びに職員に職責として課せられるものとする。

第 72 条 私有林の森林職務における職業標識

(1) 次の各号に該当する場合には、雇用主の申請に基づき、私有林の森林職務に従事する職員に対して、公的職務の森林官吏の官職標識と比較できる職業標識であって、私有林に従事するものであることを示す付加的表示をもったものを付与することができる。

1. その者の受けた職業教育が、比較可能な公的職務の任用階の職業教育に相当するものである場合
2. 雇用状態について、その形態及び範囲に応じて、公的職務におけるものと比較できるものであることが証明される場合

(2) 第 1 項にあげられた種類の職業標識を着ける資格は、次の各号の職員にあっては、次の各号の期間、停止される。

1. 刑法第 45 条に基づき、官職につくこと及び公職選挙の権利を請求することの権利能力を失った者並びにそれらの能力または権利が剥奪された者について、その喪失の期間。
2. 刑法第 70 条に基づき、職業に就くことを禁止されている者について、その禁止の期間。

(3) 中級及び上級森林職務に従事する職員への職業標識の付与の権限については、中級森林官庁が有し、その他にあっては、農山村地域省が有する。第 1 項及び第 2 項の規定に基づく職業標識、身分証明書及び手続きに関する細目は、農山村地域省の法規命令によって規定される。

第 73 条 団体有林の森林職務職員及び私有林の森林職務職員の職業制服

(1) 団体有林の森林職務職員及び第 72 条の規定に基づいて職業標識が付与された私有林の森林職務の職員は、州の森林官吏の制服との違いを示す定められた印が付けられる場合には、職業制服として、制服規程が適用される州森林

官吏の制服を着用することができる。農山村地域省は、内務省の同意の下に、法規命令によってその印を規定する権限を有するものとする。

(2) 第 72 条第 2 項を準用する。

第 74 条 調 査

- (1) 森林官庁の職員及びその委託を受けた者は、この法律またはその他の森林に関する法令に基づく任務の遂行のために必要な場合に限り、その任務の実施のために、土地に立ち入り、並びに測量、土壌調査及びこれらに類する作業を行う権限を有する。住居の不可侵の基本的権利（基本法第 13 条）は、その限度において制限される。
- (2) 土地において測量、土壌調査及びこれらに類する作業を実施する場合には、適切な方法で、その土地の所有者及び占有者に通知されなければならない。
- (3) 第 1 項の規定に基づく行為によって財産に損害が生じた場合には、州は、金銭による適正な補償を給付し、または、損害を被った者の求めに基づき、旧の状態を復さなければならない。損失補償の方法及び額について争いがある場合には、通常の裁判所がこれを裁定する。

第 75 条 森林統計：情報提供義務

- (1) 森林所有者は、統計の目的のため、その森林経営に関して報告する義務を負う。森林所有者は、さらに、求めに応じて、森林官庁に対して、この法律またはその他の森林に関する法令の実施に必要な情報を提供しなければならない。
- (2) 情報の提供の義務を負う者は、その回答が本人自ら、または、民事訴訟法第 383 条第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定にあげられた親族を、刑法上の訴追または行政罰に関する法律に基づく訴追の危険にさらすことがありえる場合には、質問を拒否することができる。
- (3) 第 1 項の規定に基づいて他人の経営の秘密または業務の秘密を知った職員は、その秘密を保持しなければならない。

第3節 森林試験研究施設（訳注 73）

第76条 森林試験研究施設

- (1) バーデン・ヴュルテムベルク森林試験研究施設は、農山村地域省の所管する、権利能力のない営造物である。森林試験研究施設は、経営研究所として、特に、林業及び木材産業に対して、森林の多様な機能を充足するための合理的な可能性を示すこと及び森林と環境の間の生態学的関係を研究することを、その任務とする。
- (2) 森林試験研究施設に対して別の任務を与えている他の法令の効力は、これにより影響を受けるものではない。

第4節 州森林評議会

第77条 州森林評議会

- (1) 農山村地域省に、農山村地域大臣を議長とする州森林評議会が設けられる。州森林評議会は、森林について基本的な意義を持つ問題に際して、農山村地域省に助言を行わなければならない。
- (2) 州森林評議会の委員は、農山村地域省から5年の任期をもって任命される。委員の人数は、20名までとすることができる。州森林評議会は、特に、森林所有者、職域、林学、自然保護及び環境保全、土地利用及び国土計画並びに木材産業の代表をその構成員としなければならない。
- (3) 団体有林及び私有林の問題について農山村地域省へ助言するために、州森林評議会に委員会が設けられるものとする。委員会は、州森林評議会における団体有林及び私有林の代表をその構成員とする。農山村地域省は、団体有林及び私有林から、州森林評議会の委員ではない別の代表を任命することができる。委員の人数は、15名までとすることができる。
- (4) 農山村地域省は、特に、州森林評議会及び委員会の構成並びに勧告権限及び任命手続きを規定する職務規程を発布するものとする。
- (5) 州森林評議会及び委員会における職務は、名誉職とする。

第8部 森林警備（訳注74）

第78条 森林警備

森林警備は、次の各号の任務を包括する。

1. 森林及びその機能に資する施設に対して第3者によって起こるおそれのある危険を回避し、及び森林における公共の安全または秩序の妨害を除去すること。
2. 第83条もしくは第85条第2項にあげる過料構成事実または森林もしくはその施設の保護を目的とするその他の刑事犯罪行為もしくは過料行為の構成事実を実現する第3者の違反行為を訴追すること。

第79条 森林警備の行使：森林警備の受託者（訳注75）

- (1) 森林警備は、次の各号に掲げる者の責務とする。
 1. 森林官庁
 2. 森林警備の受託者
- (2) 森林警備の受託者とは、次に掲げる者をいう。
 1. 州及び団体有林の森林管轄区業務に従事する職員
 2. 私有林の森林業務に従事する職員が第80条により責務を課せられた場合には、その者。
- (3) 森林官庁は、必要がある場合に限り、限定的な範囲において、森林警備の受託者の権利及び義務をその他の者に付与することができる。農山村地域省は、法規命令によって細目を規定する権限を有するものとする。
- (4) 森林警備の受託者は、森林警備の行使に当たって警察法の警察官の資格を有するものとする。第67条第2項第3パラグラフ及び第4パラグラフを準用する。
- (5) 森林警備は、森林官庁の監督の下に、その詳細な指示に従って行使されなければならない。
- (6) 警察職務執行の権限は、これにより影響を受けるものではない。

第80条 私有林の森林業務に従事する職員に対する責務の付与

- (1) 森林官庁は、私有林の森林業務に従事する職員に森林警備の受託者として

の責務を課する責任を有する。

- (2) 州の森林職務のために規定された教育またはこれと同等の教育を終了した者は、森林所有者の申請に基づいて、責務を課せられる。森林警備についての信頼性または適性について疑義があるときには、申請は拒否されなければならない。

第 81 条 森林警備の受託者のその他の任務

- (1) 森林警備の受託者は、その職務の範囲のなかで、次の各号を行う義務を負う。
1. 自然保護または環境保全を目的とする、その他の刑事犯罪行為もしくは過料行為の構成要件を実現する違反行為を防止すること。
 2. 自然保護または環境保護を目的とする、その他の刑事犯罪行為もしくは過料行為の構成要件を実現する違反行為が継続することを阻止すること。
 3. 自然保護または環境保護を目的とする、その他の刑事犯罪行為もしくは過料行為の構成要件を実現する違反行為を告発すること。
- (2) 森林警備の受託者は、法律で特別な定めがある場合に限り、第 1 項の行為の訴追に当たって協力しなければならない。

第 82 条 森林警備の受託者の土地管轄権限

- (1) 州の職員である森林警備の受託者は、その所属する森林官庁の管轄区域において、土地管轄権限を有する。
- (2) 団体の職員である森林警備の受託者は、その従事する業務に係わる森林官庁の管轄区域内の、その団体の所有するすべての森林において土地管轄権限を有する。
- (3) 私有林の森林業務に従事する職員である森林警備の受託者は、その従事する業務に係わる森林官庁の管轄区域内の、その使用者の所有するすべての森林において土地管轄権限を有する。

第9部 秩序違反（訳注 76）

第83条 一般的秩序違反

- (1) 故意または過失により森林において、または森林から100メートル以内の場所で、次の各号をなす者は、秩序違反行為を行うものである。
 1. 必要な許可なしに第41条第1項の意図を実施すること。
 2. 第41条第3項に反して、炎をあげて燃えている、またはくすぶっている物を投げ捨て、またはその他不注意に取り扱うこと。
 3. 許可を得ている剥き出しの火もしくは灯火を、設備が整い、かつ、標識で表示された焼却場における火を、または許可不要の剥き出しの火もしくは灯火を、監督することなく、もしくは十分な安全措置なしに放置すること、または許可するに当たって義務づけられた履行義務条件に従わないこと。
- (2) 故意または過失により次の各号をなす者も、秩序違反行為を行うものである。
 1. 第37条第1項第2パラグラフの規定に反して、森林内で車道及びその他の道以外においてサイクリングを行い、表示のある散策道、歩道、スポーツ用路もしくは教育用路以外において乗馬を行い、または人口密集地域、自然保護地域もしくはレクリエーション林において乗馬用と明示された林道以外で乗馬を行うこと。
 2. 第37条第3項の規定に反して、森林内で他人のレクリエーションを妨げること。特に、叫び声、著しく大きな話し声、楽器または音楽装置の濫用のような不当な騒音によってこれを行うこと。
 3. 第37条第4項の規定に反して、立ち入りが許されていない、森林または森林経営もしくは狩猟経営用の施設に権限なく立ち入ること。
 4. 第37条第5項の規定に反して、権限なく自動車を走行させ、野営し、もしくはキャンピングカーを駐車させ、または権限なく売店もしくは必要以上の机及びベンチを設置すること。
 5. 第40条第2項の規定に反して、森林官庁の許可なしに、第40条第1項の林産物の採取のために組織された催しを実施し、またはそのような催し

に参加すること。

6. 第 41 条第 3 項の規定に反して、3 月 1 日から 10 月 31 日までの期間内に、森林において権限なしに喫煙すること。
 7. 第 70 条第 2 号または第 3 号に基づいて発せられる警察命令の過料規定において明示的な規定がある場合には、これに反した行為をすること。
 8. 森林においてレクリエーション施設を濫用し、汚し、または児童遊園地、遊戯用草地、日光浴用草地及び水遊び用施設の区域に、犬をほしいままに走らせること。
 9. 森林において、道路の閉鎖または第 37 条第 4 項第 3 号及び第 4 号の施設の保全のための設備を、権限なく開け、開放状態になし、除去し、または使用不可能な状態になすこと。
 10. 森林において、境界の設定、周囲からの遮断、測量もしくは道標のための標識または設備を、または林産物に付けた標識を、権限なく破壊し、傷つけ、使用不可能な状態になし、改変し、または除去すること。
 11. 森林において、第 10 号にあげる標識または設備を、権限なく取りつけること。
 12. 権限なく森林の土地の灌漑のための水を他へ導水し、及びこれにより当該土地または他の森林の土地に不利な影響を及ぼすこと、または、森林の土地の灌排水に資する溝、堤、水路その他の設備を、権限なく改変し、傷つけ、または除去すること。
 13. 権限なく、収穫された林産物をその場所から除去し、その支柱を取り去り、またはこれを覆すること。
 14. 森林において、権限なく盛り土をなし、または掘り取りを行うこと。
 15. (削除)
 16. 森林において、蟻塚を破壊し、もしくは損傷し、または蟻もしくは甲虫の蛹を権限なく採集すること。
 17. 森林において、権限なく牛を放し、放牧し、または放牧させること。
 18. 森林において、権限なく樹木の幹を傷つけること。
- (3) この法律に基づいて発せられる法規命令、条例、または命令の過料規定において明示的に過料構成要件が規定されている場合には、故意または過失に

よりこれに反した行為をなす者も、秩序違反行為を行うものである。

- (4) 秩序違反は、5000 マルクを限度とする過料をもって、また、特に重大なものにあっては 20000 マルクを限度とする過料をもって、これを懲戒することができる。

第 84 条 森林所有者の秩序違反

- (1) 故意または過失により次の各号をなす者は、秩序違反行為を行うものである。
1. 第 9 条第 1 項または第 11 条第 1 項の規定に反して、許可なしに森林の土地を開発し、及び他の土地利用形態に転用すること。
 2. 第 9 条第 7 項の規定に反して、許可なしに立木の除去を行うこと。
 3. 第 15 条第 3 項または第 29 条第 2 項の規定に反して、許可なしに皆伐を行うこと。
 4. 第 16 条の規定に反して、伐採するまでには十分成熟していない林分の収穫を行うこと。
 5. 第 27 条第 2 項の規定に基づく届け出を行わないこと。
 6. 第 34 条第 1 項の規定に反して、許可なしに猟区または類似の施設の設定及び拡張を行うこと。
 7. 第 38 条第 1 項の規定に反して、許可なしに森林を閉鎖し、または第 38 条第 2 項の規定に基づく届け出を行わないこと。
 8. 第 70 条第 1 号に基づいて発せられる警察命令の過料規定において明示的な規定がある場合には、これに反した行為をすること。
 9. 第 75 条第 1 項の規定に基づく報告または情報を、正しく、完全に、または適切な時期に提供しないこと。
- (2) 許可が与えられる条件、または、この法律の規定もしくはこの法律に基づき発せられた命令から免除される条件となった履行義務条件につき、故意または過失により、これを果たさず、または、適切な時期に、もしくは秩序に則してこれを果たさない者も、秩序違反行為を行うものである。
- (3) 第 1 項第 1 号の秩序違反は、5000 マルクを限度とする過料をもって、これを懲戒することができる。その他の秩序違反については、5000 マルクを限度

とする過料をもって、また、特に重大なものにあっては 20000 マルクを限度とする過料をもってこれを懲戒することができる。

第 85 条 秩序違反行為の訴追及び罰の所管権限

- (1) 秩序違反に関する法律第 36 条第 1 項第 1 号の行政官庁は、前第 83 条の事件にあっては森林官庁とし、前第 84 条の事件にあっては中級森林官庁とする。
- (2) この法律に基づいて懲戒される秩序違反行為が、秩序違反に関する法律第 111 条、第 118 条または第 121 条に基づく秩序違反行為と関係するものである場合、または秩序違反に関する法律第 111 条、第 118 条もしくは第 122 条に基づく秩序違反行為が森林内で行われた場合には、この法律の秩序違反を準用する。

第 86 条 戒告（訳注 77）

- (1) 森林警備の受託者（第 79 条第 2 項）は、第 83 条に基づく秩序違反行為及び本法第 85 条第 2 項において準用する秩序違反行為にあっては、これを戒告し、及び戒告金を徴収することができる。秩序違反に関する法律第 56 条を準用する。
- (2) 第 1 項は、秩序違反行為であって、その防止及び告発が森林警備の受託者の任務の範囲に属するものについて、これを準用する。

第 87 条 没 収

秩序違反行為の実行もしくは準備のために使用された物またはその他秩序違反行為に関係する物については、これを没収することができる。秩序違反に関する法律第 23 条を準用する。

第 10 部 経過規定及び終章規定

第 88 条 移行規定及び行政規定

- (1) この法律の施行の際にすでに取りられていた手続きについては、引き続き、従前の手続きに係る規定に基づいて行われなければならない。

- (2) ヴェルテルムベルク国森林警察法の規定に基づく土地の森林簿への記載については、第2条第5項の記載と見なす。
- (3) ヴェルテルムベルク国森林警察法の規定に基づき発布された保全林に関する命令は、遅くとも1985年12月31日にその効力を失う。
- (4) 第37条第1項第3号の場合において、乗馬のための林道が認定されるまでの間は、この法律の施行後長くとも2年まで、従前の規則によるものとする。
- (5) この法律の施行の際に、団体有林に適用される規定の下におかれ、かつ、州による森林技術上の経営の管理または森林管轄区業務が実施されている共同体有林は、定款に基づく代表者が1年以内に中級森林官庁に対してその法的地位の放棄を宣告しない場合には、その法的地位を従前通り持つものとする。
- (6) 団体有林における森林経営の管理が、1902年2月19日のヴェルテルムベルク国団体有林法第7条及び第8条の規定に基づき、現に、森林に関する専門家によって実施されている場合に限り、当該森林経営の管理は、団体が当該契約関係を解消しない限りは、従前の規定によるものとする。
- (7) 農山村地域省は、必要な限度において、関係する省の同意の下に、この法律の実施のために必要な行政規則を定めるものとする。

第89条 既存の法令の変更（省略）（訳注78）

第90条 法規命令の廃止（省略）（訳注79）

第91条 施 行

この法律は、1976年4月1日に施行する。法規命令及び行政規則の発布を授権した規定は、その発布の日に、これを施行する。

連邦森林法及びバーデン・ヴェルテムベルク州森林法 (訳 注)

－ 総 説 －

(1) 連邦森林法及びバーデン・ヴェルテムベルク州森林法の関係

ア. 連邦及び州の関係

ドイツ連邦共和国は、諸州よりなる共同体である。ドイツ連邦共和国の憲法である基本法（Grundgesetz）は、その前文において、バーデン、バイエルン、ハンプルク等の諸州の国民がこの憲法を定める旨をうたい、第2章では、連邦及び各州の間の国家任務の配分について規定している。すなわち、基本法第23条は、基本法の適用領域として各州の名前を挙げ、第28条は、州憲法の具備すべき要件を定め、各州の統治権能につき規定する第30条は、「国家の権能の行使及び国家の任務の遂行は、この基本法が特段の規定をなし、又はこれを許さない限り、各州の責務である。」としており、さらに、第32条は、各州と外国との条約締結権限を定めている。また、憲法の機関であり、連邦参議院として一般に邦訳されている Bundesrat は、「州政府の構成者によって構成され、州政府によって任免される」（第51条）とされ、また、「州は連邦参議院を通じて連邦の立法及び行政に協力する」（第50条）とともに、連邦法の立法手続において、民選の連邦議会（Bundestag）の議決への異議を申し立て、同意を要する法律案への同意等を行うこととされている。

わが国の森林・林業関係者にとっては、しばしばドイツにおける連邦と州の関係をわが国における国と都道府県の関係のようなものと理解することがあるように思われる。わが国の都道府県が、「地方公共団体の組織・運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて法律でこれを定める」（日本国憲法第92条）とされ、地方自治法に規定されたものであるのに対し、ドイツでは、戦後、米英仏の占領地域で州の政府と議会が再建され、州によって州憲法が制定され、それらの州が集って1949年に基本法を制定したもので、州は、基本法上、以上のように連邦国家を構成する国として位置づけられている。

イ. 連邦と州の立法権限

上記の連邦と州の関係から、基本法は、当然、両者の間の立法権限の関係

を規定している。第 70 条第 1 項は、「州は、この基本法が連邦に立法の権限を付与していない限度において、立法権限を有する。」として、まず州の立法権限を明定している。その上で基本法は、連邦と州の立法権限に関し、「管轄権の範囲は、連邦の専属的立法と競合的立法に関する基本法の規定に基づいて割り合てる。」(第 70 条第 2 項)としており、また、第 75 条は、連邦の原則的規定の立法権限につき規定している。

(ア) 連邦の専属的立法

連邦は、外交、通貨、関税、郵便制度、連邦目的の統計等 11 項目の事項に関して専属的な立法権限を持つが(第 73 条)、この場合、州も、「連邦の専属的立法の分野において州が立法権限を有するのは、連邦法律において明文により授權される場合及び限度に限る。」とされている。(第 70 条第 2 項)。

(イ) 連邦の競合的立法

基本法第 72 条は、第 1 項において、「競合的立法の分野において、州は、連邦がその立法権限を行使しない場合、及び行使しない限度において、立法権限を有する。」とし、さらに第 2 項において、「連邦は、この立法分野において、次に掲げる理由から連邦法律によって規整する必要がある限度内で立法権限を有する。」として、個々の州の立法によっては実効的でない事項、法又は経済の統一性の維持、特に州をまたがる生活状態の統一性の維持に必要であること等を規定している。競合的立法の分野は、民法・刑法、経済法(鉱業、工業等)、労働法、土地取引・土地法等、ゴミの除去・大気の浄化・騒音の防止等 24 の事項に及び、農林業生産の促進、農林業生産物の輸出入、農林業種子・苗木の流通の際の保護・植物の病害虫に対する保護もこれに含まれている。(第 73 条)。

(ウ) 原則的規定の立法

連邦と州の間の立法権限の配分に関し、基本法は、「連邦は、第 72 条の要件の下に、次の事項について原則的規定を發布する権限を有する。」(第 75 条第 1 項)として、狩猟制度、自然保護及び景観の育成管理(同第 2 項第 3 号)、土地の配分、国土整備及び水管理(同第 4 号)等の事項を規定している。なお、原則的規定(Rahmenvorschrift)は、大綱的規定とも訳さ

れる場合がある。

ウ．連邦法及び州法の立法の現状

今日、連邦は、競合的立法の分野においても相当の範囲の立法措置を行っていることから、州は、連邦の競合的法律（原則的規定を含む）の補充的立法や基本法に挙げられていない分野、すなわち、州の専属的立法権限に係る分野（教育制度の大部分、文化政策、市町村法、警察等）の立法措置を行っている現状にあるといわれる。

エ．連邦法の執行

連邦法の執行等に関しては、「州は、この基本法において別段の定めをなし、又はこれを認めない限り、その固有の事務として連邦法律を執行する。」（第83条）とされている。

オ．連邦森林法の法的根拠・性格

連邦森林法は、原則的規定の立法権限に基づく第2章「森林の維持」、一般的な競合的立法権限に基づく第3章の「林業的連合」及び第4章中の「林業の助成」並びに専属的立法権限に基づく第4章中の「連邦森林資源調査」等の規定により構成される。従って、第2章には、この原則的規定に基づいて各州が然るべき立法措置をし、又は現にある法令をこれに適合させるべき旨が規定されている。

カ．バーデン・ヴェルテムベルク州森林法の法的根拠・性格

バーデン・ヴェルテムベルク州に限らず、各州は、森林・林業に関し、基本法第74条第1号及び第17号に関する連邦の競合的立法権限に基づく連邦法律を補充する規定、原則的規定権限に基づく連邦法律の具体的内容を定める規定のほか、基本法において連邦の専属的立法権限に属さない事項、すなわち、州の専属的立法権限に属する事項、又は競合的立法権限に基づくものであって連邦が法律を定めてない事項について立法措置を講ずる権限を持つ。バーデン・ヴェルテムベルク州森林法（以下「BW州森林法」という。）は、「主要な部分において、州の専属的立法権限に属する分野の規範、すなわち、州有林及び団体有林に関する規定、私有林の助言・指導、教会林及び共同体有林並びに州行政組織等に関する規定、森林監督及び森林警備に関する規定並びに森林火災の保護に関する規定、を含む。」（BW森林法提案説明書71頁）

ものであり、第6部から第10部までの規定がこれに該当する。

また、同法は、「その他の分野においては、連邦森林法に基づき州の立法権者によって遂行することが必要な原則的規定の達成に資する規定を含む。」（同説明書71頁）ものであり、第2部「森林基本計画、森林の維持」及び第4部「森林の立入り」がこれに該当する。

さらに、競合的立法権限に係るものとしては、「たとえば、林業的生産の促進、民法及び秩序違反に関する法律の補充的内容を含む。」（同説明書71頁）ものであり、第5部及び第9部の規定がこれに該当する。

なお、第3部の規定は、連邦又は州の専属的立法権限及び原則的規定に係る規定が混在しており、たとえば、第2節の中で第29条から第31条及び第33条は、もっぱら連邦森林法の原則的規定の具体的内容を定めたものであるが、第32条は、州の専属的立法権限に基づくものと解される。

(2) 連邦森林法制定の背景

連邦森林法の制定に当たり、連邦食糧・農業大臣、J. Ertl は、次のように述べている。（「連邦森林法」：連邦食糧・農業・森林省）

「1975年5月8日、連邦森林法は、施行された。これをもって、連邦政府の環境プログラムの広範かつ重要な企図が実現された。この法律の国土上の適用領域は、狭義には森林すなわち、連邦領土の29%を覆う森林である。しかしながら、その効果は、森林及びその施業から生まれる効用に関係する一部の国民に止まらず、すべての国民の福祉の確保に寄与するものである。」

「1950年以降、第2次大戦及び戦後に生じた荒廃林地の復旧造林と並行して、森林に関する活発な立法が行われた。…（中略）…連邦は、1969年まで、個別分野における立法上の権限の範囲に自らを限定していた。林業用種苗に関する法律、木材統計に関する法律、丸太の商業規格に関する法律、森林被害調整法及び連邦森林法の規定に先立つ林業的連合に関する法律並びにそれらの執行のための法規命令が、これに属する。」

「1969年以降議会における幾つか準備過程を経て制定された連邦森林法は、林業的連合に関する法律を清算し、これに統合するとともに、第2章において、新たに、森林基本計画、森林の維持及び施業、レクリエーション林及び保全林

並びに森林の立入りにつき、連邦を一体的に規律するものである。この法律のこの部分は、連邦参議院の多数の要求に基づき、最終的に、間接的に適用される原則的規定として形成された。この規定により、州の立法権者は、第2章につき2年以内に詳細な規定を講ずる義務を負うこととなった。このことは、森林経営体にとって、森林に係る財産の内容、森林財産の社会的拘束の範囲が、個々に州の森林に係る法律により与えられることを意味する。」

以上にみられるように、連邦森林法は、環境プログラム或は国土利用上の政策的観点から各州の森林に関する法的措置の統一化を図ることが主たる動機となって制定された。これは、経済・社会の発展に伴ない、森林の保全機能やレクリエーション機能の重要性が増大する一方、森林が連邦全面積の3割にすぎず、さらに人口密集地域等で各種の開発により他へ転用され、面積が減少するという状況の中で、森林の減少をくい止め、その機能の適正な発現を図るという強い連邦及び州の意志によるものである。従って、連邦森林法は、連邦法である国土整備計画法（Raumordnungsgesetz）の特定部門計画としての位置づけを有している。

なお、連邦森林法制定当時の森林・林業をめぐる全般的状況については、「西ドイツ林業の推移と森林・林業政策の展開」（山縣光晶、森林計画研究会・会報）に詳しい。

(3) BW州森林法の制定の背景

BW州森林法は、バーデン・ヴュルテムベルク州においてはじめて制定された森林に関する統一的、基本的法律である。

バーデン・ヴュルテムベルク州は、基本法が制定され、ドイツ連邦共和国が誕生した当時は、バーデン州、ヴュルテムベルク・バーデン州及びヴュルテムベルク・ホーエンツォレルン州の三州からなっていたが、1952年に現在のバーデン・ヴュルテムベルク州に統合された。旧三州は、ドイツ連邦共和国成立前のバーデン国（州）、ヴュルテムベルク国（州）及びプロイセン国（州）の行政管区であるシグマリンゲンの各区域を包括するものであった。BW州森林法提案説明書は、森林に関する法律を林業法規と森林刑事法規（森林警備法規）に大別しているが、BW州森林法施行以前の同州における森林関係法規の状況は、

たとえば、林業法規の分野では、1833年のバーデン森林法、1879年のヴュルテムベルク森林警察法等の法律が、それぞれ旧バーデン国、旧ヴュルテムベルク国等の区域に適用され、また、連邦誕生後の三州時代に発布された法律・法規命令がこれに加わる等、同一州内でも地域によって適用される法律が区々に異なるというものであった。また、それらの法律間の不斉合は、部分的には、行政規則によって補完されていた。以上のような、「分裂し、部分的に時代遅れとなった」多数の森林関係法規（BW州森林法提案説明書 68 頁）につき、時代に適合しなくなったものを廃止することを含め、新しく整序し、州内を統一的に扱う法律として統合する必要性があった。そして、この観点からの直接的な背景となったのは、州の支庁府の管轄区域の再編成及び 1975 年に施行された刑法改正であった。

法制定の第 2 の背景は、連邦森林法の制定の背景において述べた経済的社会的状況の下での環境プログラム或は国土利用上からの政策的要請である。この観点からは、直接的には、連邦の原則的規定である連邦森林法第 2 章「森林の維持」に州法を適合させることであったが、さらに、農業及び農林地基盤整備法、自然保護法等の、時代の要請に応じた新規の立法措置と森林関係法規の斉合を図る必要性が生じていたことも、本法制定の背景となっていた。

－個別事項の解説－

◎ 連邦森林法

- (4) 「Nutzfunktion」をここでは「利用機能」とした。この機能は、同条後段の保全機能・レクリエーション機能と対置されていることから、わが国の法令・通達等で使われる「木材生産機能」又は「木材等生産機能」にほぼ該当し、そのように訳することも考えられるが、単なる物的生産或は生産物の国民経済への供給を内容とする機能にとどまらず、所得創出機能・雇用創出機能等森林の物的生産物に起因する経済的諸効用を網羅するものであることから、上記の訳語をあてた。
- (5) 「Wasserhaushalt」をここでは、水の循環系と訳したが、基本法第 75 条第 4 号においては、これを水管理と邦訳している例がある。
- (6) これを、わが国の法令・通達における保健機能、保健休養機能等と訳すこと

も考えられるが、「Erholung」は「健康並びに精神及び身体の給付能力を取戻すこと」(Deutsches Universal Wörterbuch : Duden)であり、やや意味が広いと思われるので、「レクリエーション」を訳語としてあてた。

- (7) nachhaltig又はNachhaltigkeitは、従来の林学、林業、林政の分野では、木材収穫、林業生産に関する概念と言う理解の下に保続的、保続性と訳されてきた。しかし、BW州森林法第13条にみられるように、現在のドイツにおいては、その内容は従来と違って、変容し、広範なものとなっている。(訳注48参照)本来、この語彙は、長期にわたって続く、持続するという意味の一般用語である。現在林学・林業・林政の分野以外では、たとえば地球サミット等で持続的開発、持続的発展として使われている用語の「持続的」にあたるものである。以上のことから一般に理解しがたい「保続」の用語は、今後、林学・林業・林政の分野でも用いるべきではないと考え、この訳文では「持続的」或は「持続性」と訳している。

- (8) 遂語的に訳せば「伐りすかされた土地」となるが、「漸伐された跡地」とした。
- (9) 市町村組合は、基本法第28条第2項に規定された地域的共同体であり、「市町村組合も、法律の任務の範囲内で、法律に基づき、自治権限を有する。」とされる。

一般にドイツにおいては、州は、①Land(州)－Regierungsbezirk(支庁又は県と邦訳されている)－Kreis(郡)－Gemeinde(市町村)及び②Land－Kreis－Gemeindeの2つのタイプがある(たとえば、バーデン・ヴュルテムベルク州は、①のタイプ)。市町村組合という固有名詞を持つ団体は今日みられないというが、ニーダーザクセン州には、市町村と郡の間に連合市町村がある。また、ヘッセン州には、郡及び郡に属さない市の連合体であるLandschaftsverbände(地方行政組合)があり、これらが法律上市町村組合である。

- (10) 共同の任務を達成するためにつくられた、市町村又は市町村組合の結合体。1939年の目的組合法による。
- (11) 「レアルフェアバント……ゲヘーファージャフト及びそれらに類する共同体」は、いずれも、ドイツ法制上の沿革的、地縁的共同体であることから、邦訳を避け、固有名詞を用いた。ちなみに、マルクゲノッセンシャフトは、マルク共同体とも邦訳されている例があるが、ゲルマン時代に氏族団体から発展し

た地縁的な結合体で共同耕作にあたったものをマルクという。土地は総有の形態をとった。後に土地は、耕作者に分配されたが、森林、牧草地等は、村落や住民の共同所有地として残り、これに属する沿革的、地縁的結合体をマルクゲノッセンシャフトと称する。

- (12) 原則的規定 (Rahmenvorshrift) の意義は、(1)で述べた通り。大綱的規定と邦訳される例もみられる。

基本法第 75 条は、森林に関する制度を原則的規定の対象として明文化していないが、それにもかかわらず、本法で原則的規定として定められたのは、次による。

基本法は、土地の利用規制等に関し、収用その他一般的な土地法を競合的立法に係る事項とし、また、国土整備については原則的規定に係る事項としている。このような枠組の下で、連邦憲法裁判所は、連邦は州の国土整備についてその原則を定めることができるほか、都市建設計画については州との競合権限を有するという解釈を示した。そして、この解釈の下に 1960 年には、従来の各州の建設法と競合する連邦建設法が制定されたが、同法は単に都市建設に係るだけではなく、それが総合的な土地利用計画の中に適正に位置付けられることを意図した点で、単なる都市計画法を越えた意義を持ち、また、他の連邦法・州法で準用される収用等の手続を規定すること等から、土地利用規制の基本法典となったといわれている。その後、諸規制の統一的な基盤となる国土計画を策定するための法律として、1960 年以降、各州は、それぞれ固有の州計画法 (Landesplanungsgesetz) を制定したが、それらに原則的規定として連邦統一的な枠をはめるため、1965 年に連邦法律である国土整備計画法 (Raumordnungsgesetz、国土計画法とも邦訳されている。) が制定され、以来、これが国土利用或は土地利用規制の根本法典となっている。そして、国土整備計画法或は連邦建設法を補完するものとして、農地整備法、連邦自然保護法等が土地利用規制に関する原則的規定である連邦法としての機能を有しており、その一つにこの連邦森林法の第 2 章の規定があるのである。

以上については、ヨーロッパの土地法制 (稲本洋之助他編著) の第 3 部西ドイツに詳しい。

- (13) 「公権力の担い手」と邦訳されている例 (ドイツ法律用語辞典) もあるが、

ここでは、「ヨーロッパの土地法制」の訳語例に従った。

- (14) 「ヨーロッパの土地法制」では「森林大綱計画」としているが、Rahmen は、詳細を定めることなしに、一般的指針を定める旨の意味を有することから、ここでは、馴みやすさを考え「大綱」ではなく「基本」とした。なお、森林基本計画は、国土整備計画に係る計画であり、わが国の森林資源に関する基本計画、全国森林計画、地域森林計画のように、伐採、造林等の計画量や、森林施業の技術的規範等を計画するものではない。
- (15) 「森林構造」は、樹種、林令、樹高階等により表される個別林分の生物学的構造を意味するものではない。森林基本計画の具体的な例からみると、広く地域における資源的構成、森林の機能の賦存状況、森林の所有構造、林道の整備状況等自然的、経済的、社会的要素を包括する概念であることに留意する必要がある。訳注 17 と対比。
- (16) 国土整備計画法第 5 条第 2 項に規定される法律上の用語である。そもそも、憲法である基本法に掲げられるこの Raumordnung という用語は、広い意味での国土総合開発又は国土整備を意味するが、これに正確に対応する日本語はない。藤田は、「ヨーロッパの土地法制」において、これについて「土地利用ならびに自然的社会的文化的経済的事実や要求をその決定過程におりこんだ、人間の居住空間に影響するすべての事業や措置を包含する総合的な計画」という意味を持つ」としている。

連邦法である国土整備計画法は、国土整備の基本原則を規定している。連邦が定める国土整備に関する計画を一般的に国土整備計画 Raumordnungsplan と称する。これに対し、同法第 5 条第 1 項は、州がその領域につき、広域的かつ総合的な計画を策定すべき旨を定めている。州計画では、前述の基本原則の範囲内で州の国土整備に関する総合的意志が決定される。この総合意志が、法律上「国土整備及び州計画の目標」と称されている。ところで、国土整備計画法、連邦建設法その他の諸法律に基づき定められる国土整備のための諸計画は、総合的計画と特定部門計画に類型化されるが、「国土整備及び州計画の目標」は、国土整備に関するすべての計画を拘束し、当然、特定部門計画である連邦森林法、州森林法の計画も拘束する。

なお、前述の基本原則は、9 項目からなるが、第 5 項は「農業及び林業のた

めの土地利用の重要性が認識され、農山村地域からの人口の過度の流出が防止されるべきこと」を、第7項は「自然保護、環境保全等について配慮されるべきこと」を規定している。

(17) 林分の生物的構成状況を意味する。なお、「Aufbau des Waldes」の森林の構成の Wald は、通常、いわゆる生物的有機体の森、森林を意味し、訳注 15 の森林の構造、「Forststruktur」の森林、Forst は、一般用語としては「林業的原則に従って施業され、境界により区分されている森林 Wald」を意味する。(Deutsches Universal Wörterbuch, Duden)

(18) 森林基本計画は、州全領域の他、一般に、郡レベル、市町村レベルでたてられている。

(19) Zusammenschluß をここでは結合体と訳した。この語彙は、一般に結合、連合、合同を意味するが、ドイツの法律上の使用例及び邦訳例をみると、競争制限防止法第 23 条に、「企業の連合は、……」とあり、また、株式法第 192 条に「2 以上の企業が企業契約によって結合すること……」とある。本法第 6 条第 3 項第 6 号及び第 3 章では、同じ用語が用いられており、林業的連合と訳しているが、これはこの法律で規定された結合体であることから固有名詞としての名称が馴染みやすいように訳したもので、第 7 条第 1 項では、一般的な概念として用いられているので、結合体としたものである。訳注 26 を参照。

(20) Schutzwald の訳。これを「保安林」と訳するむきもあるが、保安林は、わが国森林法に規定された概念及び実体であり、公衆の保健や風致の保存の目的のものも含む。連邦森林法では、それらは、第 13 条レクリエーション林に該当するもので、別の制度の下におかれていることから、第 12 条を保安林と訳すのは適切ではない。

(21) 原文の erklären は、布告する、表示するの意味であり、従って単に「公告する」又は「告示する」と訳すことも考えられるが、告示は、別に B W 州森林法で bekanntmachen の用語が使用されていることを勘案し、ここでは指定も当然含まれると解して、「指定し、公表する」としている。

(22) 正式名称は、「大気汚染、騒音、振動その他これに類する事象による有害な環境作用を防除するための法律」(Gesetz zum schädlichen Umweltwirkungen, durch Luftunreinigungen, Geräusch, Erschütterung und ähnliche Vorgänge)。

連邦イミシオン保護法と訳されている例がある。

(23) 正式名称は、「水の循環の秩序のための法律」(Gesetz zur Ordnung des Wasserhaushalts)。水管理法と訳されている例がある。

(24) pflegenは、従来、林業関係では保育する、撫育するの訳語を用いることが多かった。しかし、法律上この用語は、Pflege der Landschaft等にも使われ、この場合は、景観保全、景観保護、景観管理等の訳語が用いられている。本来この言葉は、一般的に、育てる、保護する等の意味で用いられるもので、本法におけるその具体的内容は単なる森林施業の技術的な用語である保育でも、手を加えずに放置する単純な保護でもないのは明らかであり、ここでは、育成管理という訳をあてた。

(25) 森林訪問者の振舞い、マナーについての規定である。

(26) Forstwirtschaftliche Zusammenschlusseを森林組合と訳するむきもあるが、第2節から第4節までの規定により、その訳が適切でないのは明らかである。すなわち、森林組合とすると、わが国森林組合法に規定する、協同組合である森林組合と同様のものとの誤解を生むおそれがある。林業的連合の一つである第2節の森林経営共同体 Forstbetriebsgemeinschaft については、私法上の結合体であって、第18条において、協同組合の形態ばかりでなく、営利社団法人の形態、資本金会社の形態があることを明らかにしている。また、第3節の森林経営組合 Forstbetriebsverband は、公法上の法人であり、第23条は、州の所管官庁による強制的設立を規定し、又、第28条は議決権が所有する土地の規模で決ることを規定する。従って、私法人であり、自主的結合、任意の設立、加入・脱退の自由、議決権の平等等の協同組合原則（改訂森林法、森林組合法1頁（森林法制研究会））に基づいた人的結合体であるわが国の森林組合とは全く性格を異にするものである。（なお、森林組合は人的結合体であるが、森林経営組合は、第32条において土地の離脱を規定しており、その意味で単なる人的結合体の性格を越えていると考えられる。）

なお、ここで訳を林業的連合とした理由は、訳注19の通りである。

(27) 一般的に法律上は、特別法上、各種の共同目的遂行のための社団法人の一形態として「組合」の用語が用いられる。Verbandは、連合会と邦訳する例（連邦疾病保険金庫連合会等）もあるが、組合と邦訳する例（市町村組合）もあり、

第 3 節の内容を踏まえて森林経営組合と訳した。

- (28) Vereinigung を連合会と訳す例もある。(連邦ドイツ使用者団体連合会)
- (29) Erschließung は、林道による森林の開発を意味するが、森林の開発とすると、今日、他用途への開発転用と誤解されると考え、ここでは、森林の基盤整備と訳した。
- (30) 社員たる資格を有する会社に対する権利が、出資した資本によってのみ定められる会社であり、わが国の株式会社、合資会社、有限会社がこれにあたるとされている。
- (31) わが国の独占禁止法に、おおむね該当する。
- (32) 基本法第 8 章 a 「共同任務」の諸規定に基づくものである。1969 年の基本法改正により加えられたものであり、同第 91 条第 1 項は、「連邦は、次に掲げる分野において、州の任務が全体にとって重要な意味を持ち、かつ、連邦の協力が生活状態の改善に必要である場合は、各州のそれらの任務遂行に協力する(共同任務)。」とし、その分野の一つとして同項第 3 号に「農業構造及び沿岸地域保全の改善」を規定している。また、第 91 条第 3 項は、「連邦は、第 1 項第 3 号の場合には、その支出の少くとも半額を負担する。」として、財政負担義務を規定している。
- (33) 1975 年の秩序違反法により、従来の刑法の軽犯罪規定が刑法より削除され、これに該当する行為の一部が、新たに秩序違反法の秩序違反として規定された。秩序違反については、過料による懲戒等を行政庁が決定して、違反者に科するが、それらの手続きは同法で定めている。
- (34) 法規の性格を持たない行政命令であり、ドイツにおいて今日では、行政規則(Verwaltungsvorschrift)という法律用語が用いられている。
法規命令(訳注 45)に対置されるものである。
- (35) 州によってその組織名称は異なるが、一例として、B M 州森林法第 62 条を参照されたい。
- (36) 連邦建設法の関係条文の変更にに関する規定及び 1975 年当時特殊な法的地位にあったベルリン(米英仏ソの四国共同管理下におかれ、基本法の主権作用を完全な形で行使できなかった)に対するこの法律の効力を定めた規定。最新の法律条文を見ていないが、ドイツ統合により、この第 47 条及び第 45 条第 4 項は、

削除されたと思われる。

◎ BW州森林法

（全般的に連邦森林法と重なる用語が多い（例えば、第1条第1号の「利用機能」等）ので、それらについては、特に訳注を加えたもののほか連邦森林法の訳注を参照されたい。）

- (37) 連邦森林法及び他の数州の森林法の規定と違い、連邦の固有財産及び他のドイツ諸州の固有財産の森林は、本条により、この法律における国有林とされていない。それらの森林は、国有林でも団体有林でも私有林でもなく、本条後段により特別の法的地位が与えられている（BW州森林法提案説明書 79 頁）ことに留意されたい。
- (38) Waldwege を林道と訳した。わが国においては、「林道」の用語は、これまで一般的に林業的生産との関連で使用されてきているが、この法律では、たとえば、リクリエーション目的の交通の用に供する森林内の道路も Waldwege と称されており（第 19 条第 1 項）、わが国における林道よりも広い意味を持つことに留意されたい。
- (39) 単に造林による森林の増大を企図するだけでなく、場合によっては森林のない土地空間も計画的に維持するという原則を述べたもので、すぐれて国土整備計画の特定部門計画の側面をあらわす条文と考えられる。
- (40) 訳注 9 及び 18 参照。
- (41) 建設管理計画は、連邦建設法の規定により市町村が定めるもので、市町村の土地利用のマスタープランとしての役割を有する土地利用計画及び街区レベルの計画で住民を直接拘束する地区詳細計画からなる。
- (42) バーデン・ヴュルテムベルク州においては、国土整備計画法第 5 条に基づき州が定める州計画を、州計画法により、州開発計画・地域計画と称している。
- (43) Abgabe をここでは課徴金と訳した。基本法等の訳において、これを税と訳している例もある。いずれにしても税の一種である。
- (44) 正式名称は、農山村地域・食糧・農業及び森林省である。なお、landlicher Raum を田園地域と訳す例もあるが、ここでは、農山村地域とした。

- (45) 基本法第 80 条は、「法律によって連邦政府、連邦閣僚又は州政府に対し、法規命令を発布する権限を与えることができる。その権限の内容、目的、範囲は、法律において定められる。」としている。連邦森林法及び B W 州森林法においては、各所に法規命令に関する規定がらみられ、その発布権限は、中級森林官庁にまで及んでいる。わが国の国家行政組織法も、第 12 条において、各大臣が主務の行政事務について法律もしくは政令を施行するため、又は法律もしくは政令の特別の委任に基づいて、それぞれの機関の命令（総理府令又は省令）を発することができる旨を定めているが、ドイツにおける法規命令の範囲は、上記基本法等の通り、広範である。
- (46) 建設管理計画の利益と森林の維持の間の調整手続を規定する条文である。建設管理計画が先行する場合において、中級森林官庁が転用許可を仮予定できる旨の規定であり、両者の手続を効率的に行うことを目的として設けられたものである。
- (47) 転用は、他の用途が、他の法令等からみても現実として具体化されることが確実なものである場合に限り、行なわれるものである旨を担保するための規定である。
- (48) 「Nachhaltigkeit」．持続性の「概念は、従来の法規におけるものと違い、単に木材利用のみに限定されたものではなく、森林の保全機能及びレクリエーション機能にも拡張されている。これをもって、持続性は時代に適合した広範なものとなる。……（中略）……持続性の原則は、将来においても林業の最高指導原則である。」（B W 州森林法提案説明書 91 頁）ことに特に注目すべきであろう。
- (49) Pflege を、ここでは B W 州森林法提案説明書の解説に基づき、林分の保育と訳した。
- (50) Raumlische Ordnung の訳である。Raumlische Ordnung は、森林造成技術上、経営上等の観点から、各々の林分につき、隣接する林分を損うことなく収穫することを可能とする、林分の配置及び林分の取扱いをいう。（B W 州森林法提案説明書 93 頁）
- (51) わが国における、いわゆる天然更新補助作業に該当する。
- (52) 他の諸州（例えばヘッセン州）と違って、B W 州森林法は森林に関する経営

計画の策定についての私有林に対する法律上の義務を定めていない。本条に規定するように、法規命令をもって、これをできるものとされていることに留意する必要がある。

(53) Forstamt は、本法第 62 条等の規定からわかるように、単に国有林の管理経営にあたるわが国の営林署と異なり、広範な行政事務を行ない、主権作用的権限を有する官庁である。又、団体も Forstamt を設置できるとされている。従来、これをわが国では一般的に営林署と訳しているが、その実態を正しく反映する訳語ではなく、無用の誤解を与えていると思われるので、ここでは、森林署と訳した。

(54) Forstrevier は、従来、わが国では一般的に担当区と訳しているが、わが国では担当区は国有林固有の土地管理単位の名称として用いられてきたのに対し、本法第 48 条等からわかるように、B W 州では所有形態のいかんにかかわらず森林の地域的管理単位である。以上の実態及びわが国国有林において担当区の名称が先般廃止されたことも勘案し、ここでは、森林管轄区とした。

(55) Vorsorge は、単なる「配慮」を越え、思いやるという意味を持つことに留意する必要がある。

(56) いわゆるマンテル植生、林縁植生のことで、ドイツでは、一般的に森林造成技術上、特にこれを重視している。

(57) 「ヨーロッパの土地法制」は、Allgemeine Landeskultur を一般的農林基盤整備と訳している。Landeskultur については、森林の公益的諸機能との関係でさらに広い意味で使われることがあると思われるが、ここでは、農林基盤整備の訳語になった。なお、農業及び農林基盤整備法は、E C の共同農業政策の下で農業生産の用に供されなくなった土地につき造林すべき旨、造林にあたっての生態系、美観への配慮、造林の許可手続等を定めており、本法第 23 条の規定は、同法の林業側からの補完規定とされている。

(58) 正式名称は、農業構造改善及び農・林業経営体の保護のための措置に関する法律 (Gesetz über Maßnahmen zur Verbesserung der Agrarstruktur und zur Sicherung land- und forstwirtschaftlichen Betriebe)。1961 年制定。

(59) Altenteil の訳。農地の生前贈与に伴う、生涯うける定期金、現物給付等をいう。また、農民は、使用収益権等を留保することがある。これらの給付又は権

利を総称するもので、隠居分又は引退農民の扶養料とも訳されることがある。

- (60) この告示は、特定の森林を地番等をもって表示するものではない。BW 州森林法提案説明書は、「この告示は、行政的行為ではない。なぜなら、土地保全林の特性は、法律からおのずと生ずるからである。」としている（同109頁）
- (61) Bannwald の訳である。わが国国有林の保護林制度における森林生態系保護地域保存地区と似る制度である。
- (62) Schonwald の訳である。わが国国有林の保護林制度における植物群落保護林に似る制度である。なお、森林保護地域については、「森林・林業と自然保護」（林業と自然保護問題研究会）に詳しい。
- (63) 売り上げ税の免税対象とするための規定である。
- (64) 「Richtlinien」は、法律及び法規命令の実施の準則を定めた規定であり、準則と訳されている。行政官庁を拘束するが、裁判官は拘束しない。
- (65) この任務に属するものとして、BW 州森林法提案説明書は、「超長期の輪伐期を持つ、ナラ等の高価値材の育成」や「林木育種」を例示的にあげている。（同 127 頁）
- (66) 第 45 条第 5 項は、公共の利益のために国有林の森林財産を保全することを目的として設けられている。この目的の下に、同項は州財政法の規定の間げきを埋めている。すなわち、州財政法に基づく森林の土地の譲渡収入に加えて、立木蓄積資産そのものを取り崩すことによる収入も、森林の土地としての資産に帰させるべきというのが本項の趣旨である。
- (67) 定期経営計画の樹立作業の担い手は、第 2 項に規定するところであるが、その決定権限は第 3 項において団体そのものにあることが規定されていることに留意する必要がある。年次経営計画も同じ関係である。
- (68) Forstdirektion は、従来わが国では一般的に営林局と訳されてきたが、訳注 53 と同じ理由で、営林局の訳は適切ではないことから、地方森林管理局とした。
- (69) ortliche Zustandigkeit の訳。管轄権限の及ぶ地理的範囲をいう。
- (70) パーデン・ヴェルテムベルク州の最初の自然公園は、シェンブーフ自然公園であるが、その担い手は州であり、州森林行政組織がその実務を担っている。しかしながら、自然公園については、地域制をとるわが国の制度と違い、州のみならず、目的組合或は私法人もその担い手、すなわち管理運営の責任を担う

者となることができる。本項の規定は、そうした事態に備えたものである。

- (71) 高権とも訳される。統治権の一内容である。
- (72) 行政官庁の命令のうち、刑罰をもって一定の行為を禁じ、または命ずる命令を警察命令 (Polizeiverordnung) という。
- (73) わが国では、これまで一般的には、林業試験場と訳されている機関である。
- (74) Forstschutz の訳。森林病虫害等からの森林の保護は、Waldschutz といい (第 15 条第 7 項第 6 号)、これを森林保護と訳しているが、Forstschutz は、第 78 条～第 82 条の規定から明らかなように、すぐれて警察的な内容である。従って、これを森林保護と訳すのは、適当ではなく、森林警備とした。なお、Schutz を警備と訳すのは、基本法の連邦国境警備の例がある。
- (75) バイエルン森林刑法の同語を森林監視官と訳す例もあるが、BW 州の場合は私有林に従事する者もこの任務を受託できることから、官と訳すのは適当ではない。なお、基本法の訳例として国防受託者等がある。
- (76) 訳注 33 を参照。秩序違反行為は相当広範であることに留意する必要がある。
- (77) 秩序違反行為に対し、行政官庁は過料を科しうるが、さ細な違反行為に対しては、戒告を与え、これで不十分な場合には、戒告金を科しうる旨が、秩序違反法第 56 条に規定されている。
- (78) 依頼のあったドイツ語テキストには、(印刷しない) と記載されている。しかしながら、訳者の所有する 1975 年 7 月 9 日の州森林法案提案説明書の法律案文によれば、本条は全 6 項 21 号からなり、州行政法、州狩猟法、消防法、農業及び農林基盤整備法、警察刑法の引き継ぎのための法律及び自然保護法の関係条文の変更規定となっている。その遂条にわたる邦訳は煩瑣になるため省略する。
- (79) 依頼のあったドイツ語テキストには、(印刷しない) と記載されている。しかしながら、訳者の所有する 1975 年 7 月 9 日の州森林法案提案説明書の法律案文によれば、本条は全 2 項 30 号からなり、たとえば、1833 年 11 月 15 日のバーデン国森林法に基づき発せられた命令等が挙げられている。その遂条にわたる邦訳は煩瑣になるため省略する。

参 考 文 献

1. Bundeswaldgesetz (Ministerium für Ernährung, Landwirtschaft und Forsten, Bonn, 1976)
2. Gesetzentwurf der Landesregierung. Vorblatt zum Entwurf eines Waldgesetzes für Baden - Württemberg (Staatsministerium Baden-Württemberg, Ministerpräsident) 1975. Stuttgart: 訳注において「BW州森林法案提出説明書」としているもの)
3. Grundgesetz für die Bundesrepublik Deutschland (Wilhelm Goldmann Verlag, München, 1976)
4. ドイツ法律用語辞典 (大学書林)
5. ヨーロッパの土地法制 (稲本洋之助ほか編著、東京大学出版会、1983)
6. 森林法・森林組合法 (森林法制研究会、特別法コメンタール第1法規、1985)
7. 新法律辞典 (有斐閣)
8. 西ドイツ林業の推移と森林・林業政策の展開 (山縣光晶、森林計画研究会、会報第234号～238号、241号、243号、250号、252号、1978～1980、特に252号)
9. 森林・林業と自然保護 (林業と自然保護研究会、日本林業調査会、1989)

森林に関する助成措置の概要

I. 新種の森林被害（訳注 1）に起因する措置

申請をできる者：団体（訳注 2）、林業的連合（訳注 3）、農地整理組合及び個人は制限がない。連邦及び州は申請の権利がない。

最低補助額：森林所有面積 100 HA 未満の個人は 500 マルク以上、100～200 HA の者は 1000 マルク以上並びに 200 HA 以上の個人及び団体は 5000 マルク以上。

承認官庁：森林署（地方森林管理局）

準則／告示：1988. 2. 23 付け準則 52 - 8678.01。特別プログラム地域への適用のための例外規定は、1989. 4. 10 付け変更告示 8678.01。

番号	助成措置の概要	補 助 の 最 高 限 度			注／補助の要件
		補助割合の 限 度 %	H A 当 たり 補 助 限 度 額		
			特 別 プ ロ グ ラ ム 地 域 及 び 200 H A 未 満 の 個 人 所 有 者	そ の 他 の 申 請 者	
1.	土 壌 改 良 施 肥	80	720DM	600DM	補助可能な費用 —肥料、積み下ろし 費を含む。 —土壌及び葉の分 析、並びに必要な 場合には、施 肥の技術的鑑定。
	200 HA 未 満	80	820		
	個 人 所 有 者 同上・ヘリコプター	90	880		
2.	再 造 林				
2. 1	広 葉 樹 林 造 成	85	8400DM	7000DM	—通常の主伐では ないこと。 —被害度 3 及び 4
	獣害保護をとまな うもの		9600	8000	

	補植（換算面積）	70	4100	4100	の森林。 —前生林分がその輪伐期の60%に達していたものにあつては、該当する補助最高額の80%以内。 —伐採前植え込み及び下木植栽にすでに補助を受けた森林については、非補助。 —獣害保護：柵または鉄条網のみ。
2. 2	混交林造成	70/50(マツ)	4800DM	4000DM	
	獣害保護		6000	5000	
	補植（換算面積）	60/50(マツ)	2300	2300	
2. 3	ドイツトウヒ・ダグラスファー林造成	50	1800DM	1800DM	
	補植（換算面積）	50	1000	1000	
3.	天然更新				
3. 1	獣害保護（柵または鉄条網）	50	1000	1000	—実際に発生した費用に限り補助対象となりうる。
3. 2	混交成長の調整	50	500	500	第3者によって費用の一部が支払われている場合は、これを除く。

4.	伐採前植え込み				一疎林化した林分 または孔状にな った林分におけ るものに限る。 一最低面積0.1 H A（換算面積）。 一適正なHA当た りの本数を適正 な配置で、かつ 群状に入れる。 一必要な獣害保護 措置（柵張りま たは個別の保護 措置）が講じら れなければならない。 一野性動物の食害 のおそれがない 場合に限り、柵 や鉄条網による 保護は不要。
	及び下木植栽				
	モミ、ブナ	80	8400DM	7000DM	
	獣害保護を含むもの	80	9600	8000	
	補植（換算面積）	70	4100	4100	

Ⅱ. 従来の森林造成措置

申請をできる者：団体、林業的連合、農地整理組合及び個人（原則として 200 H A 未満）。連邦及び州は申請の権利がない。

最低補助額：森林所有面積 100 HA 未満の個人は 500 マルク以上、100～200 HA の者は 1000 マルク以上並びに 200 HA 以上の個人及び団体は 5000 マルク以上。

承認官庁：森林署（地方森林管理局）

準則／告示：1988. 2. 23 付け準則 52 - 8678.01。変更については、1989. 4.

10 付け告示 8678 01 を見よ。

番号	助成措置の概要	補 助 の 最 高 限 度		注／補助の要件
		補 助 割 合 の 限 度 %	H A 当 たり 補 助 限 度 額	
1.	造 林			
1. 1	広 葉 樹 造 林	85	7000DM	—L L 法（訳注 4）第 25 条の規定に基づ く造林許可の提出。 —最低 0.5H A の経営 面積が生ずること。 —獣害保護に対する 適切な措置の実施。 —樹種選択及び林縁の 形成に当って景観及 び生態系の観点から 適切な配慮がなさ れていること。 —獣害保護・柵また は鉄条網のみ。 —樹種選択に当たって 景観及び生態系に ついて適切な配慮が なされていること。 特に、それぞれの 自然的生態系の樹 種の導入。 —転換後の林分につ きの量的、質的に著 しい改善が見込める こと。 —転換後の林分につ いて将来にわたって 経営の安全性が担
	獣害保護を含む	85	7000	
	補植（換算面積）	70	4100	
1. 2	混 交 林 造 成	70／50（マツ）	4000	
			5000	
	獣害保護を含む	70／50（マツ）	2300	
1. 3	トウヒまたはダグ ラスファー林造成	50	1800	
	補植（換算面積）	50	1000	
2.	土 地 の 自 然 的 条 件 に あ っ た 高 林 へ の 転 換	造林の 1. 1 及び 1. 2 の 限度を見よ		
2. 1	土地の自然的条件 にあわない立木			
2. 2	低 収 穫 の 立 木			
2. 3	保全機能を有する 森林であって、過 度に老齢化した、も			

	しくは脆弱なものの 転換、または復元			保されていること。
3.	針葉樹及び ポプラの枝打ち	50 %	400DM 枝打ち高 4、5 mごと	—当該年度の予算に 応じ補助対象費用 の制限が可能。
4.	環境保全植栽及 び農地周囲樹林帯			
4. 1	環境保全植栽 (最小3列) 補植 (現実の割合)	85 80	1000 m ごとに 8000DM 1000 m ごとに 4100	—環境保全植栽は、 著しい環境の影響に よって生じる、また は生じるおそれのあ る、人間、自然的生 産基盤または景観に 対する被害を避ける ことに資するもので なくてはならない。
4. 2	農地周囲樹林帯 補植 (現実の割合)	造林の1. 1及び1. 2の 限度を見よ 80	1000 m ごとに 4100	—農地周囲樹林帯は 広葉樹の多い植栽に 限り対象とする。 —当該年度の予算に 応じ補助対象費用 の制限が可能。
5.	林分保育 樹高範囲		[200HA] (その他) 以下の 個人]	
5. 1	広葉樹林 2 ~ 20 m	50	700DM 500DM	—課税標準額 10 万マ ルクまでの事業体 に限る。 —ポプラの純林は非 補助。
5. 2	混交林 2 ~ 17/20 m	50	600 400	—州森林法第 30 条、 33 条の規定に基づく

5. 3	針葉樹林 2 ~ 17 m	50	400	—	土地保全及びレクリエーション林においては、それぞれHA 当たり 100 マルク補助額を上のせ。 —12 m以上の林分には、手入れをする場合には、利用可能な材からの収益は、補助対象費用から除かれる。 —当該年度の予算に応じ補助対象樹高範囲の制限が可能。 —5. 2について：主たる樹種がマツまたはカラマツの針葉樹林分も含める。
------	------------------	----	-----	---	---

Ⅲ. 丸太の長期的貯木のための施設及び設備

申請をできる者及び最低補助額：新種の森林被害に起因する措置及び従来の森林造成措置の場合を見よ。

承認官庁：森林署（地方森林管理局）

準則／告示：1988. 2. 23 付け準則 52 - 8678.01

番号	助成措置の概要	補助の最高限度 % または DM		注／補助の要件
1.	湿潤性貯木 (最小容量 500 m ³)	40	最高 15 DM/m ³	
2.	乾燥貯木 (最小容量 200 m ³)	40	最高 4 DM/m ³	

IV. 林業的連合

申請をできる者：認定された林業的連合

最低補助額：500 DM 以上

承認官庁：森林署（地方森林管理局）

準則／告示：1986. 2. 25 付け準則 52 - 766.3 : 1986. 4. 25 付け EM 告示
52 - 766.3

番号	助成措置の概要	補助の最高限度 % または DM	注／補助の要件
1.	投資	40 %	— 1 について： ここに含まれる もの：新しい道具、 機械、車両、素材 生産、貯木場並びに 技術的設備を含む 素材一貫処理場。 — 補充投資は非補助。
2.	管理費用及び 指導助言の費用	最初の 10 年間は 40 % 引き続く 5 年間は 30 % その後の 5 年間は 20 %	

V. 林業経営用道路の建設

申請をできる者：200 HA 未満の個人。所有者が錯綜する土地にあっては林業的
連合、団体及び 200 HA 以上の個人。

補助の要件：最低 1000 m の道路延長、年間の工事区間が 500 m を下らな
いものへの投資。

承認官庁：森林署。

準則／告示：1985. 12. 20 付け準則 52 - 766.1 : 1986. 2. 25 付け告示 52 -
766.1。

番号	助成措置の概要	補助の最高限度 % または DM	注／補助の要件
	路面が固められた道路の新設	建設費が km 当たり 50000DM 未満の場合 40 %	一道路延長が 1 km 以下の場合には、理由が必要。
	路面が十分固められていない既設林道の路面強化	建設費が km 当たり 50000DM 以上の場合 50 %	一個別のケースで適正な理由が認められるものについては、MLR (訳注 5) を通じて補助の上乗せが可能。

VI. レクリエーションのための措置

申請をできる者：団体、個人、社団。

最低補助額：団体は最低 5000 マルク、その他 500 マルク／年。

承認官庁：地方森林管理局

準則／告示：1988. 5. 30 付け準則 8843.02、1988. 11. 22 付け告示 8843.02。

番号	助成措置の概要	補助の最高限度 % または DM	注／補助の要件
	オーベレドナウ自然公園及びモデル助成地域「ジュートシュヴァルツヴァルト」	ごみの除去のための措置は 50 % ヴィジターインフォメーション、レクリエーション施設の建設及び維持、土地の購入は 60 % 景観育成管理の措置は 80 %	一モデル助成地域においては、決められた原則及び重点項目に合致したものが補助を認められる。

VII. 森林火災被害

申請をできる者：個人

承認官庁：森林署

準 則 / 告 示 : 1986. 2. 25 付け準則 52 - 762.1 / 8 : 1986. 4. 25 付け告示
8843.02。

番号	助成措置の概要	補 助 の 最 高 限 度 % ま た は DM	注 / 補 助 の 要 件
		被害の 50 % : ただし少なくとも も再造林費用	— 最小被害面積 0.1HA

VIII. 請負事業体及び林業機械協業体による林業機械及び馬の使用

申請をできる者 : 個人、協業体。

最 低 投 資 額 : 10000 マルク、馬及び馬で引く車を除くもの。

承 認 官 庁 : 地方森林管理局

準 則 / 告 示 : 1988. 1. 1 付け準則 52 - 762.4 : 1987. 8. 17 付け告示 56 -
8678。

番号	助成措置の概要	補 助 の 最 高 限 度 % ま た は DM	注 / 補 助 の 要 件
		馬及び馬で引く車にあつては 10 % トラクタその他の機械にあつ ては 10 %	— 申請者一人当たり 最高 30000DM。 — 毎年度MLRによ って確定。

IX. 職業に関係する再教育（成人教育）の助成

申請をできる者 : 準則に適合した個人。

最 低 助 成 額 : 20 マルク

承 認 官 庁 : 地方森林管理局または、カールスルーエFS（訳注6）、オク
センベルクMH（訳注6）。

準 則 / 告 示 : 1984. 24. 11 付け準則 52 - 930.7 : 1985. 1. 8 付け地方森林
管理局告示 930.0 - 61857 及び 1985. 3. 5 付け同告示。

番号	助成措置の概要	補助の最高限度 % または DM	注／補助の要件
	参加者への助成	毎日10DM（6時間以上） 宿泊を伴うもの20DM	—カリキュラムへの 出席に対して賃金 の支払いの義務の ない場合に限り、 助成される。

X. 複数の経営体にわたる森林病害の防除

申請をできる者：団体、林業的連合、個人。

最低助成額：団体は5000マルク、

その他：200HA未満1000マルク、200HA以上5000マルク。

承認官庁：地方森林管理局

準則／告示：1985. 10. 9付け準則762.1／3：1985. 11. 28付け地方森林管理局EM：1985. 1. 2付け局告示762. 1／3 - 65152。

番号	助成措置の概要	補助の最高限度 % または DM	注／補助の要件
		50%	一個別の経営体を越え防除活動が必要であることについての森林試験研究施設森林保護部の審査を助成の申請に添付しなければならない。

XI. 定期経営計画及び経営鑑定書の作成

申請をできる者：500HA未満の個人

承認官庁：地方森林管理局

準 則 / 告 示 : 1988. 5. 26 付け準則 52 - 8678. 04 : 1988. 7. 26 付け農山村地域省告示 52 - 8678.04

番号	助成措置の概要	補 助 の 最 高 限 度 % ま た は DM	注 / 補 助 の 要 件
		50 %、森林庁の各費用単価の最大 50 %	一単純な計画の更新については非補助。

XII. 自然現象並びに動物及び植物の害による異常な被害の際の援助

異常な被害について支弁するために、農山村地域省は、州森林法第 42 条第 2 項第 3 号の規定に基づき、現にある予算の範囲内で、具体的な被害態様に応じた準則を發布することができる。

番号	助成措置の概要	補 助 の 最 高 限 度 % ま た は DM	注 / 補 助 の 要 件
	申請の権利を有する者 : 原則として森林所有面積 100 H A 未満の個人		

(訳 注)

- (1) いわゆる酸性雨による森林被害をいう。
- (2) バーデン・ヴュルテムベルク州森林法第3条第2項の団体、即ち、市町村、市町村組合、目的組合等をいう。
- (3) 連邦森林法第3章の林業的連合、即ち、認定された森林経営共同体、森林経営組合及び認定された林業連盟をいう。(但し、バーデン・ヴュルテムベルク州森林法は、森林経営組合の、連邦森林法が授権する詳細規定を定めてないことから、同州では森林経営組合は実態的にないのではないかとと思われる。)
- (4) 農業及び農林地基盤整備法 (Landwirtschafts - und Landeskulturgesetz) の略。
- (5) 農山村地域・食料・農業及び森林省の略。
- (6) 森林学校等州森林官庁所属の教育施設。

初代造林の補助金の交付に関する農山村地域省準則

1991年7月4日 告示：52 - 8678.01

1. 助成目的及び法的根拠

1. 1

初代造林の補助金は、農業的に利用されている土地へ初代造林した後の所得の損失について、その一部を埋め合わせるべきものである。

1. 2

この助成は、1985年4月4日に改正された州森林法第42条（州法律公報106ページ）、州財政法第23条、第44条及び第44a条並びにその行政規則に基づくとともに、この準則の基準に従って交付される。補助金の交付についての申請者の請求権は存在しない。さらに、許可官庁は、管轄する裁量権に基づき、毎年、支弁可能な予算の範囲内で補助金の交付を決定する。

2. 助成の受領者

次の者の所有する土地。

- 農業経営者老齢扶助法第1条第3項における農・林業事業者
- 農・林業経営体を経営し、かつ、教会、公益または慈善の目的を持つ法人
- 農業構造または森林構造の改善のために初代造林を必要としている、その他の経営体所有者または土地所有者（自然人に限る）であって、土地の錯綜する所有状態または集積状態の理由から、造林をまとまって実施しなければならないもの。

但し、農業的営利活動の停止の促進のための法律の規定に基づく給付を受けた者は、除かれる。

3. プロジェクト推進のための補助の要件

3. 1

造林補助金は、許可を得て行われた初代の造林が1990年12月31日以降に完了した場合、これについて交付される。

3. 2

造林面積は、申請者ごとに、あわせて最低 0.5 ha なければならない。造林された土地が現にある森林または他の造林地に接してある場合に限り、最低面積は 0.3 ha に減少する。

3. 3

補助は、造林された土地が秩序に則して保育されていることを要件に、交付される。

3. 4

短伐期の施業を目的とする初代造林は、補助から除かれる。

3. 5

耕地の閉鎖に関する原則に基づいて補助の給付が続いている間は、造林補助金は、交付されない。

4. 助成の形態及び額

4. 1

造林補助金は、初代の造林を行った時点から数えて 20 年までの期間について、毎年、補助金の形態で交付される。

4. 2

造林補助金は、経営の収益指数及び造林によって成立した林分の種類に従って、段階的に交付される。(付属資料参照)

造成された林分は、広葉樹林分、針広混交林分またはトウヒもしくはダグラスファー混交林分のいずれに属するかの観点から、当該造林の実施年度において効力を有する、森林造成措置に係る補助の交付に関する農山村地域省準則の基準を満たしていなければならない。

4. 3

100 マルク未満の額は支払われない。

5. その他助成に関する規定

造林された土地について第 4. 1 の期間内において所有権が他の者に移転した場合には、その者は、補助の要件を満たしている場合に限り、残余の期間について造林補助金を受けることができる。

6. 手続き及び支払い

6. 1

造林補助金の申請は、初代造林の実施後 7 月 15 日までに、所管する農業事務所に提出されなければならない（除斥期間は、毎年 8 月 31 日）。農業事務所は、農業に関する重要な助成要件を審査し、申請をさらに所管森林署に送る。

申請者の事業もしくは経営の本拠地の地区にある農業事務所または森林署は、土地管轄権を持つ。

6. 2

所管森林署は、申請のうち林業に関する部分を審査し、造林補助金に同意し、及び申請の技術的な処理のために、州農地整備局にこれを送る。

6. 3

州財政法第 44 条第 20 項第 10.1 号の規定にかかわらず、プロジェクト推進のための助成に係る一般的付帯規定は、適用しない。

申請の中の記載事項は、助成のための使用証拠として有効である。

7. 施 行

この準則は、1991 年 1 月 1 日に遡って施行される。

(付 属 資 料)

造 林 補 助 金 の 段 階 区 分

	経 営 の 収 益 性 指 数		
	60 以 上	28 以 上 60 未 満	28 未 満
広 葉 樹	5	4	3
針 広 混 交 林	4	3	2
トウヒ・ダグ ラスファー混交林	3	2	1

段 階	年 当 た り ヘクタール当たりマルク
1	300
2	350
3	400
4	450
5	500

林業的に不利な地域における森林施業の助長の為の助成に関する農山村地域・食料・農業及び森林省準則

(平衡給付金－森林－)

1991. 5. 31 付け

52/64 - 8678.16

1. 助成目的、法的根拠

1. 1

この助成は、与えられた自然的条件（特に、困難な地形、厳しい気候及び土壌の状態）の下で森林の木材生産能力が低く、施業が困難な状況にある地域において、森林施業を確保することに資するものでなくてはならない。助成は、自然循環系及び文化的風土の維持及び保護並びに森林の保全機能の確保のために環境にとって必要な、農業及び林業経営を保障することに資するものである。

1. 2

助成は、州財政法第 23 条、第 44 条及び第 44 a 条並びにそれらに係る行政規則及びこの準則に従うとともに、州予算に計上された予算措置の範囲内で実施される。

請求権は存在しない。

2. 助成の受領者

バーデン・ヴュルテムベルク州に事業の本拠地を持つ農業及び林業事業者（自然人に限る）であって、州森林法第 56 条の規定に基づく共同体有林の理論上の持ち分も含めた、州内におけるその森林面積が最高 200 ヘクタールまでの者。

3. プロジェクト促進のための助成の要件

3. 1

平衡給付金－森林－は、別添 1 において限定された地域（訳注、テキストに未添付）における、次のいずれかの申請者の森林に与えられる。

申請時において、

- 農・林業複合事業者として少なくとも3ヘクタールの農用地を経営する者であって、山岳地域及び特定の不利な条件の地域における農業経営体の助成のための農山村地域省準則に基づき、平衡給付金を受ける資格を有し、及び不利な地域（別添1）において3ヘクタール以上の森林を施業する者。
- 林業専門の事業者または3ヘクタール未満の農用地を持つ農・林業複合事業者として、不利な地域（別添1）において5ヘクタール以上の森林を施業する者。

3. 2

平衡給付金－森林－は、次のいずれかの場合にあっては、これを与えないことができる。

- 次の場合の初代造林。
 - * 申請の年に適用されている、耕地の閉鎖の助成のための農山村地域省準則に基づいて補助を受けているもの。
 - * 申請の年に適用されている、山岳地域及び特定の不利な条件の地域における農業経営体の助成のための農山村地域省準則に基づいて、平衡給付金を受けているもの。
 - * 申請の年に適用されている、造林補助金の供与に関する農山村地域省準則に基づいて補助を受けているもの。
- 農業経営者老齢扶助法の規定に基づく老人年金、農業的営利活動の停止の促進のための法律の規定に基づく生産放棄年金（FELEG）もしくは土地譲渡年金、または土地賃貸奨励金を得ている場合。
- 秩序に則した林業の原則に従って森林の施業が行われない場合。特に、保育の不足が明らかであり、勧告を行ってもなお森林所有者がそれを定められた期限内に解消しない場合。

3. 3

平衡給付金は、前年度の税額査定書に基づく申請者及び配偶者の確定所得の合計が100000 DMを越えない場合に限り、与えられる。

4. 助成の形態及び限度

4. 1

平衡給付金は、定額供与として補助金の形態で与えられる。また、毎年、申請年の7月1日の確定日に森林の構成、その相対的価額（林業）（訳注、税法上の用語である）及び州森林法第30条に基づく土地保全林の割合に従って算定される。

4. 2

平衡給付金は、林業的に不利な地域（別添1）における申請者の森林面積に応じて割り当てられる。但し、3. 2に掲げる場合にあってはこの限りではない。

4. 3

平衡給付金は、基本額に割増し金を付けた形態で与えられる。

給付額は、毎年ヘクタール当たり次の通りとする。

シュヴァルツヴァルト		
基本額	90 DM	未 満
割 増 し 金 A	30 DM	未 満
割 増 し 金 B	30 DM	未 満

オーデンヴァルト		
基本額	75 DM	未 満
割 増 し 金 A	30 DM	未 満
割 増 し 金 B	30 DM	未 満

そ の 他 の 地 域		
基本額	50 DM	未 満
割 増 し 金 A	30 DM	未 満
割 増 し 金 B	30 DM	未 満

割増し金Aは、相対的価額（林業）がヘクタール当たり200 DM未満の事業者の場合に与えられる。割増し金Bは、法律に基づく土地保全林を含む森林に

ついて与えられる。割り増し金は合算される。

4. 4

助成の最高額は、全ての申請の受理後、その年度の支弁可能な予算額に従って確定される。

5. その他の助成についての規定

5. 1 最高額に関する規定

通算できる森林面積を 100 ヘクタールを越えて所有する申請者の場合には、当該申請年に対する平衡給付金－森林－は、その事業者のために算定された、通算可能な森林 1 ヘクタール当たりの平均額に 100 を乗じて得た額を限度に与えられる。

6. 手続き及び申請

6. 1

1991 年の申請は、管轄森林署に対して、別添の用紙を用いて行われなければならない。申請者がその事業または経営の本拠地を持つ地を管轄区域とする森林署が、これを管轄する。

6. 2

複数の農・林業複合経営体または林業経営体を経営する申請者は、林業的に不利な地域にある森林を合したものに限り申請を行うことができる。

6. 3

申請は、管轄森林署に遅くとも 8 月 31 日までになされなければならない（除斥期間）。その年の 7 月 15 日以降に到着した申請については、当該年における支払いは保障されない。

6. 4

管轄森林署は、森林の所有関係の観点からの申請の適格性、法律で定められ

た土地保全林の包含関係、森林に関して十分、かつ、正しい報告があること及びこの準則の 3. 3 に基づく所得の状態について審査する。

管轄森林署の管轄区域外の森林については、その森林の所在地を管轄区域とする森林署の発する、土地保全林の面積及び包含関係についての証明が提出されなければならない。

6. 5

管轄森林署は、申請を土地管轄権を有する農業事務所を経由してバーデン・ヴュルテムベルク州農地整備局に移達する。農地整備局は助成の決定を行う。

申請者の事業または経営の本拠地のある管轄区域を持つ農業事務所は、土地管轄権を持つ。農業事務所は、初代造林が山岳地域農業者プログラムに基づく平衡給付金及び耕地の閉鎖の助成に組み込まれていることについて審査する。

6. 6

許可官庁は州農地整備局とする。州農地整備局は、森林署及び農業事務所の専門的審査結果に基づいて決定する。

6. 7

州財政法第 44 条第 20 項第 10.1 号の規定にかかわらず、プロジェクト推進のための助成に係る一般的付帯規定は適用しない。申請の中の記載事項は、使用証拠として有効である。

7. 施 行

この準則は、地域の限定（別添 1）を含め、E C 委員会の承認の後、別の告示によって施行される。

農山村地域・食料・農業及び森林省

シュツットガルト 1991、5、31

平衡給付金－森林－申請書1991

(別添の説明書に注意してください)

備考 申請は、記載された事項が正しく、かつ十分な場合に限り、これを処理することができる。

1. 住所及び銀行関係

あなたの住所及び銀行関係が右に添付された紙に記載されていないか、または、正確に記載されていない場合に限り、記入してください。

☐ 1 会社 2 男性 3 女性

姓／事業体名

名前

通り及び家屋番号／私書箱

郵便番号

住所

電話番号

銀行

銀行番号

口座番号

申請書は、すべてを記載して、遅くとも1991. 7. 15までに管轄森林署に提出してください。

☐ 該当するものに×印を記入してください。

2. 私／私達は、

私／私達の森林（申請書の6. 2もしくは次の書類参照）に対して平衡給付金－森林－を申請します。森林には、州森林法第56条に基づく共同体有林並びに共有財産における私／私達の持ち分を含みます。

（ハーデン・ヴェルテムベルク州に住所を持つ事業者の全ての事業所について一つの申請書で申請することができます。）

3. 私／私達は、

☐ 農山村地域省準則 64 - 8519 00（山岳地域農業者プログラム）に基づく不

送付された書類の住所を記載した貼紙をここに貼付してください。

新規の申請者の場合または住所貼紙が欠けている場合には、農業事務所によって全て記載すること。

州番号 08	地域番号	L f d 番 号	Pz
申請者番号			
農業事務所		農業事務所 番号	
管轄森林署		森林署番号	

農業事務所受理印

森林署受理印

利な地域のための平衡給付金についても、共通の申請手続きの枠組みの中で申請します。

4. 事業（経営）についての申告

私は、

- ☐ (1) 農業経営者老齢扶助法の規定に基づく老人年金、土地譲渡年金または土地賃貸奨励金を受け取っています。
- ☐ (2) 農業的営利活動の停止の促進のための法律の規定に基づく生産放棄年金を受取っています。

5. 所得

私及び配偶者の確定所得（会社または団体の場合には、持ち分所有者の所得。その配偶者の最高確定所得も含む）は、前年度の税額査定書によれば、

- ☐ (1) 100000 DM 未満です。
- ☐ (2) 100000 DM 以上です。

6. 森林の明細

6. 1 申請者の、バーデン・ヴュルテムベルク州における全森林

所有の種類 森林面積 森林の明細は、この申請書を構成する、次の ____ ページでできている。

(1) 単独所有

(2) 共有

(3) 共同体有林

総計

6. 2 林業的に不利な地域における森林

(面積 ha、a、相対価額DM/ha)

区画 番号	耕地 番号	所有の 種類 (1) 単独 所有 (2) 共有 (3) 共同 有林	森林面積	非算入森林面積 欄4のうち次を申 請済みの初代造林			算入され うる面積 (欄4－ 欄5～ 7)	相対的 価 額 (林業)	欄8のうち 土地保全林
				土 地 放 棄 奨励金	山岳地域 農業者プ ログラム による平 衡給付金	造 林 補助金			
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10

7. 申請者の説明

バーデン・ヴュルテムベルク州における私／私達の事業に係る森林面積は、200ヘクタール未満です。

私は、平衡給付金を申請している森林を秩序に則して施業していることを証言します。

私は、森林明細の第5欄から第7欄までに記載されたもの以外には、なんら該当する準則に基づいた補助を申請していないことについても証言します。

私は、この申請書の記載事項が正しく、かつ、完全であることを、誓って証言します。

私は、記載事項に誤りがある場合、不完全な場合及び記載を怠ったものがある場合には、補助金を返還することがありうることを承知しています。

私は、管轄税務署または市町村役所・場か資産状態及び相対的価額（林業）を確定す

るために、この申請書の処理を管轄する官庁に対し情報を提供することを承諾します。

8. データの保護

私は、姓名、住所及び銀行関係並びに経営データの保管及びそれらのデータを助成及び平衡給付金の申請の処理のために、他と合わせて使用すること並びに統計の作成及び後年度の申請の準備のために使用することを承諾します。この申請書の記載事項については、法令（州情報保護法第9条第2項）に基づく義務はありません。

記載事項はコンピュータによる情報処理によってのみ加工ができます。

助成のために重要な事実

私の申請書に記載された事実は、刑法第264条における助成のための重要な事実であり、申請した補助の承認、実施、返還、延長または停止は、これに依拠することを承知しています。助成のために重要な事実は、さらに、州行政手続き法令（州行政手続き法第43条、第48条及び第49条）、財政法令（州財政法第44a条）または他の法令に基づく補助金の返還に係るすべての事実です。私は、助成のために重要な事実が誤っている場合もしくは不完全な場合または助成のために重要な事実を記載することを怠った場合には、刑法第264条に基づく詐欺による補助の申請として罰せられることを、承知しています。

私は、私が申請した助成措置についての準則及び説明を承知しています。

年月日

申請者の署名

添付書類： ☐ 昨年度の税額査定書
☐ 課税標準価格決定書

森林署の事務処理記録

☐ 該当するものに×印をすること

- － 所得（申請書第 5）は審査された。また、必要により、申請者と相談の後、記載事項は変更された。
- － 森林明細は、1 欄及び 10 欄について補正された。9 欄については課税標準価格と比較して審査され、必要により、申請者と相談の後、記載事項は訂正された。

注意（秩序に則した施業の点から問題のある保育不足が認められる場合には、森林署は該当するものに×印をすること）

森林署は、申請者の森林において森林に関する措置が緊急に必要であることを指摘する。従って、その措置が次の時期までに実行されない限り、平衡給付金－森林－を供与することは疑問である。

☐ 1994. 7. 1

☐ 1996. 7. 1

場所、年月日

署名

農業事務所の事務処理記録

申請者番号及び第 4 項の経営のデータは審査され、必要により、新規に与えられた。

場所、年月日

署名

森林署

平衡給付金－森林－の
申請用

森林署

番号

ページから ページ

この明細の審査、補正または
訂正を行った森林署

申請者名 住所

州番号 08	地域番号	L f d 番号	Pz
申請者番号			
農業事務所		農業事務所 番号	

送付された書類の 住所を記載した小 さい貼紙をここに 貼付してください。

林業的に不利な地域における森林

区画 番号	耕地 番号	所有の 種類 (1) 単独 所有 (2) 共有 (3) 共有 林	森林面積	非算入森林面積・ 欄4のうち次を申 請済みの初代造林			算入され うる面積 (欄4－ 欄5～ 7)	相対的 価額 (林業)	欄8のうち 土地保全林
				土地 放棄 奨励金	山岳地域 農業者プ ログラム による平 衡給付金	造林 補助金			
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10

森林署の事務処理記録

森林明細は、1欄及び10欄について補正された。9欄については課税標準価格

と比較して審査され、必要により、申請者と相談の後、記載事項は訂正された。

注意（秩序に則した施業の点から問題のある保育不足が認められる場合には、森林署は該当するものに×印をすること）

森林署は、申請者の森林において森林に関する措置が緊急に必要であることを指摘する。従って、その措置が次の時期までに実行されない限り、平衡給付金－森林－を供与することは疑問である。

☐ 1994. 7. 1

☐ 1996. 7. 1

場所、年月日

署名

1991 年の平衡給付金－森林－のための申請書類についての説明

一 般 的 事 項

次の説明及び注意に気をつけてください。

この申請書の記載事項はコンピューターによる情報処理の手段によってのみ処理されます。従って、注意深く、よく読めるように記入してください。そうすることによって、後日の問い合わせや支払いが遅れることを避けることができます。あなたは、この申請書についての注意や情報を、森林署または農業事務所において得ることができます。

この申請書があなた宛てに直接送られた場合に限り、貼紙をご使用ください。

申請書類を複数の項目について記入するかどうかは、あなたの資料によって決まります。どうぞ、資料を申請の項目と同じように丁寧に記入ください。また、場合によっては、後日問い合わせを行うことがありますので、その内容をよく覚えておいてください。申請用の書類がさらに必要な場合には、どうぞ森林署または農業事務所までお問い合わせください。

この申請は、必要な事項をもれなく記入して管轄森林署に遅くとも 1991 年 7 月 15 日までに提出されなければなりません。申請を管轄するのは、あなたの事業もしくは経営の本拠地の森林署です。申請が遅着した場合には、本会計年度における補助金の支払いは実施されません。完備した申請の除斥期限は 1991 年 8 月 31 日です。すなわち、遅くとも 1991 年 8 月 31 日までに申請書がもれなく、適正に記載されて、提出されていない場合には、処理されません。

平衡給付金－森林－についての法律上の請求権は存在せず、またこの申請の提出がその根拠にはなりません。

平衡給付金－森林－については、バーデン・ヴュルテムベルク州に事業地を持つ農業及び林業事業者で、州森林法第 56 条の規定に基づく共同体有林の理論上の持ち分も含めた、州内におけるその森林面積が最高 200 ヘクタールまでの方が申請することができます。その他の要件は次のとおりです。

- 3 ヘクタール以上の農用地を経営し、かつ、山岳地域及び特定の不利な条件の地域における農業経営体の助成のための農山村地域省準則に基づき、平

平衡給付金を受ける資格がある農・林業複合事業者であって、林業的に不利な地域において3ヘクタール以上の森林を施業する者。

または、

- ー 林業専業の事業者または3ヘクタール未満の農用地を持つ農・林業複合事業者として不利な地域において5ヘクタール以上の森林を施業する者。

上記の最小面積には、林業的に不利な地域における初代造林地であって、それぞれの該当する準則に基づき、耕地閉鎖促進奨励金、不利な地域のための平衡給付金または初代造林のための造林補助金が交付された初代造林地の面積も算入されます。

平衡給付金－森林－は、林業的に不利な地域にある森林に限り申請することができます。その他の森林は補助の対象外です。補助の適格性を有する森林を計上するに当たっては、さらに、上記農山村地域省準則（山岳地域農業者プログラム、耕地の閉鎖の助成、初代造林の補助）に従って補助金が交付された初代造林地は、その対象外となります。

シュヴァルツヴァルト地域、オーデンヴァルト地域及び林業的に不利な地域内のその他の地域にある森林が、補助額算定の基準になります。この3地域においてはそれぞれヘクタール当たりの補助額は異なります。これに加えて、相対的価値（林業）が200マルク以下の事業者の森林及び法令で定められた土地保全林にある森林に対しては、割り増し金が交付されます。

あなたの申請において、100ヘクタール以上の森林が平衡給付金の適格性を有するものである場合に限り、平衡給付金の適格面積のヘクタール当たりの平均額に100を乗じて得られる補助最高額が査定されます。

申 請 者

一人の事業者によって経営されるすべての事業地を一つにまとめて申請することができます。

共同体有林または共有林の持ち分については、事業者のその他の森林とまとめて申請することができます。

いわゆるライブゲデインクヴァルト（訳注：使用収益権の一種）としての使用

形態または他の賃貸借の形態で森林所有者として権利がある森林についても、含むことが可能です。すなわち、そのような場合には、その森林を実際に経営している者が、平衡給付金－森林－を申請することができます。

申請書の各項目の説明

第1項：住所及び銀行関係について

あなたが、貼紙と一緒に送られた申請の資料を受取った場合には、住所または銀行関係の変更については、この貼紙の記載事項に対してのみ記入してください。その他の申請者は、「住所及び銀行関係」の欄に間違いのないように書き込んでください。できるだけブロック体の文字をご使用ください。

第3項：不利な地域のための平衡給付金の同時申請について

あなたが1991年において、山岳地域農業者プログラムに基づく不利な地域のための平衡給付金について、共通の申請手続きの枠組みの中で、あわせて申請する場合に限り、四角の枠の中に×印をご記入ください。この記入は農業事務所または州農地整備局における審査に必要です。

第4項：事業（経営）についての申告について

申請者が農業経営者老齢扶助法の規定に基づく老人年金または土地譲渡年金、土地賃貸奨励金もしくは生産放棄年金を得ている場合には、平衡給付金は交付されません。

第5項：所得について

平衡給付金は、前年度の税額査定書における、あなた及び配偶者の確定所得の合計が100000マルクを越えない場合に限り、交付されます。会社及び団体においては、持ち分所有者の所得に配偶者の確定申告を加えた額が、基準となります。前年度の税額査定書もしくは税務署の該当する証明書が、この申請書に添付して提出されなければなりません。

第 6 項：森林の明細について

森林明細は、助成の査定のための重要な基礎となるものです。従って、特に注意して、もれなく、また、正しく記載されなければなりません。

第 6. 2 項においては、林業的に不利な地域にある森林に限り、これを計上することが認められています。あなたが州森林法第 56 条に基づく共同体有林並びに共有財産としての理論上の持ち分を有する森林にあつては、その権利関係に基づいた申請者の持ち分に該当する部分が記載されなければなりません。

どこが林業的に不利な地域に該当するかについての情報は、森林署または農業事務所で得ることができます。

この明細が複数のページにわたる場合に限り、用紙を別添して、記載することができます。次の場合には、それぞれ用紙を別添して提出しなければなりません。

- 申請書の 2 ページに記載の余地がない場合。
- あなたが、あなたの事業地を所管する森林署以外の地区にある森林について平衡給付金－森林－を申請する場合。それらの森林は、別添の用紙に記載され、そして、これを管轄する森林署に、必要な資料とともに審査のために提出されなければなりません。その後、審査された書類は、この申請書に添付して提出されなければなりません。

相対的価額（林業）は、最新の課税標準価格決定書から転記されなければなりません。相対的価額（林業）は、ヘクタール当たり 200 マルク未満の場合についての上乗せの審査のための基礎となります。

森林細目の記載については次のきまりがあります。

1. 森林面積は、ヘクタール (ha) 及びアール(a)で記載されなければなりません。州森林法第 56 条に基づく共同体有林及び共有財産にあつては、それぞれ、申請者の森林面積の持ち分がヘクタール (ha) 及びアール(a)で記載されなければなりません。森林所有者が森林を 2 以上の市町村に所有する場合には、それぞれ、市町村ごとに記載されなければなりません。
2. 造林の許可を得たものであって、第 5 から第 7 までの欄に掲げた助成準則に基づき補助申請された森林にあつては、それぞれの森林面積についてヘクタール及びアールで記載されなければなりません。この場合、1991 年については、第 7 欄（造林補助金）への記入は行わないでください。

3. 第3欄及び第4欄には、それぞれの市町村の名前をご記入ください。同一の市町村に対して、他にご記入する場合にあっては、市町村名を一回記入することです。
4. 第9欄（相対的価額（林業））に記入する場合にあっては、商業簿記の要領で全額をマルクでご記入ください。
5. 市町村番号及び耕地番号並びに土地保全林は森林署によって記入されます。
書類を別添する場合には、別葉の名称、氏名、住所並びにその審査を実施する森林署は、申請者によって記入されなければなりません。

森林明細記載のための例

林業的に不利な地域の森林

－訳注：例示の表は省略した－

例・申請者は、ブーヘンバッハ村に4 ha 1 aの森林を所有している。そのうち3 ha 20 aは、耕地閉鎖促進奨励金もしくは山岳地域農業者プログラムに基づく初代造林についての平衡給付金を申請済みの森林である。さらに、同人は、同村に州森林法第56条に基づく共同体有林の持ち分を2 ha 1 a持っている。申請者は、その他の市町村においても12 ha 8 aの森林を所有しており、そのうち1 ha 2 aは、山岳地域農業者プログラムに基づく初代造林についての平衡給付金を申請済みである。この市町村における森林について、同人は、別個の課税標準価格を得ている。

第7項：申請者の説明について

この説明によって、あなたは、補助の交付のための決められた要件の遵守について証言します。最大面積200 ha及び秩序に則した施業についての証言については、特にご注意ください。

申請書の署名について

あなたまたはあなたの配偶者によって署名された申請書に限り、処理が可能となります。この場合、一名の署名で足ります。

訳 者 略 歴

山 縣 光 晶

現 職 : 長野営林局計画課長

略 歴 : 昭和 47 年農林省入省(林野庁)。

林野庁計画課森林計画官、外務省経済協力第 2 課課長補佐、
定山溪営林署長、林野庁管理課課長補佐、経営企画課課長補佐
等を経て、平成 3 年 10 月より現職。

この間、昭和 51 年 3 月より昭和 53 年 3 月まで、西ドイツ留
学(連邦食糧・農業・森林省連邦林業林産研究所客員研究員。
ハンブルグ大学経済学部にも通う。)

ドイツの森林法と助成措置

熱帯林情報 No. 2

平成 5 年 3 月 30 日

訳 者 山 縣 光 晶

編 集 (財)国際緑化推進センター
発 行

〒112 東京都文京区後楽 1-7-12

TEL 03-5689-3450

FAX 03-5689-3360

印 刷 ヨシダ印刷株式会社

〒124 東京都葛飾区奥戸 4-21-4